

第3期 安芸市教育振興基本計画



令和7年3月
安芸市教育委員会

目 次

第1章 安芸市教育振興基本計画について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
3 計画の位置付け	2
第2章 安芸市の教育の現状と課題	3
1 第2期基本計画期間中（令和元年度～令和6年度）取組	3
（1）基本理念	3
（2）基本目標の達成状況（第2期基本計画）	3
（学校教育）	3
●知の分野	3
●徳の分野	7
（1）不登校の状況	7
（2）暴力行為の状況	7
（3）いじめの状況	8
（4）自己肯定感等の状況	9
●体の分野	10
（生涯学習）	12
●スポーツの振興	12
●文化芸術の振興	13
●図書館等の活用を通じた生涯学習の推進	13
●人権教育の推進	14
（青少年育成）	14
●青少年の健全育成	14
2 社会の状況	15
（1）社会の変化	15
（2）人口減少と児童数の減少	15
（3）デジタル化	18
（4）グリーン化	19
（5）グローバル化	19
第3章 第3期基本計画の基本理念と基本目標・測定指標	20
（1）基本理念	20
（2）基本目標と達成を確認する測定指標	20
●基本目標1 「確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した 学びの展開」	20
●基本目標2 「健やかな体の育成と、基本的な生活習慣の定着」	21
●基本目標3 「豊かな心の育成と、多様性、包摂性を尊重する教育の推進」	22
第4章 基本方針と政策・施策・取組	24
●基本方針1 全ての子どもたちが、急速に変化する予想困難な今後の社会 を生き抜く力を身につけるための教育の推進	24
1ー基本政策1 個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた、授業づく りの推進	24
1ー基本政策2 社会とつながるキャリア教育・職業教育の推進	27
1ー基本政策3 安芸市や高知県、我が国の伝統・歴史・文化等を学ぶとともに、 グローバル社会で活躍する人材を育成	28
1ー基本政策4 主体的に社会参画を行い、社会的な課題解決等に取り組んで いく人材を育成	31

1ー基本政策 5	自尊感情や他者への思いやりを育み、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現の両立を図るための教育の推進・指導強化.....	34
1ー基本政策 6	生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの充実.....	39
1ー基本政策 7	就学前教育・保育の質の向上	43
1ー基本政策 8	親育ち支援*の充実	45
●基本方針 2	子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進.....	47
2ー基本政策 1	切れ目のない特別支援教育の推進	47
2ー基本政策 2	重層的な支援体制の整備・強化による不登校対策の推進	49
2ー基本政策 3	虐待や貧困、ヤングケアラー*等の家庭的な事情等による多様な背景を持つ児童生徒の早期発見、組織的な対応.....	54
2ー基本政策 4	負担の軽減に向けた経済的な支援	55
2ー基本政策 5	地域間格差を解消し、中山間地域等をはじめとする各地域において魅力ある教育を実施.....	56
2ー基本政策 6	多様な児童生徒や若者が学ぶことができる機会の保障と自立支援.....	57
2ー基本政策 7	多様な保育サービスの充実	59
●基本方針 3	生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進.....	61
3ー基本政策 1	共に学び支え合う生涯学習・社会教育・人権教育の推進	61
3ー基本政策 2	市民図書館を核とした市民の読書環境・情報環境の充実	63
3ー基本政策 3	家庭教育支援の充実	65
3ー基本政策 4	放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実.....	66
3ー基本政策 5	市民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進	67
3ー基本政策 6	文化財の保存・活用	69
3ー基本政策 7	スポーツの振興	71
●基本方針 4	教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備...	74
4ー基本政策 1	教育公務員としての自覚と遵法意識の徹底及び教職員としての資質・能力の向上.....	74
4ー基本政策 2	「学校における働き方改革」、「チーム学校の推進・強化」の一体的推進.....	76
4ー基本政策 3	児童生徒・教職員にとって、安全・安心で、円滑な教育活動等が展開できる環境整備や機運醸成.....	79
4ー基本政策 4	学校と様々な関係者として連携・協働して、取組促進や課題解決を図る仕組みの展開・強化.....	84
参考資料		89
安芸市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	資料 1	89
安芸市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	資料 2	90
用語注釈一覧	資料 3	91
安芸市教育振興基本計画 取組・事業一覧	資料 4	96

*の用語注釈は、資料 3 に記載

第 1 章 安芸市教育振興基本計画について

1 計画策定の趣旨

安芸市教育委員会では、平成 25 年 3 月に、安芸市教育振興基本計画を策定し、「生涯を通じて心豊かに安心して学べるまちづくり」を推進してまいりました。

第 2 期計画期間（令和元年度～令和 6 年度）中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態が生じ、社会や教育の課題が浮き彫りになるとともに、生活や学びの変容がもたらされました。

少子・高齢化、人口減少、情報化やグローバル化の進展、核家族化の進行や共働き世帯の増加などによる家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化による地域社会におけるつながりや支え合いの希薄化、家庭が抱える課題の多様化・複雑化も進み、子どもを取り巻く環境は急速かつ大きく変化してきています。このような時代を生き抜くには、新しい考えや仕組みを生み出す力が必要とされます。また、地域を支える担い手が不足することによって、地域コミュニティ機能やまちの活力が低下することが懸念されています。

学校教育の分野では、超スマート社会（Society5.0）*に対応し、社会を豊かに創造し担っていく人材の育成が求められています。ふるさと安芸に誇りを持ち、「志」高く未来を創り出していくために必要な資質・能力を子ども達一人一人に確実に育む学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を、学校と社会が共有し、連携・協働していくことが大切です。

生涯学習の分野では、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生き甲斐のための学習需要が増大していることから、これらの需要にこたえるための生涯学習基盤を整備することが求められています。本市の有する資源を活用して「誰もが生涯にわたって主体的に学び、豊かな感性を育むことができる環境づくり」が求められることから、文化的な活動等への支援も含め、より一層の取組が必要です。

安芸市教育振興基本計画 令和 7 年度～令和 10 年度（以下、「第 3 期計画」という。）策定に当たっては、こうした社会全体の潮流を念頭に置いた上で、今後 4 年間を通して目指す方向性や基本理念を示し、施策を体系化した計画を策定しました。

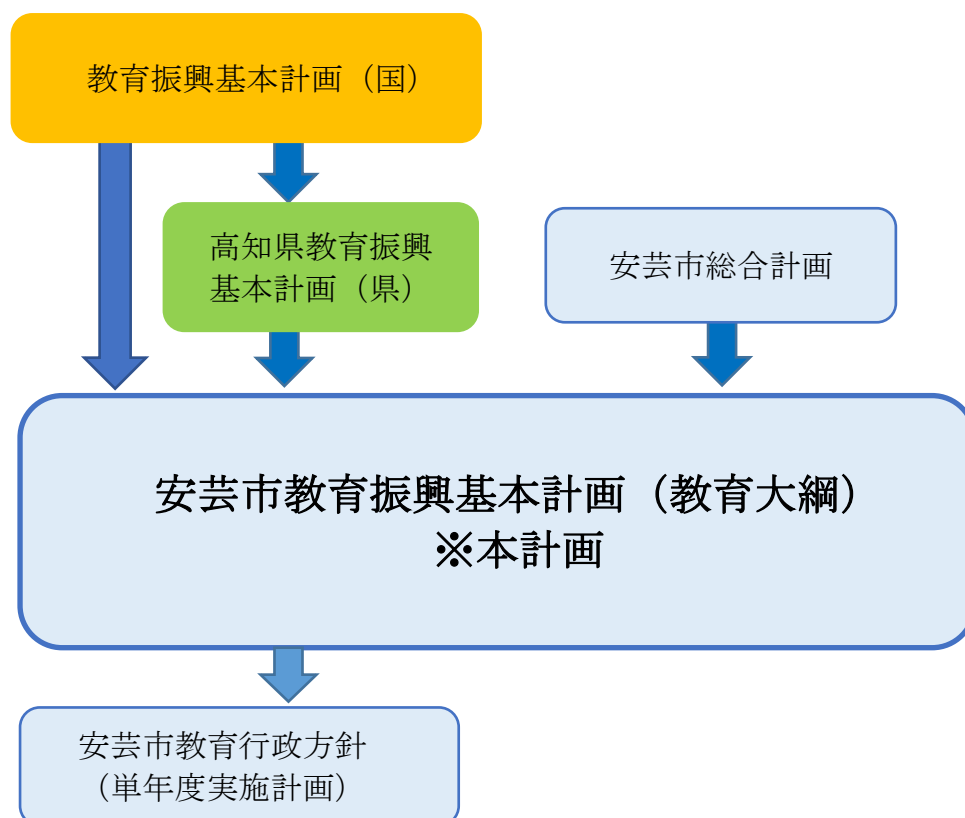
2 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間とします。

ただし、社会経済環境や法・制度の大きな変動等により、本計画の修正等が必要な場合においては、計画期間内にかかわらず、計画を見直すことがあります。

3 計画の位置付け

本計画は、本市教育委員会として、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項に規定される地方公共団体の教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。国及び高知県の教育振興基本計画の内容を踏まえ、市の最上位計画である安芸市総合計画（後期基本計画）のもとでの学校教育・生涯学習に関する計画として位置付けます。



教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)第 17 条第 2 項

「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」

第2章 安芸市の教育の現状と課題

1 第2期基本計画期間中（令和元年度～令和6年度）取組

（1）基本理念

学校教育の分野では、これまで基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する資質や能力等の「確かな学力」、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」など、『生きる力』の育成を基本に据えて取り組んできました。

こうした「知・徳・体」のバランスのとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携した取組を実施し、多様な学校支援の充実を図ることや、「主体的・対話的で深い学び*」の研究に取り組み、児童生徒主体の授業を目指す等、よりよい学校教育の実現を目指しました。

生涯学習の分野では、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生き甲斐のための学習需要が増大していることから、これらの需要にこたえるための生涯学習基盤を整備することが求められています。

市民の方々が生涯を通じて自己を磨き、高め、そして社会に貢献していくために、コミュニティの総合力を最大限に活かしながら、行政・学校・各種団体・地域が連携・協力し、市民一人一人が取り組む「学び」の実現を目指しました。

（2）基本目標の達成状況（第2期基本計画）

（学校教育）

● 知の分野

- 小学校の学力は全国平均以上を維持し、さらに上位を目指します。
- 中学校の学力は全国平均以上に引き上げます。

「全国学力・学習状況調査」の令和元年度以降の結果を見ると、小学校の国語は令和5年度を除くと全国平均を上回っていますが、令和5年度は「やや低い」（△3p超）となっています。小学校の算数は、年度により全国平均を下回る年度もありますが「全国並み」から「高い」で推移しています。直近の令和6年度については、国語・算数ともに全国平均と比較して「やや高い」となっています。

一方、中学校については、令和3年度以降、国語・数学とも全国平均を下回り、直近の令和6年度においても、国語は「やや低い」（△3p超）、数学「低い」（△5p超）となっています。

確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びを展開するために、個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた、授業づくりを組織的に取り組むことが求められます。

○全国学力・学習状況調査における学力の結果

※本市と全国（公立校）の平均正答率の比較

※全国平均（公立学校）との比較、

5p<高い、3p<やや高い $\leq$ 5p、-3p $\leq$ 全国並み(下回る)<0、0 $\leq$ 全国並み(上回る) $\leq$ 3p、-3p>やや低い $\geq$ -5p、-5p<低い

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

※令和元年度から、A問題（主として「知識」に関する問題）とB問題（主として「活用」に関する問題）を一体的な問題に変更

小学校（第6学年）

年度		国語	算数	理科
H30	(A)	全国並み (下回る)	全国並み (上回る)	全国並み (下回る)
	(B)	全国並み (下回る)	全国並み (上回る)	
R01		やや高い	高い	
R03		やや高い	全国並み (下回る)	
R04		全国並み (上回る)	全国並み (上回る)	全国並み (上回る)
R05		やや低い	全国並み (下回る)	
R06		やや高い	やや高い	

中学校（第3学年）

年度		国語	数学	理科	英語
H30	(A)	全国並み (下回る)	全国並み (下回る)	全国並み (下回る)	
	(B)	全国並み (上回る)	全国並み (上回る)		
R01		高い	高い		全国並み (上回る)
R03		低い	やや低い		
R04		全国並み (下回る)	低い	全国並み (下回る)	
R05		低い	低い		低い
R06		やや低い	低い		

「全国学力・学習状況調査」の質問紙の結果より、小学校（令和6年度）で勉強が「好き」・「どちらかといえば好き」の割合は、全国平均と比較して、国語・算数・理科は、 $\Delta 2\%$ から $+4\%$ の範囲であったのに対し、英語は $\Delta 13\%$ となっています。なお、学力は全国平均と比較して、国語・算数とも「やや高い」（3p超）となっています。

中学校（令和6年度）では、勉強が「好き・どちらかといえば好き」の割合は、全国平均と比較して、国語は $\Delta 12\%$ となり学力は「やや低い」（ $\Delta 3p$ 超）、数学は $+6\%$ だが学力は「低い」（ $\Delta 5p$ 超）となりました。

小中ともに児童生徒を中心とした「主体的・対話的で深い学び*」を実現する授業改善が必要です。

「学校の授業以外での学習時間」の割合を全国平均と比較すると、小学校（令和6年度）では、「1時間以上」は $+12\%$ 、「全くしない」は $\Delta 4\%$ となっており、家庭学習等の学習習慣の定着率は良い方だといえます。

一方、中学校（令和6年度）では、「2時間以上」が $\Delta 22\%$ 、「1時間以上」は $\Delta 31\%$ 、「全くしない」は $+2\%$ となっており、家庭学習等の学習習慣の定着率は著しく低い状態です。さらに6年前（平成30年度）と比較しても家庭学習時間は低下しており、部活動との両立、家庭学習の運用方法が、課題としてあげられます。

授業と関連させた家庭学習や主体的な学びにつながる家庭学習に取り組み、家庭と連携しながら家庭学習等の習慣化を図る必要があります。

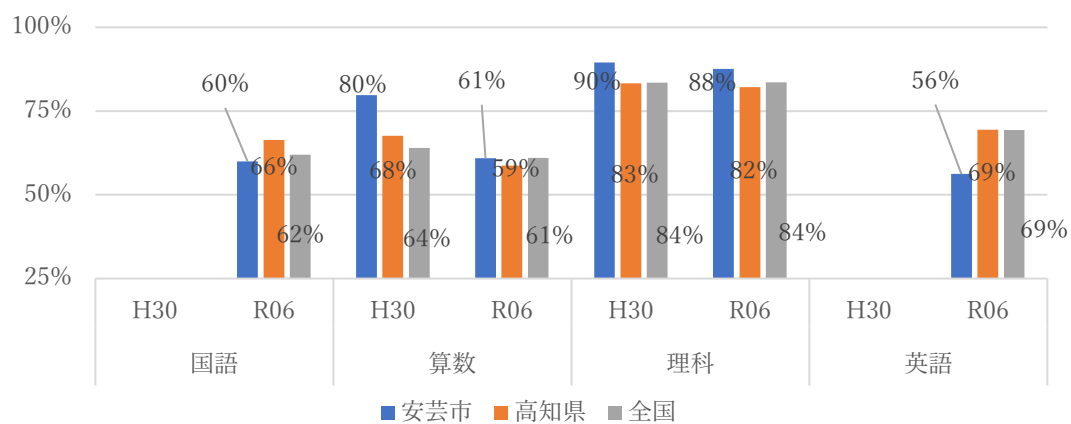
さらに、中学校においては、家庭学習等の習慣化の動機付け、個々の学力に応じた課題の提供、授業以外の学習機会の提供、家庭学習の環境整備等の支援を行う必要があります。

○全国学力・学習状況調査における質問紙の結果（肯定的に回答した割合）

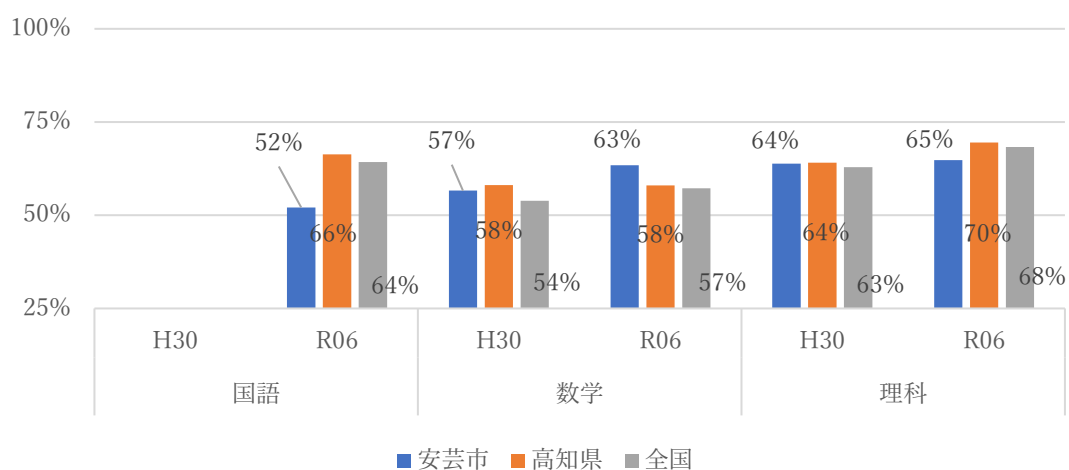
※全国は、公立校の結果

※H30 調査に国語の項目なし

勉強は好きですか（小学校第6学年）



勉強は好きですか（中学校第3学年）

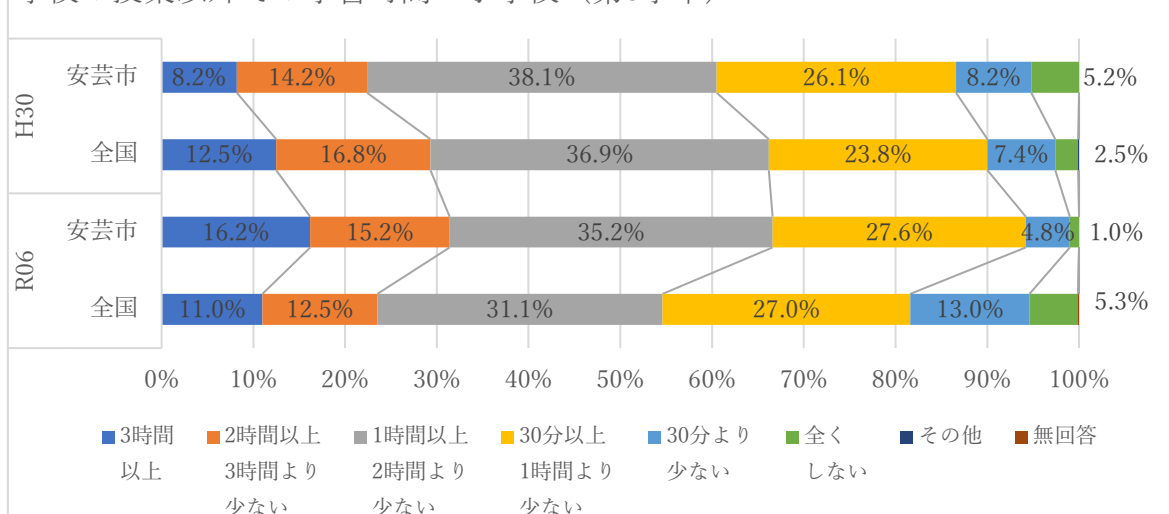


○全国学力・学習状況調査における質問紙の結果（肯定的に回答した割合）

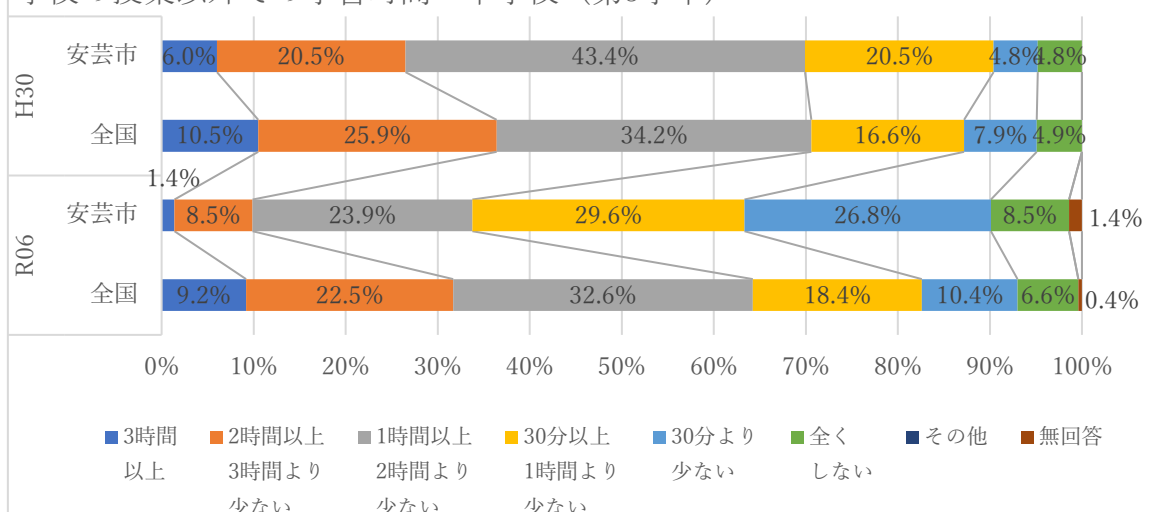
※令和6年度は、インターネットを活用して学ぶ時間も含む

※全国は、公立校の結果

学校の授業以外での学習時間 小学校（第6学年）



学校の授業以外での学習時間 中学校（第3学年）



※第2期計画で参考指標としていた、「家で、自分で計画をたてて勉強をしていますか」、「家で、学校の宿題をしていますか」、「家で、学校の授業の予習・復習をしていますか」は、全国学力・学習状況調査の質問項目から除外されたため、対象外としました。

●徳の分野

- 生徒指導上の諸問題（不登校・暴力行為等）の状況を全国平均以下まで改善します。
- 全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均以上を目指します。

(1) 不登校の状況

不登校児童生徒の出現率は、平成 26 年頃より小中学校ともに増加し、平成 30 年度には減少しましたが、小学校では翌年度の令和元年から増加、中学校では令和 3 年以降、大きく増加しています。

直近の令和 5 年度の全国平均との比較では、小学校は下回っていますが、中学校は大きく上回っています。

中学校においては発達障害からの二次的障害等が顕著になり、不登校生徒が多くなっていると思われます。

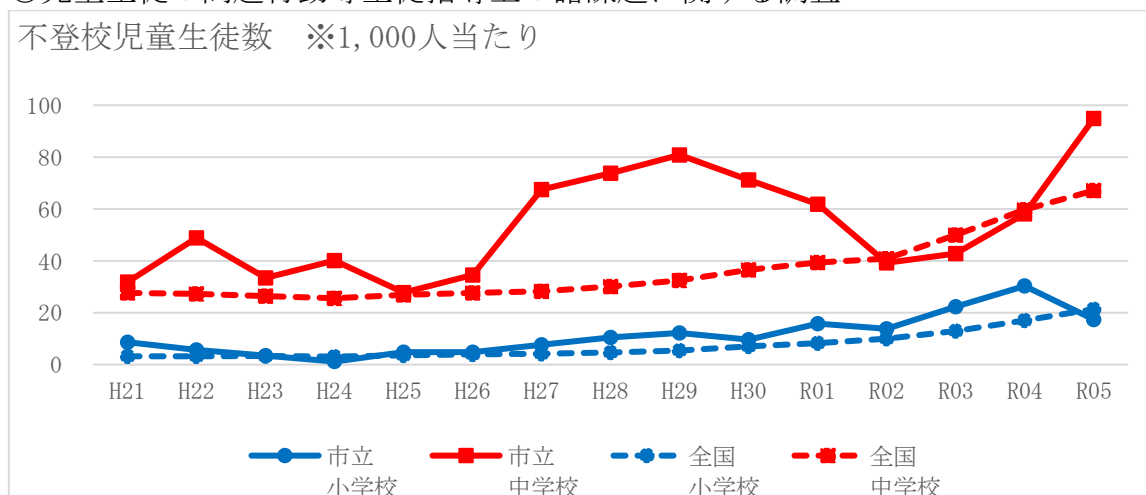
さらに、数字上に現れない“予備軍”も多く存在し、別室登校や自宅に迎えに行かなければ登校できない児童生徒もあり、個別の対応や教室にいない時間が長くなると学習への影響が大きいことも課題です。

不登校児童生徒の出現を未然に防ぐためには、保育所（園）から小学校及び小学校から中学校への接続に細心の注意を払うとともに、家庭環境や発達障害が大きく影響している場合もあることから、個別の対応に配慮していく必要があります。

また、不登校児童生徒に対しての居場所づくりや復帰に向けたサポートの個々の支援が重要です。

○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査

不登校児童生徒数 ※1,000人当たり



(2) 暴力行為の状況

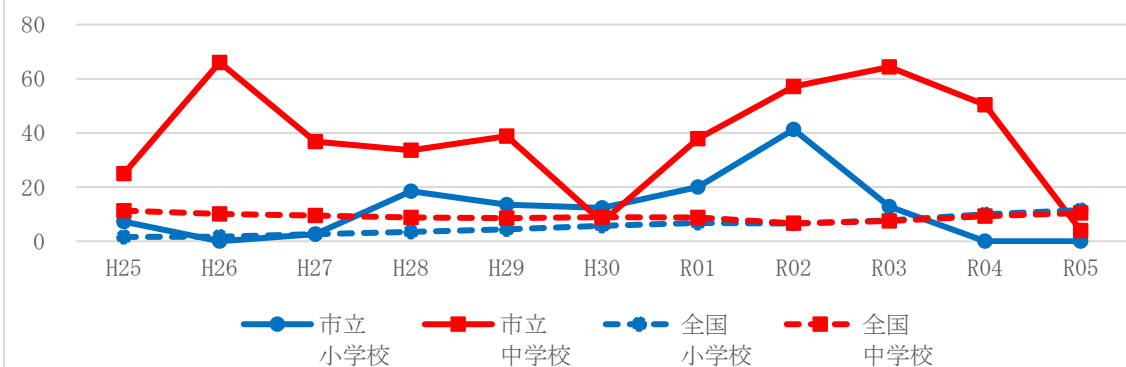
暴力行為の発生件数は、小中学校ともに令和元年度以降に増加後、減少に転じています。直近の令和 5 年度の全国平均との比較では、小中学校とも大幅に下回っています。

減少の要因は、個々の家庭環境や特性を十分に理解し、適切に対応できるよう組織的な支援体制が充実したことで、手立てや支援など早期対応を行うことができたことが考えられます。

今後も、暴力行為を起こさせないための学級づくり、仲間づくり、個に寄り添う指導、家庭支援等を関係機関と連携しながら、組織的に対応していくことがより一層必要となります。

○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査

暴力行為件数 ※1,000人当たり



(3) いじめの状況

いじめの認知件数は、小中学校ともに平成30年度に大幅に増加しています。特に小学校では令和元年度に大きく増加し、その後減少に転じています。

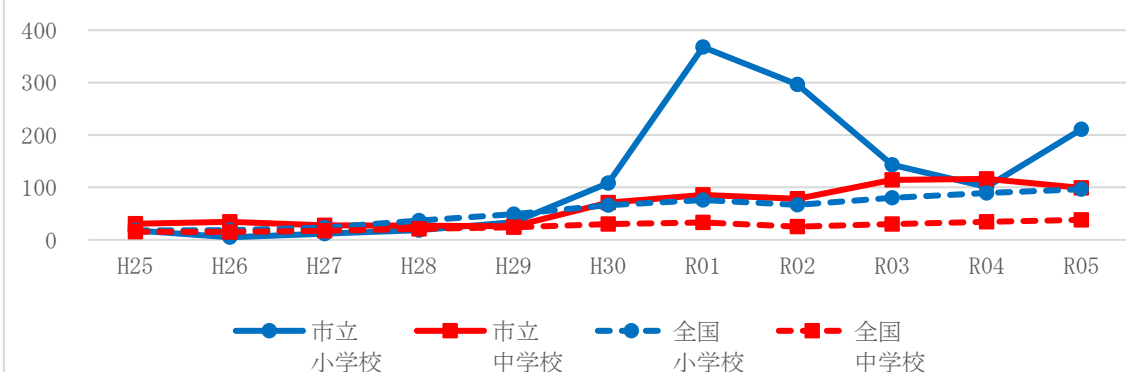
直近の令和5年度は、小学校で大きな増加が見られ、全国平均との比較では、小中学校とも大幅に上回った状態です。また、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の回答は、中学生（令和6年度）で全国平均と比較して△4%、平成30年度の比較でも△4%となっています。

引き続き、学級集団づくりや仲間づくり等、温かい学級づくりに努め、いじめを発生させにくい環境づくりを進めなければなりません。

さらに、教職員の規範意識や人権意識の向上により、未然防止の取組や自尊感情を高揚する取組など、教職員はいじめに対する「危機意識」を常に持ち、全ての児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができる働きかけをする必要があります。併せて児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、早期発見・早期解決に努めなければなりません。

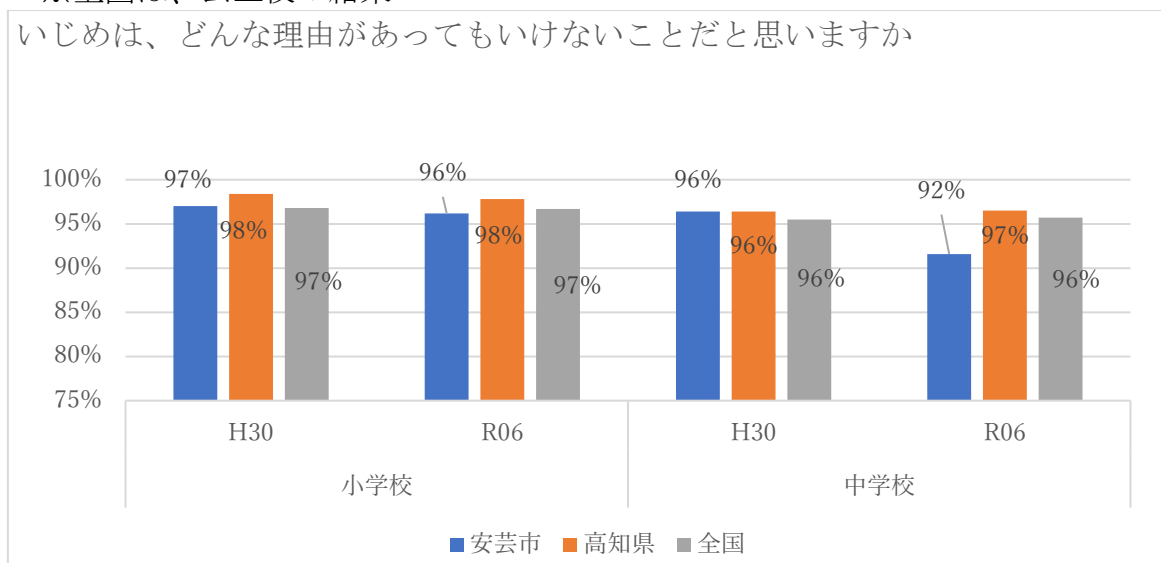
○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査

いじめ認知件数 ※1,000人当たり



○全国学力・学習状況調査における質問紙の結果（肯定的に回答した割合）
※全国は、公立校の結果

いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか

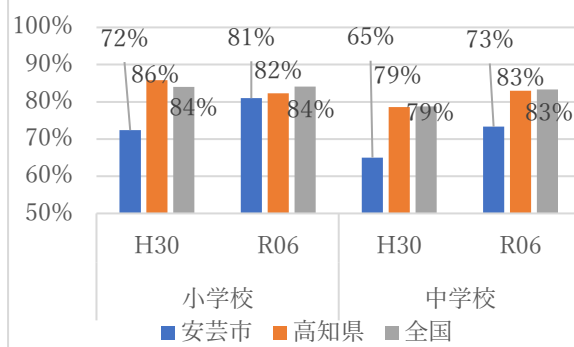


（4）自己肯定感等の状況

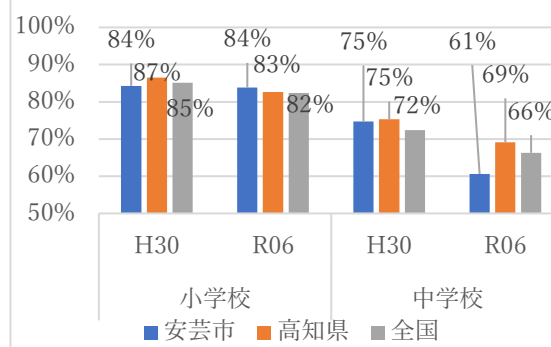
「全国学力・学習状況調査」の質問紙の結果より、「自分には、よいところがあると思う」は、小学校・中学校ともに、改善しているものの全国平均を下回り、特に中学校では全国平均と比較して△10%となっており、自己肯定感や自己有用感を高める取組が必要です。「将来の夢や目標を持っていますか」については、6年前（平成30年度）と比較して中学校で△14%（全国平均は、△6%）となっており、将来の夢や目標を持てる、キャリア教育の推進や、学力支援の取組が必要です。

○全国学力・学習状況調査における質問紙の結果（肯定的に回答した割合）
※全国は、公立校の結果

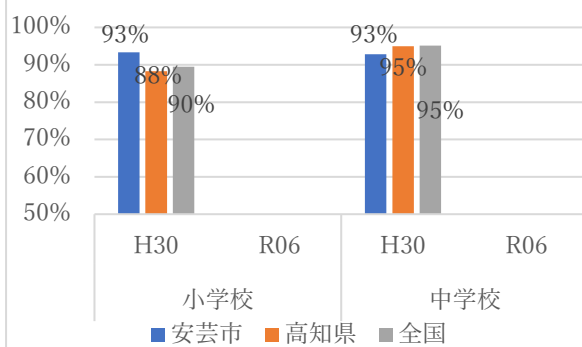
自分には、よいところがあると思いますか※自尊感情



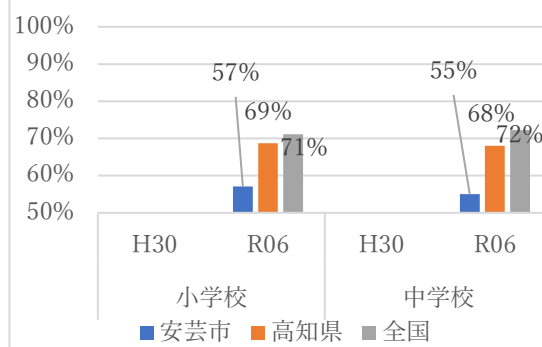
将来の夢や目標を持っていますか※夢や志



学校のきまりを守っていますか
※規範意識

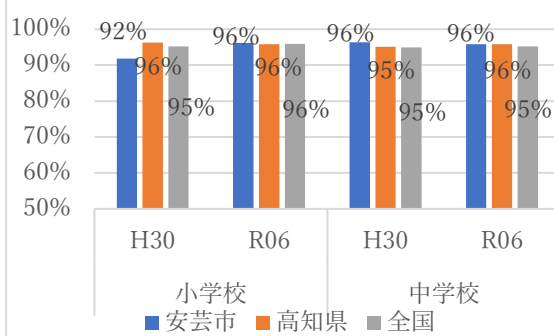


スマートフォン等の使い方について、約束を守っていますか
※規範意識

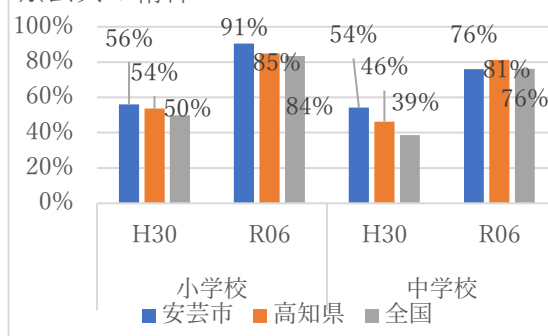


※規範意識の参考指標の、平成30年度「学校のきまりを守っていますか」は、全国学力・学習状況調査における質問紙の項目から除外されたため、令和6年度は新設された「携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」を比較指標とした

人の役に立つ人間になりたいと思いますか※公共の精神



地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか※公共の精神



※公共の精神の参考指標の、平成30年度は、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」については、全国学力・学習状況調査における質問紙の項目が変更となったため、令和6年度は「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」を比較指標とした。

●体の分野

○ 小学校・中学校ともに体力・運動能力は全国平均以上に引き上げます。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」より、小学生の体力合計点は、男子・女子ともに6年前（平成29年度）より上昇し、全国平均も上回りました。男子は、体力合計点で+7%、全国比+8%、全8種目中6種目で全国平均を上回り、「20mシャトルラン」は+24%となっています。女子は、体力合計点で+1%、全国比+7%となり、全8種目中5種目で全国平均を上回りましたが、「ハンドボール投げ」が△27%となっています。一方、中学生の体力合計点は、男子・女子ともに6年前より下落し、全国平均も下回っています。男子は、体力合計で△4%、全国比△7%となりました。女子は体力合計で△10%、全国比△5%となりました。

今後は、特に中学生について、運動習慣の定着や学校体育の充実に向けた取組が必要です。

「全国学力・学習状況調査」の質問紙の結果より、「朝食を毎日たべている」は、小学校、中学校とも6年前（平成30年度）より大きく低下し、全国平均と比較しても低い状況であり、朝食摂取の重要性を生活習慣と合わせて効果的に啓発していくことが必要です。

○全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校第5学年）

区分	性別	年度	握力	上体おこし	長座体前屈	反復横とび	20mシャトルラン	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ	体力合計
安芸市	男子	H29	17.2	22.5	33.0	42.9	50.4	9.6	144.3	23.4	53.0
		R05	15.9	22.7	35.0	45.7	58.2	9.3	160.2	21.1	56.6
全国	男子	H29	16.5	19.9	33.1	41.9	52.2	9.3	151.7	22.5	54.1
		R05	16.1	19.0	34.0	40.6	46.9	9.5	151.1	20.5	52.6
安芸市	女子	H29	17.2	20.7	38.2	41.7	43.4	9.7	142.7	15.6	57.2
		R05	16.5	20.1	38.2	41.8	43.8	9.7	147.6	16.2	58.0
全国	女子	H29	16.1	18.8	37.4	40.0	41.6	9.6	145.4	13.9	55.7
		R05	16.0	18.1	38.5	38.7	36.8	9.7	144.3	22.3	54.3

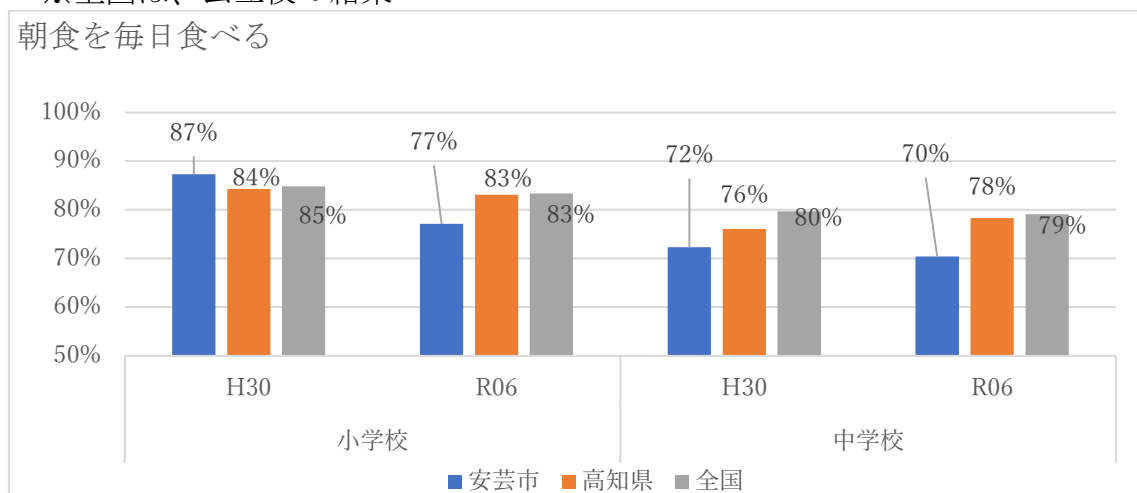
○全国体力・運動能力、運動習慣等調査（中学校第2学年）

区分	性別	年度	握力	上体おこし	長座体前屈	反復横とび	持久走（秒）	50m走	立ち幅とび	ハンドボール投げ	体力合計
安芸市	男子	H29	27.0	25.2	42.2	53.2	381.3	8.0	192.3	21.8	40.2
		R05	29.7	27.6	39.8	53.8	434.1	8.3	186.8	17.8	38.6
全国	男子	H29	28.8	27.3	43.1	51.8	392.3	8.0	194.5	20.5	41.9
		R05	29.0	25.8	44.1	51.2	409.0	8.0	197.0	20.4	41.3
安芸市	女子	H29	23.5	24.5	52.3	47.2	304.7	9.0	165.7	13.7	49.7
		R05	24.2	23.1	43.3	48.0	328.7	9.5	164.0	12.3	44.7
全国	女子	H29	23.7	23.6	45.8	46.7	288.0	8.8	168.4	12.8	49.8
		R05	23.1	21.6	46.2	45.7	306.2	9.0	166.3	12.4	47.2

○全国学力・学習状況調査における質問紙の結果（「当てはまる」の割合）

※全国は、公立校の結果

朝食を毎日食べる



(生涯学習)

●スポーツの振興

総合型地域スポーツクラブ「来楽部あっきいーな」会員数推移

H30 年度

会員内訳（性別年齢構成）		合計	320	女性	177	男性	143	単位：人	
10 歳未満		10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳以上	
62		92	1	12	17	23	50	63	
女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
25	37	28	64	1	0	9	3	5	12
17	6	42	8	50	13				

R 元年度

会員内訳（性別年齢構成）		合計	312	女性	185	男性	127	単位：人	
10 歳未満		10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳以上	
57		86	5	4	18	22	47	73	
女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
26	31	27	59	1	4	4	0	11	7
16	6	39	8	61	12				

R2 年度

会員内訳（性別年齢構成）		合計	251	女性	164	男性	87	単位：人	
10 歳未満		10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳以上	
39		50	4	7	14	18	36	83	
女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
16	23	21	29	2	2	5	2	7	7
13	5	29	7	71	12				

R3 年度

会員内訳（性別年齢構成）		合計	220	女性	151	男性	69	単位：人	
10 歳未満		10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳以上	
42		35	4	2	13	14	37	73	
女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
18	24	20	15	1	3	1	1	8	5
12	2	29	8	62	11				

R4 年度

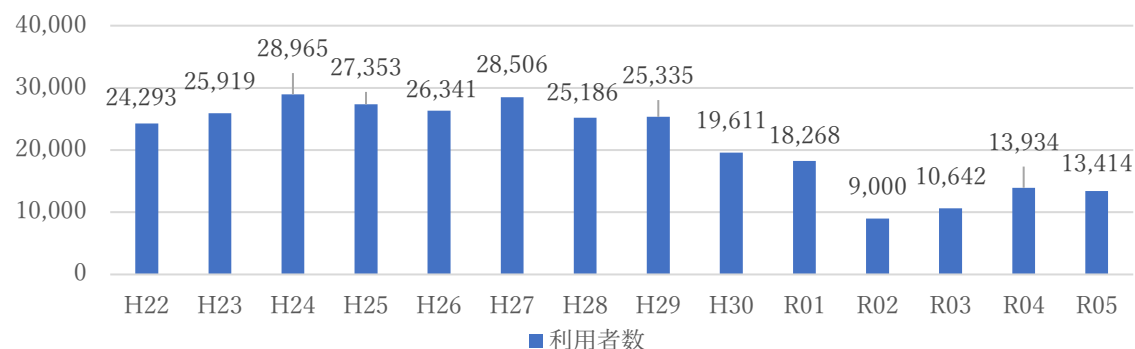
会員内訳（性別年齢構成）		合計	171	女性	118	男性	53	単位：人	
10 歳未満		10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳以上	
35		23	3	0	8	7	30	65	
女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
18	17	13	10	0	3	0	0	4	4
5	2	23	7	55	10				

R5 年度

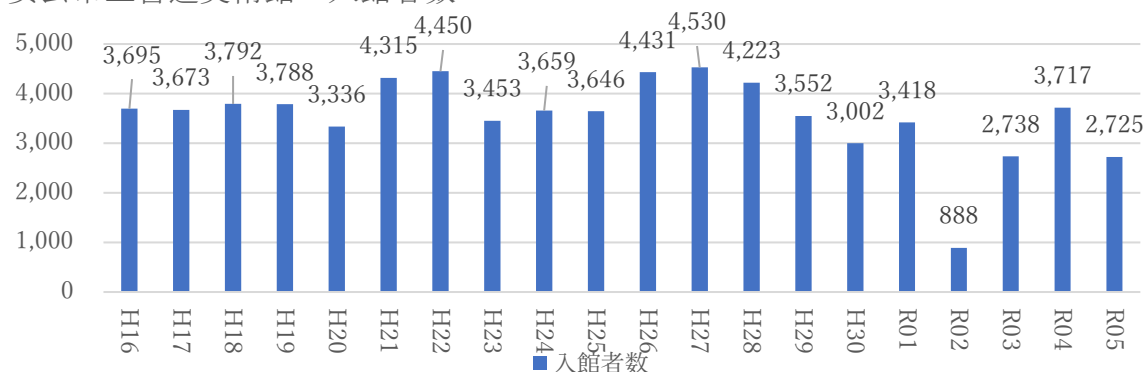
会員内訳（性別年齢構成）		合計	171	女性	124	男性	47	単位：人	
10 歳未満		10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 歳以上	
31		23	0	1	6	11	35	64	
女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
17	14	14	9	0	0	1	0	2	4
9	2	27	8	54	10				

●文化芸術の振興

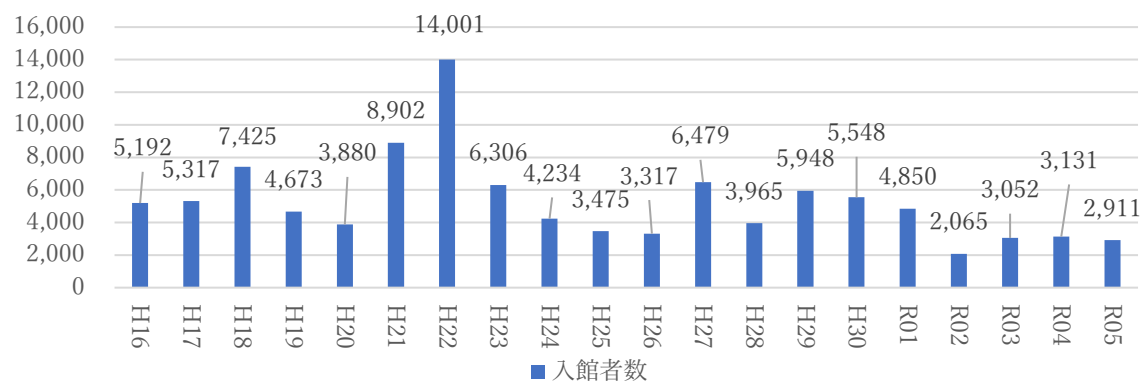
安芸市民会館利用者数



安芸市立書道美術館 入館者数

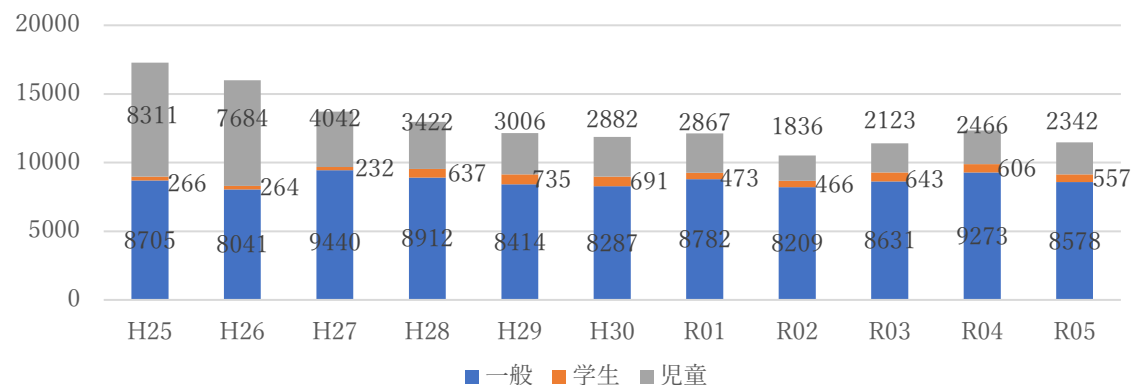


安芸市立歴史民俗資料館 入館者数



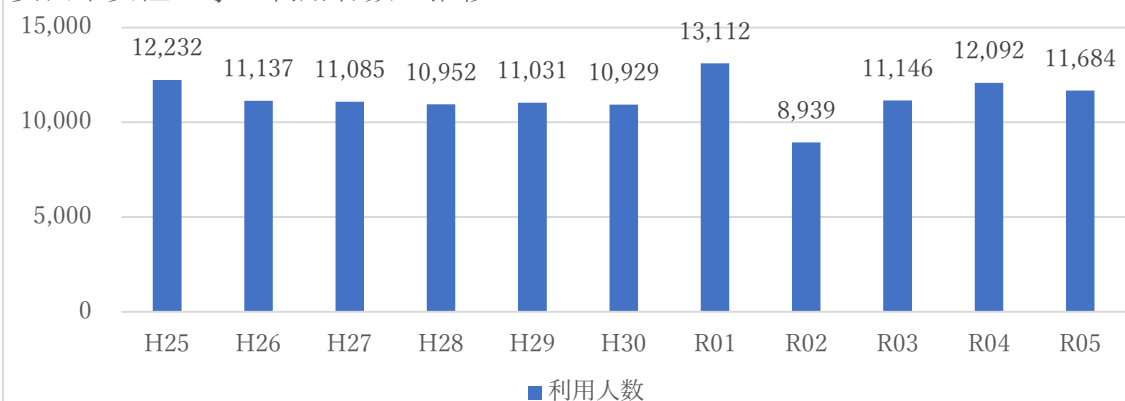
●図書館等の活用を通じた生涯学習の推進

安芸市民図書館 利用状況の推移

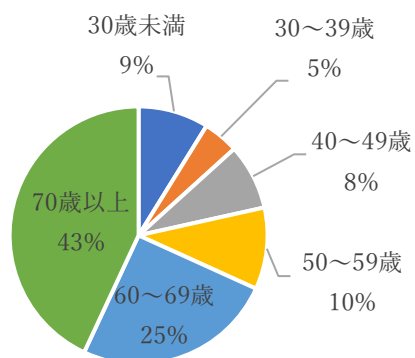


●人権教育の推進

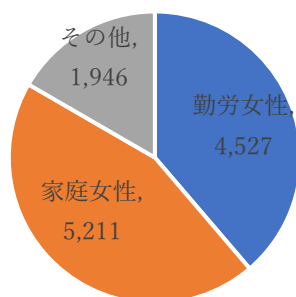
安芸市女性の家 利用者数の推移



女性の家 利用者年代構成



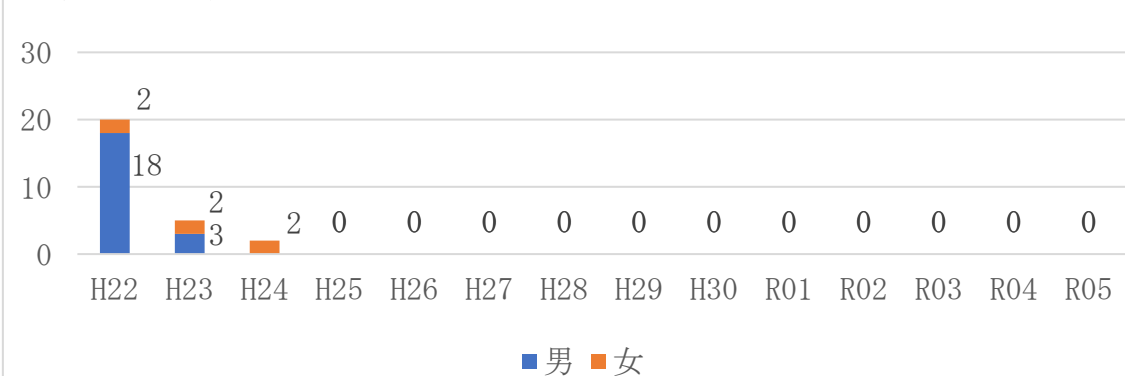
女性の家 利用者職業別構成



(青少年育成)

●青少年の健全育成

補導件数の推移



2 社会の状況

(1) 社会の変化

デジタル化、グリーン化、グローバル化、人口減少、少子高齢化などによって生じた社会の変化は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や、国際情勢の不安定化等によって、さらに加速度が増し、将来の予測が困難な時代に至っています。ほんの数年前には存在すらしていなかったことが、今では「当たり前の存在」となっていることもあり、この流れは将来的にますます進んでいくものと考えられます。これら、変化が激しく、予測不可能なことが次々と起こる時代のことを、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って、「VUCA（ブーカ）＊」時代とも言われています。

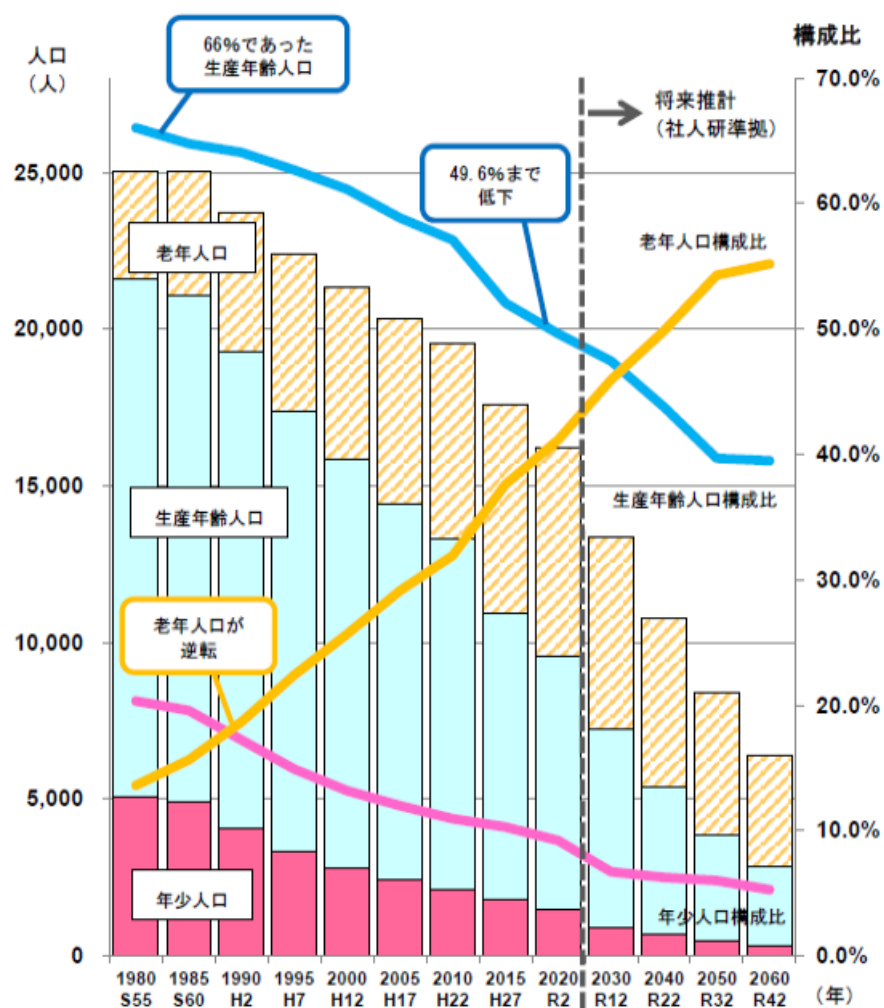
国の第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）においては、「社会の現状や変化への対応と今後の展望」について、「現時点で予測される社会の課題や変化に対応して人材を育成するという視点と、予測できない未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点の双方が必要となる。」、「教育こそが、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言えよう。将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっている。」と示されています。

(2) 人口減少と児童数の減少

本市の人口は、国勢調査によると昭和22年の32,422人（合併前町村）をピークに減少を始め、平成22年には19,524人、令和2年には16,243人となりました。平成22年から令和2年までの10年間を見ても、総人口は83%に減少、年少人口は70%に減少する一方、老年人口は107%に増加しています。また、死亡者数が出生数を上回る人口の自然減及び、転出者数が転入者数を上回る社会減が常態化しています。

本市では、平成27年に2060年までの人口の将来展望を示した「安芸市人口ビジョン」及び、その着実な取組の推進のために「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（総合戦略）」を策定し、地方創生に資する取組を進めてきました。しかしながら、依然として若者世代を中心とした転出超過をはじめ、令和5年度における出生数は過去最少を記録するなど、人口減少・少子高齢化に歯止めがかかっていない状況です。

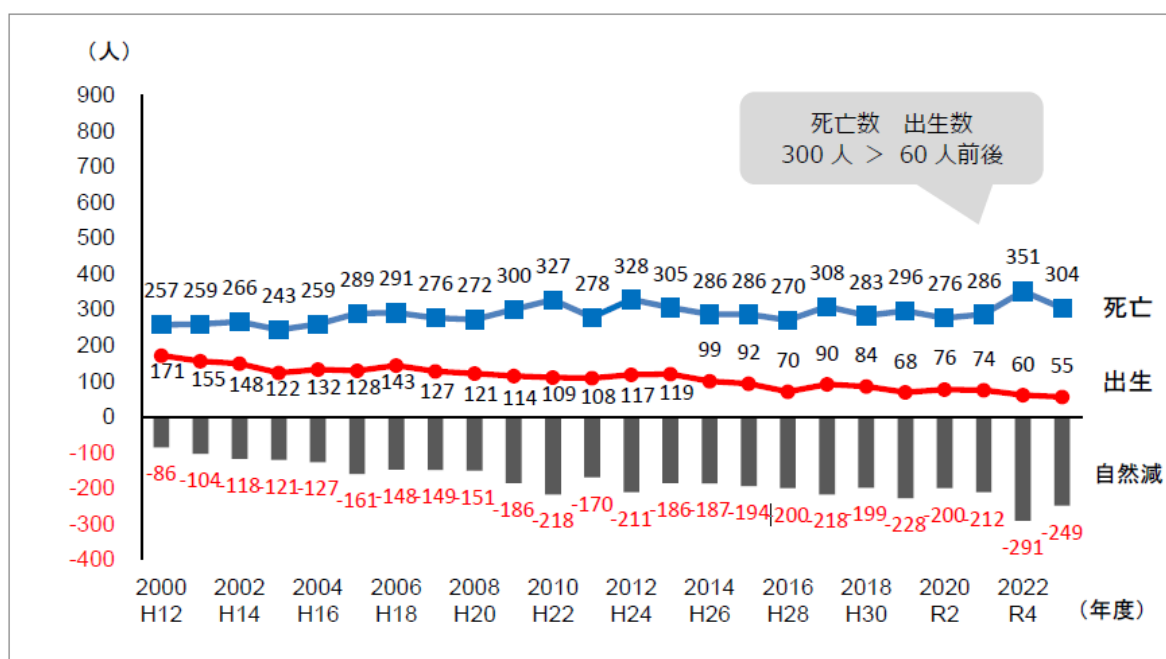
○年齢3区分別人口及びその構成比の推移と将来推計



		国勢調査										将来推計				(年)
		1980 S55	1985 S60	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2	2030 R12	2040 R22	2050 R32	2060 R42		
人口	総人口(人)	25,022	25,009	23,712	22,377	21,321	20,348	19,524	17,577	16,243	13,387	10,792	8,408	6,380		
	15歳未満人口 (年少人口)	5,089	4,898	4,086	3,334	2,814	2,441	2,139	1,811	1,498	899	677	506	338		
	15～64歳人口 (生産年齢人口)	16,525	16,198	15,194	14,025	13,033	11,976	11,148	9,153	8,057	6,350	4,724	3,337	2,520		
	65歳以上人口 (老年人口)	3,408	3,913	4,432	5,018	5,474	5,931	6,237	6,613	6,688	6,137	5,391	4,565	3,521		
構成比	15歳未満構成比	20.3%	19.6%	17.2%	14.9%	13.2%	12.0%	11.0%	10.3%	9.2%	6.7%	6.3%	6.0%	5.3%		
	15～64歳構成比	66.0%	64.8%	64.1%	62.7%	61.1%	58.9%	57.1%	52.1%	49.6%	47.4%	43.8%	39.7%	39.5%		
	65歳以上構成比	13.6%	15.6%	18.7%	22.4%	25.7%	29.1%	31.9%	37.6%	41.2%	45.9%	49.9%	54.3%	55.2%		

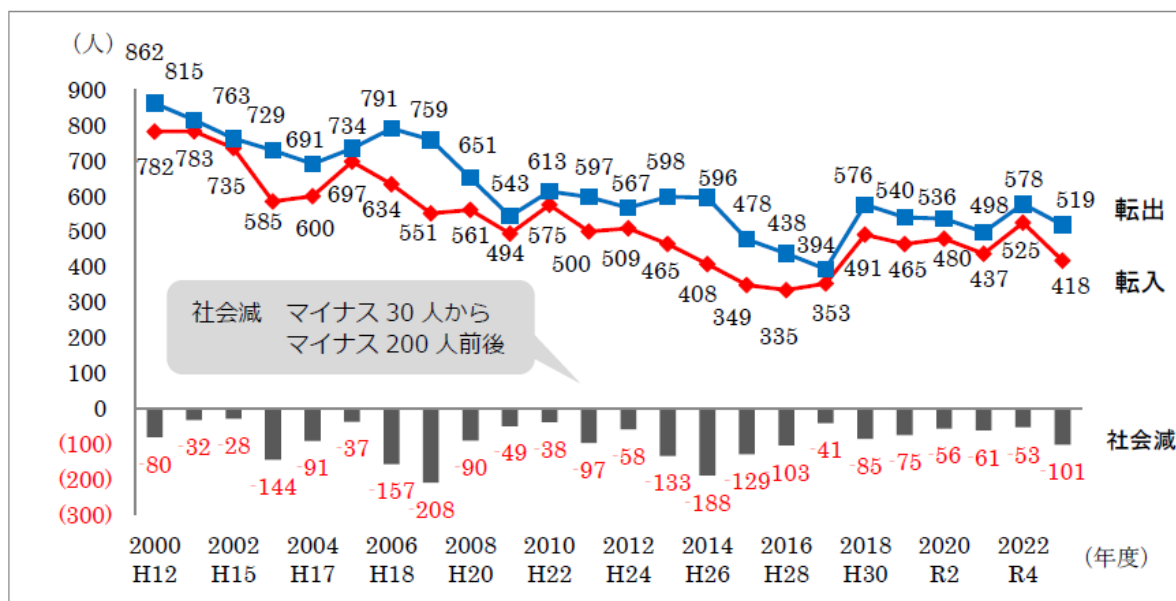
出典：国勢調査（まち・ひと・しごと創成総合戦略より引用）

○人口移動の推移 自然増減



出典：住民基本台帳人口移動報告（まち・ひと・しごと創成総合戦略より引用）

○人口移動の推移 社会増減



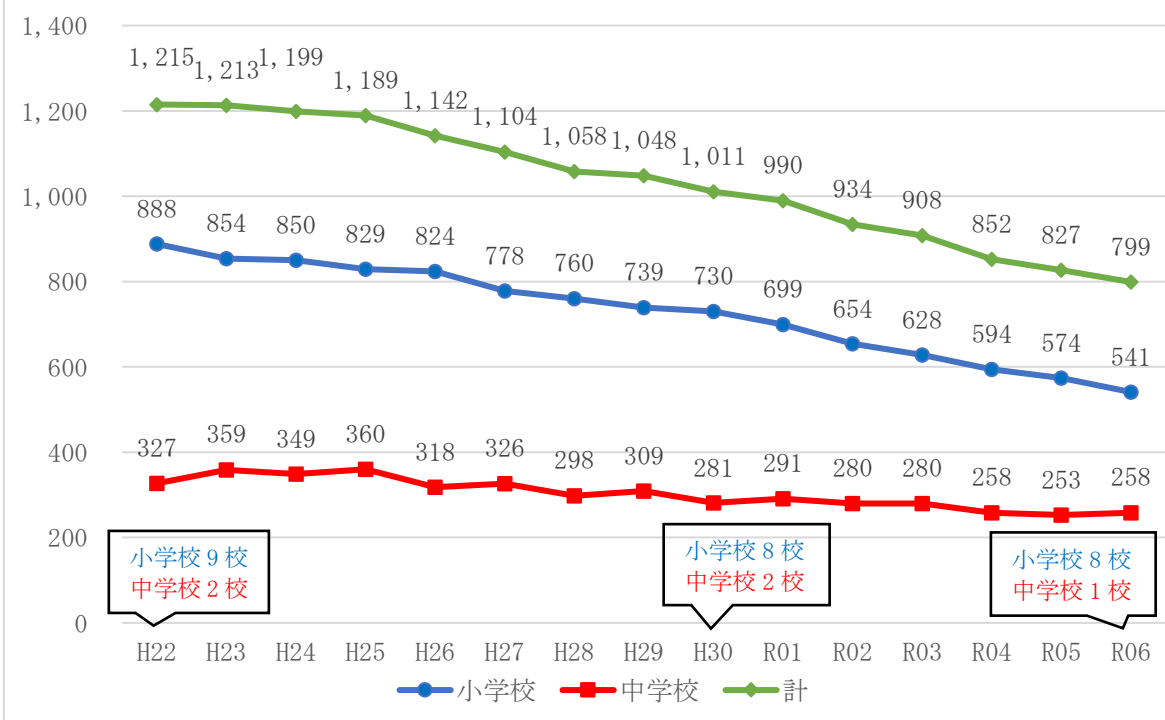
出典：住民基本台帳人口移動報告（まち・ひと・しごと創成総合戦略より引用）

少子化の進行及び人口の社会減により、市立学校の児童生徒数は減り続けており、平成22年から令和2年の10年間で、児童生徒数は77%に減少しています。令和6年度の状況は、小学校8校（うち4校が複式学級*を有する）、児童数541人、中学校は2校を統合し1校となり生徒数258人となっています。児童数や教員数が少ない小学校においては、多様な学びが展開しづらく、充実した教育活動が困難になる場合もあります。

児童生徒数がさらに減少していくなかで、それぞれの地域の実情を踏まえながら、各学校の教育の質の維持・向上を図るために、学校・行政・地域が一体となって小

規模校の抱える課題を克服するとともに、小学校の統合を推進していく必要があります。

市立学校児童生徒推移



出典：5/1 児童生徒数（学校教育課調べ）

（3）デジタル化

デジタル技術の進展は、AI*・5G*・クラウド技術*など加速度を増しており、生活や仕事等あらゆる場面・分野においてデジタル技術の活用が急速に進んでいます。こうしたデジタル技術の活用により、地域、年齢、性別、言語等に関わらず、一人一人の多様な状況やニーズに応じたきめ細かな対応が可能となります。また、生成AI*によって様々なコンテンツが生み出されるなど、デジタル技術の活用によって新たな価値の創出にもつながっています。

進化したデジタル技術の活用によって、生活がよりよく変わる「デジタルトランスフォーメーション（DX）*」の実現を目指し、行政・民間など様々な立場で取組が進められています。市としても「安芸市デジタル化推進計画」を策定し、デジタル化の取組を通じて、市民一人一人がニーズに合ったサービスを選択することができるよう、市内、地域のデジタル化を推進してきました。

この流れは、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる場所である学校・教育においても例外ではなく、むしろ社会に羽ばたく子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育めるよう、学校・教育こそ、デジタル技術を活用して、授業や学習、支援の充実に向けて変化をしていく必要があります。

その環境・体制等の整備として、国の進める「GIGA スクール構想*」に基づき、本市においても小中学校の児童生徒 1 人 1 台タブレット端末の整備が令和 3 年度に完了しました。今後は、この 1 人 1 台タブレット端末等の ICT 機器を活用して、個別最適・協働的な学習・指導を充実させていくことが必要となります。また、地理的条件に関わらず教育機会を確保したり、不登校の兆し等の早期把握や不登校児童生

徒の多様な教育機会の確保につなげたりするなど、デジタル・ICTを活用し、多様な状況にある子どもたちに寄り添った教育・支援を展開していくことが必要となります。さらに、デジタル化による業務の効率化を学校においても展開させ、負担軽減等を通じて教職員の「働き方改革」を推進し、本来業務である「子どもと向き合う時間」の確保につなげていかなければなりません。

あわせて、「超スマート社会(Society5.0) *」と言われる中で、子どもたちに必要な資質・能力を育成していくことにも学校・教育は取り組まなければなりません。例えば、生成AI*については、様々な活用のメリットが挙げられる一方、子どもたちがAI*の回答を鵜呑みにするのではないかなど、懸念も指摘されており、国も、令和5年7月に「初等中等教育段階における生成AI*の利用に関する暫定的なガイドライン」を示しています。こうした新しい社会に対応するため、教育を通じて、「情報活用能力」といった、ICTを成果の向上や課題解決のための手段として主体的に使いこなす力だけでなく、他者と協働し、人間ならではの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが求められています。

(4) グリーン化

本市の森林面積の割合（森林率）は89%であり、全国一位である高知県の84%を上回っています。森林は、地球温暖化による気候変動問題を解決するための重要な働きのほか、生物多様性の保全、木材の生産、保健やレクリエーションのための森林空間利用、山地災害の防止、水源かん養など、市民の暮らしに様々な恩恵をもたらしています。また、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル*や脱炭素社会の実現を目指すために、二酸化炭素を吸収する森林の果たす役割は今後より大きくなり、GX（グリーントランスフォーメーション）やネイチャーポジティブ（自然の損失を止め回復基調に乗せること）を促進する重要な要素として存在感が増していきます。

本市では、林業の成長産業化の実現と森林資源の適正な管理の両立を図るため、森林教育の取組についても盛り込まれた「安芸市流域森づくり構想」を令和6年3月に策定しています。

学校教育においても、本市の豊かな自然資源等を活かして、環境教育や体験活動を促進することで、様々な機会を通じて、自然を守り、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくよう資源・能力を育むことが必要となります。また、学校施設等においても、省エネルギー化等によって、環境負荷への軽減を図っていかなければなりません。

(5) グローバル化

グローバル社会の中で、児童生徒が安芸市や高知県、我が国の伝統・歴史・文化等を学び愛着と誇りを持つとともに、国際的な視野を持ち、自らが主体的に行動できるグローバル人材を育成することが必要となります。そのためにも、英語教育の強化のみならず、多様な価値観に触れる活動の推進などを通して、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を身につけるとともに、探究的なグローバル教育の推進が必要となってきます。

(1) 基本理念

本市の行政計画の最上位に位置づける、安芸市総合計画の教育・生涯学習の基本方針として、「歴史と文化は地域の宝！未来へはばたく人を育むまちづくり」を掲げ、その実現に向けた取組を推進するなか、第2期計画で掲げた基本理念の実現は、これからの時代においても一層重要であると考えられることから、継承することとします。それに加えて社会的包摂の重要性のもと、「多様性を認め合うこと」や、そのうえで様々な取組の促進、課題解決にあたって「他者と協働すること」がより一層必要になっています。

学校教育の分野では、これまで基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する資質や能力等の「確かな学力」、自らを律しつつ、他者と協働し、多様性を認め合い他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康や体力」など、『生きる力』の育成を基本に据えて取り組んできました。

こうした「知・徳・体」のバランスのとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携した取組を実施し、多様な学校支援の充実を図ることや、「主体的・対話的で深い学び*」の研究に取り組み、児童生徒主体の授業を目指す等、よりよい学校教育の実現を目指します。

生涯学習の分野では、社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生き甲斐のための学習需要が増大していることから、これらの需要にこたえるための生涯学習基盤を整備することが求められています。

市民の方々が生涯を通じて自己を磨き、高め、そして社会に貢献していくために、コミュニティの総合力を最大限に活かしながら、行政、学校、各種団体、地域が連携・協力し、市民一人一人が取り組む「学び」の実現を目指します。

(2) 基本目標と達成を確認する測定指標

基本理念を実現するための基本目標として、これまでの「知・徳・体」の考え方を引き継ぎつつ、新たな内容を包含し整理したうえで、測定指標を設定しました。

● 基本目標 1

「確かな学力の育成と、自己の将来とのつながりを見通した学びの展開」

- 社会に出て自らの夢や志を実現していくための基礎となる知識・技能やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、生涯にわたって学び続ける意欲を育みます。

<測定指標>

- ① 小学校の学力は「やや高い」を維持し、さらに上位を目指します。（継続）
※計画期間中、「全国学力・学習状況調査」の結果を「やや高い」（全国平均+3p超）を維持し、「高い」（全国平均+5p超）を目指します。

<基準値>

R6 小学校：国語 やや高い（高知県 全国並み(上回る)）

R6 小学校：算数 やや高い（高知県 全国並み(下回る)）

※参考指標：全国学力・学習状況調査における学力の結果

- ② 中学校の学力は全国平均以上に引き上げます。（継続）

※中学校の学力については、計画期間中に、「全国並み(上回る)」以上（全国平均以上）に引き上げます。

<基準値>

R6 中学校：国語 やや低い（高知県 全国並み(下回る)）

R6 中学校：数学 低い（高知県 全国並み(下回る)）

※参考指標：全国学力・学習状況調査における学力の結果

●基本目標 2

「健やかな体の育成と、基本的な生活習慣の定着」

- 生涯にわたって、たくましく生き抜いていくための基礎となる、体力や健康的な生活習慣を育みます。

<測定指標>

- ① 小学校においては、体力・運動能力の全8種目において全国平均以上を目指します。（引き上げ）

※体力合計で男女とも全国平均を上回り、全種目で全国平均を上回るに引き上げました。

<基準値>

R5 小学校：男子 6種目で全国平均を上回る

R5 小学校：女子 5種目で全国平均を上回る

※参考指標：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

- ② 中学校においては、体力・運動能力（体力合計）を全国平均以上に引き上げます。（継続）

<基準値>

R5 中学校：男子 38.6（全国 41.3）

R5 中学校：女子 44.7（全国 47.2）

※参考指標：全国体力・運動能力、運動習慣等調査

- ③ 「朝食を毎日食べる」と回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。（新規）

<基準値>

R6 小学校：77%（高知県 83%）（全国 83%）

R6 中学校：70%（高知県 78%）（全国 79%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

●基本目標 3

「豊かな心の育成と、多様性、包摂性を尊重する教育の推進」

- 社会の中で多様な人々と互いに尊重し合い、協働し、社会に参画しながら人としてよりよく生きていくための基礎となる、自尊感情、夢や志、他者への思いやりや人権意識、規範意識、公共の精神などの豊かな人間性・道徳性・社会性を育みます。
- また、「不登校」については、決して問題行動ではないことを前提として、「魅力ある学校づくり」、「早期発見・早期支援」、「多様な教育機会の確保」による支援を行います。

<測定指標>

- ① 生徒指導上の諸問題（不登校・暴力行為・いじめ）の状況を全国平均以下まで改善します。（継続）

- ・ 不登校児童生徒数 ※1,000 人当たり

<基準値>

R5 小学校：17 人（全国 21 人）

R5 中学校：95 人（全国 67 人）

- ・ 暴力行為件数 ※1,000 人当たり

<基準値>

R5 小学校：0 人（全国 12 人）

R5 中学校：4 人（全国 10 人）

- ・ いじめ認知件数 ※1,000 人当たり

<基準値>

R5 小学校：211 人（全国 97 人）

R5 中学校：99 人（全国 38 人）

※参考指標：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査

- ② 全国学力・学習状況調査における児童生徒の道徳性（自尊感情、夢や志、規範意識、公共の精神等）意識調査結果で、全国平均以上を目指します。（継続、一部新規）

（自尊感情）

- ・ 自分には、よいところがある

<基準値>

R6 小学校：81%（高知県 82%）（全国 84%）

R6 中学校：73%（高知県 83%）（全国 83%）

（夢や志）

- ・ 将来の夢や目標を持っていますか

<基準値>

R6 小学校：84%（高知県 83%）（全国 82%）

R6 中学校：61%（高知県 69%）（全国 66%）

（規範意識）

- ・ 携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか

<基準値>

R6 小学校：57%（高知県 69%）（全国 71%）

R6 中学校：55%（高知県 68%）（全国 72%）

(公共の精神等)

- ・ 人の役に立つ人間になりたいと思いますか
 <基準値>
 R6 小学校：96%（高知県 96%）（全国 96%）
 R6 中学校：96%（高知県 96%）（全国 95%）
- ・ 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか
 <基準値>
 R6 小学校：91%（高知県 85%）（全国 84%）
 R6 中学校：76%（高知県 81%）（全国 76%）
- ・ 人が困っているときは、進んで助けている
 <基準値>
 R6 小学校：94%（高知県 92%）（全国 93%）
 R6 中学校：87%（高知県 89%）（全国 90%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査



中学校授業風景



地域学習（田植え）



ボランティア活動（草刈り）



職場体験学習（キャリア教育）

●基本方針 1

全ての子どもたちが、急速に変化する予想困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進

1－基本政策 1

個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた、授業づくりの推進

(現状と課題)

- ・ 小中学校では、これからの時代に求められる資質・能力を育成するため、授業づくり講座をはじめとする学習指導要領に示されている目標の実現に向けた研修等を実施してきたことにより、教員の学習指導要領に対する趣旨理解は一定進んできています。
- ・ 一方、「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善はまだ十分とは言えず、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る必要があります。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果、中学校は、全国平均を下回る状況が続いており、中学校への学力向上対策が課題となっています。
- ・ また、中学校では、学校の授業時間以外の普段（月曜日から金曜日）の学習時間が著しく少ないうえに、減少傾向であり、1人1台タブレット端末の家庭における日常的な活用も進んでおらず、家庭学習の習慣化とその内容の充実が課題となっています。
- ・ 中学校段階において、学習習慣が身についていない生徒や、学習内容が十分定着していないと見られる生徒が多くいます。そのため、自分の将来のために自ら学習する自立した学習者を育成する必要があります。
- ・ 中学校段階の学力の向上等を目的に、市立安芸中学校に公設民営の無料塾を設置しました。

※ (2) 基本目標の達成状況（第2期基本計画） ●知の分野 参照

(政策のポイント)

- 学力の定着を図るとともに、自己の学びを選択・決定できる児童生徒を育成するために、問題解決の過程を重視した授業改善を推進します。その学習過程において、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるとともに、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐ、シームレス化を図ります。
- 1人1台タブレット端末やデジタルドリル等のデジタル教材を効果的に活用した授業及び授業外学習の促進を図ります。
- 各校の授業改善サイクル*の確立や効果的なマネジメントにより、各校の授業や学習評価の改善・充実を図り、自立した学習者を育成します
- 市立安芸中学校に設置した無料塾による中学校段階の学力の向上を目指します。

施策（1）授業改善サイクル*の確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化

個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向け、問題解決型学習を推進するとともに、ICT を効果的に活用しながら、授業改善サイクル*の確立や授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を進めていきます。

（施策の指標）

- ① 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒（小学校 6 年、中学校 3 年）の割合を 85%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）
 <基準値>
 R6 小学校：76.2%（高知県 80.3%）（全国 81.9%）
 R6 中学校：73.3%（高知県 82.5%）（全国 80.3%）
 ※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査
- ② 「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と回答した児童生徒（小学校 6 年、中学校 3 年）の割合を 85%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）
 <基準値>
 R6 小学校：85.7%（高知県 86.6%）（全国 86.3%）
 R6 中学校：76.1%（高知県 86.8%）（全国 86.1%）
 ※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査
- ③ 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1 日当たり全く勉強しない」と回答した児童生徒（小学校 6 年、中学校 3 年）の割合を 5%以下、かつ全国平均以下とする。
 <基準値>
 R6 小学校：1.0%（高知県 6.2%）（全国 5.3%）
 R6 中学校：8.5%（高知県 9.0%）（全国 6.6%）
 ※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査
- ④ 「学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1 日当たりどれくらいの時間勉強をしますか」の回答について、小学校で 1 時間以上、中学校で 2 時間以上の割合を高知県平均以上にする。
 <基準値>
 1 時間以上 R6 小学校：66.6%（高知県 55.0%）（全国 54.6%）
 2 時間以上 R6 中学校：9.9%（高知県 22.7%）（全国 31.7%）
 ※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査
- ⑤ 「児童一人一人に配備された PC・タブレットなどの端末を、どの程度家庭で利用できるようにしていますか」の回答について、「毎日持ち帰って、毎日利用させている」を全校とする。
 <基準値>
 R6 小学校：3 校（8 校中）
 R6 中学校：0 校（1 校中）

※参考指標：学校教育課調べ

※①～③は県指標参酌、④⑤は市独自指標

（取組・事業）

取組1 「令和の授業を創る」推進プロジェクト（学校教育課）

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進し、自ら課題を設定し、課題解決に向かい続ける児童生徒の育成を図るため、授業づくり講座等において、学習指導要領が目指す授業づくりを推し進めるとともに、日常的に授業研究に取り組む風土づくりを行い、自ら学び、ともに高め合う教員の育成を目指す。また、取組に必要な研修・研究を支援する。

取組2 デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実（学校教育課）

1人1台タブレット端末やデジタル教材を効果的に活用しながら、問題解決に主眼を置いた授業改善と、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を推進することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、1人1台タブレット端末の持ち帰りによる授業外学習（家庭学習）の充実を図る。

また、前記の授業外学習（家庭学習）において必要となるインターネット接続環境が無い家庭に対して環境整備を行い、学習における家庭間の情報活用格差を改善する。

取組3 学習支援プラットフォームの活用促進（学校教育課）

学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」*の活用を促進し、スタディログダッシュボード*や「きもちメーター*」等を活用することで、児童生徒一人一人の強みを伸ばしてつまずきをサポートする教員の指導の充実を図り、児童生徒の主体的・自主的な学習につなげる。

取組4 中学校の授業改善サイクル*の強化・充実（学校教育課）

学力調査等の結果から明らかとなった学力についての課題の改善状況及び定着状況を把握し、学習指導の改善・充実に生かすとともに、学校及び教育委員会の継続的な学力向上検証サイクルを確立する。

取組5 理科教育の推進（学校教育課）

児童生徒の理科の資質・能力を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図る。また、中学生の科学への興味・関心を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会に積極的に参加する。

取組6 英語教育の強化（学校教育課・教育研究所）

小・中・高等学校における一貫した英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、英語指導助手（ALT）を派遣、児童生徒が授業等で身につけた英語力を活用して発信する場を設けるなど、英語による発信力の強化につなげる取組及び実用英語技能検定（英検）の受検を推進する。

取組7 放課後等における学習支援（学校教育課）

小中学校に状況に応じて、放課後等学習支援員を配置しての放課後等の補充学習や、家庭学習のポイントを要約した「家庭学習のすすめ」を全家庭に配布すること

により、基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立等、個々の児童生徒の課題解決に向けて計画的に実施できるよう充実・強化する。

また、市立安芸中学校に設置した無料塾において、学力に応じた個別指導を実施し、当該校の学力の向上と授業外学習の定着を図る。

1ー基本政策 2

社会とつながるキャリア教育・職業教育の推進

(現状と課題)

- ・ 子どもたちがそれぞれの立場でしっかりとした将来を切り拓くためには「人とつながる、人を思いやる、人の役に立つ」ということを大事にしながら、それぞれの志を育んでいかなければなりません。子どもたちが様々な経験をし、多くの人と触れ合うことを通じて、生き方について考えるようにするには、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことが求められています。
- ・ 総合的な学習の時間や講演会、職場体験活動等を通じて、児童生徒に発達段階に応じた勤労観や職業観、将来の自分と社会との関わり方や生き方について考えさせる取組を行ってきました。
- ・ しかしながら、中学校において「将来の夢や目標を持っていますか」の肯定的回答の割合は、低下し全国平均も下回っています。
- ・ また、自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計する力を育成するために、「キャリア・パスポート*」の効果的な活用を推進するとともに、体験的な学習がさらに効果的なものになるよう、体系的・系統的な取組にしていく必要があります。

※ (2) 基本目標の達成状況 (第2期基本計画) ●徳の分野 (4) 自己肯定感等の状況 参照

(政策のポイント)

- 小・中・高等学校を通じて、児童生徒が自身の学びや活動について記録し、教員等との対話的な関わりを通して、自己の成長などを実感しながら自己実現につなげる「キャリア・パスポート*」の活用を推進します。
- 上級学校や行政、企業等と連携を図りながら、上級学校訪問や講演会、職場体験等の体験的な学習を重視します。
- 「キャリア・パスポート*」を効果的に活用したり、キャリア教育を体系的・系統的に展開したりするために必要な教職員の資質・指導力向上に資する各種研修会や取組の充実を図ります。

施策 (2) 体系的なキャリア教育・職業教育の推進

「キャリア・パスポート*」の効果的な活用、上級学校や行政、市内外企業等との連携を図りながら、上級学校訪問や講演会、職場体験等の体験的な学習を重視するとともに、教職員の資質・指導力向上のための各種研修会や取組を行うことにより、体系的なキャリア教育や職業教育を推進します。

（施策の指標）

- ① 「将来の夢や目標を持っていますか」の肯定的回答の割合を小学校で90%以上、中学校で高知県平均以上にする。

＜基準値＞

R6 小学校：83.8%（高知県 82.6%）（全国 82.4%）

R6 中学校：60.6%（高知県 69.1%）（全国 66.3%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

※①は市独自指標

（取組・事業）

取組 8 小中学校におけるキャリア教育の推進と「キャリア・パスポート*」の活用推進（学校教育課）

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、上級学校や行政、企業等と連携した体験的な学習を重視するなど、キャリア教育の充実を図ると共に、「キャリア・パスポート*」の活用を推進するために研修を行い、教員の指導力向上を図る。

1－基本政策 3

安芸市や高知県、我が国の伝統・歴史・文化等を学ぶとともに、グローバル社会で活躍する人材を育成

（現状と課題）

- ・ 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」児童生徒の割合が減少傾向にあります。コロナ禍によって、社会見学や職場体験活動、学校行事や参観日、地域との交流活動など、様々な機会が減り、行動が制約され、保護者や地域の方々と関わる機会や子どもたちが地域で活躍する場面が減少した影響によるものと思われます。
- ・ 一方、グローバル社会を生き抜く資質・能力を備え、日本人としてのアイデンティティと幅広い教養を持った、国内外で活躍できる人材の育成が求められています。
- ・ こうした状況の中で、児童生徒が郷土への愛着と誇りを持つとともに、さまざまな課題の解決を目指し、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を身につけられるよう、英語で自分の意見を発信することができる人材の育成を進めていく必要があります。
- ・ 中学校の英語の授業における言語活動の実施状況は全国と同等でしたが、生徒の英語に対する興味関心や理解は全国より低く、言語活動の質・量の向上や生徒の英語力を客観的に把握し適切に評価するなど、英語によるコミュニケーション能力を高める必要があります。

（政策のポイント）

- 社会科や総合的な学習の時間等において、地域の課題や解決策を主体的に考えるなど、地域と協働した取組を進めることにより、地域を愛する心を育てていきます。

- 児童生徒の社会性の育成に向けて、職場体験活動等を通じて、安芸市や高知県の産業・企業や、さらには安芸市と縁のある企業、そこで働く人々について学ぶとともに、児童生徒が将来の夢や目標について考える機会を確保することによって、キャリア教育のさらなる充実を図ります。
- 道徳科の授業で養われた道徳性を、特別活動や総合的な学習の時間などと連携して高めていくとともに、学校、家庭、地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの道徳教育」を進めます。
- 総合的な学習の時間や特別活動、社会科の時間等において、県内文化施設を見学したり、出前授業を依頼したりするなど、伝統や文化に関する教育の充実を図ります。
- 教育課程外・学校外で英語に触れる機会を確保し、グローバルな視野を持ち、英語で自分の意見を発信できる人材育成を進めます。
- 探究的な学びを通して、生徒の論理的思考力や判断力、表現力を育成するとともに、英語運用能力*を高め、グローバルな視点を持って地域の将来や産業振興を担う人材の育成を図ります。

施策（3）地域や日本の伝統・歴史・文化等の教育の促進

地域や日本の伝統や文化に関するものを教材とし、それらを大切にする学習を通して、自分が育った「ふるさとや我が国を愛する心」、「人を思いやる豊かな心」を育てる道徳教育を進めます。また、子どもたちが、安芸市や高知県の産業や企業、さらには安芸市と縁のある企業の魅力について知るとともに、そこで働く人々の生き方に触れる学習を通して、社会的・職業的自立に向けて必要な力と将来に渡って地元を誇りと愛着を持つ心を育てるキャリア教育を進めます。こうした取組を通じて、地域や日本の伝統・歴史・文化等に関する教育を推進します。

（施策の指標）

- ① 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の肯定的な回答を全国平均以上かつ前年度以上とする。

＜基準値＞

R5 小学校：54.7%（高知県 52.1%）（全国 57.8%）

R5 中学校：57.7%（高知県 42.2%）（全国 38.0%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

※R6 より高知県学力定着状況調査に移行

※①は県指標を参酌

（取組・事業）

取組9 ふるさとを支える教育の推進（学校教育課・教育研究所）

「地域に根ざした道徳教育の充実」

児童生徒の道徳性を高めるために、質の高い「考え、議論する道徳」の授業を展開できるよう教員の指導力を向上させるとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進を図る。また、「安芸市教育の日」等の公開参観日における授業の公開や、道徳の時間を要とした教育活動全体を通して、道徳性の育成に努める。

「キャリア教育の充実」

子どもたちが、安芸市や高知県の産業や企業、さらには安芸市と縁のある企業の

魅力について知るとともに、そこで働く人々の生き方に触れる学習を通して、社会的・職業的自立に向けて必要な力と将来に渡って地元を誇りと愛着を持つ心を育てるキャリア教育を推進する。

「生活・総合的な学習の時間の充実」

地域の教育資源「人・もの・こと」に関わり、探究的な学びを通して、よりよく問題を解決していく児童生徒の育成を目指す授業研究や実践の充実を図る。

「ふるさと教育との連携」

児童生徒の発達段階に応じた、地域の自然や産業につながる活動内容や地域の歴史や文化に基づく特色ある活動内容等を取り入れ、ふるさとの良さを体感する感性を育むとともに、地域の人材を活用した教育活動を展開する。

社会科や総合的な学習の時間等では、地元企業の見学、安芸市の自然・伝統や文化、産業の教育資源を活用した体験を行うことで、郷土への関心・愛着を高めるとともに、豊かな人間性の育成に努める。

また、教育研究所発行の社会科副読本「わたしたちの安芸市」、県教育委員会発行の「高知の道徳」を活用し、地域の暮らしや歴史文化、郷土の偉人についての知識や経験を深めるなど、幅広く活用する場の設定に努める。

「郷土愛の育成」

次世代の安芸市を背負って立つ人材の育成のためには、発達段階に応じた「郷土学習」が必要となる。ふるさとへの愛着や誇りを高めるため、各世代が交流する地域活動や豊かな自然を通じて、地域の伝統的・文化的行事を子どもたちのふるさと学習の好機と捉え、生涯学習と連携しながら、郷土愛の育成に努める。また、各学校の地域を活用した特色のある授業を推進する。

①地域の特性や人材を生かした教育課程の編成

各学校において、地域の特性を生かした教育課程の編成を行い、地域の人材を講師として「農業体験」、「郷土料理作り」、「特別授業」、「書道教室」等の学習を進める。

②地域の伝統的・文化的行事への参加

生涯学習と連携・融合し、後世に伝承すべき地域の伝統的・文化的行事を学校教育で活用するとともに、全ての子どもたちに地域行事への積極的な参加を進める。

③郷土愛の育成

①及び②のような活動を通じて、地域の人々や生活、文化、伝統に親しむことで、伝統と文化を育てた先人の努力や知恵を知り、子どもたちがそれらを継承し発展させていけるような環境づくりとふるさとへの認識を深め、ふるさとを愛する心の育成に努める。

取組 8 （再掲）小中学校におけるキャリア教育の推進と「キャリア・パスポート*」の活用推進（学校教育課）

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくことができるよう、上級学校や行政、企業等と連携した体験的な学習を重視するなど、キャリア教育の充実を図ると共に、「キャリア・パスポート*」の活用を推進するために研修を行い、教員の指導力向上を図る。

取組 10 市内文化施設等の活用促進（学校教育課）

総合的な学習の時間や特別活動、社会科の時間等において、市内文化施設等を見学したり、出前授業を依頼するなど、伝統や文化に関する教育の充実を図る。

※市内文化施設の利用促進については、生涯学習課と連携

※県内文化施設の活用促進については、高知県文化国際課と連携

施策（4）グローバル教育（外国語）の推進・強化

国際理解教育では、国際社会の一員として信頼される人材を育成するため、総合的な学習の時間や各教科での探究的な学びを通して、自国の伝統・文化を理解した上で、諸外国の伝統・文化についての理解を深めます。

小学校第3・4学年の外国語活動、第5・6学年の外国語科、さらに中学校の外国語への円滑な接続に向けて、小小連携、小中連携による系統的な英語教育の推進とともに、英語指導助手（ALT）を活用した、児童生徒が本物の英語に触れる英語教育の充実を図ります。

また、英語指導助手（ALT）が、授業以外の場面で関わることで、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、外国の伝統・文化に触れる機会を提供します。

（施策の指標）

- ① 小学校で「英語の勉強は好きですか」の肯定的回答の割合を全国平均以上にする。
＜基準値＞

R6 小学校：56.2%（高知県 69.4%）（全国 69.3%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

※①は市独自指標

（取組・事業）

取組6 （再掲）英語教育の強化（学校教育課・教育研究所）

小・中・高等学校における一貫した英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、英語指導助手（ALT）を派遣、児童生徒が授業等で身につけた英語力を活用して発信する場を設けるなど、英語による発信力の強化につなげる取組及び実用英語技能検定（英検）の受検を推進する。

1－基本政策4

主体的に社会参画を行い、社会的な課題解決等に取り組んでいく人材を育成

（現状と課題）

- ・ 児童生徒が社会をよりよくするために主体的に社会に参画するための資質・能力を育むことが、より一層求められています。
- ・ また、若者が消費者トラブル等に巻き込まれる懸念が高まっていることから、契約の重要性や消費者保護の仕組み等について理解を深める消費者教育の充実が求められています。
- ・ こうした主権者教育や消費者教育は、小・中・高等学校のそれぞれの発達段階に応じて、社会科や家庭科等を中心に系統的に取り組まれています。さらなる充実に向けて、教科・科目間連携や関係機関との効果的な連携等を一層推進することが大切です。

- ・ 加えて、児童生徒の社会参画意識を高めていくためには、自ら課題を見つけ、自ら学んで主体的に判断し、より良く課題を解決しようとする学習活動、校内のルールのある在り方等を児童生徒が自発的・自治的に考える活動などを充実させるとともに、それらを地域社会等に提案するなど、社会を変えていこうとする活動につなげていくことも大切です。
- ・ さらには、本市や高知県、日本の将来の担い手を育成するために、イノベーション創出の礎となる理数教育の充実やそれを核とする STEAM 教育*の推進が求められています。高等学校段階で重点的に取り組むものですが、その土台として、小学校、中学校での各教科等や総合的な学習の時間における教科等の横断的な学習や探究的な学習、プログラミング教育などの充実に努めることが重要です。

（政策のポイント）

- 地域社会や外部機関との連携による地域課題をテーマにした課題解決型学習や、学校行事等の特別活動の充実により、児童生徒の主体性や社会参画意識を高めます。
- 社会科や家庭科等を中心とした他教科（科目）や外部関係機関と連携した系統的な学習を推進することにより、主権者教育や消費者教育の充実を図ります。
- 理数教育の推進やプログラミング教育の実施等により、情報活用能力や科学的な探究能力等の育成、各教科等での学びを実社会での課題発見・解決に結びつけていく教育の推進を図ります。

施策（5）児童生徒が自ら課題を探究し、多様な人と協働しながら、課題を解決・提案する主体性等の育成

小中学校の総合的な学習（探究）の時間等における地域社会や外部機関との連携による地域課題をテーマにした課題解決型学習や、その成果等を地域社会等に提案する取組、また、学校行事等の特別活動の充実により児童生徒の自発的・自治的な活動を推進することなどを通じて、児童生徒の主体性や社会参画意識を高めます。

（施策の指標）

- ① 「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる」の肯定的回答の割合を全国平均以上にする。

＜基準値＞

R6 小学校：78.1%（高知県 80.6%）（全国 81.3%）

R6 中学校：77.5%（高知県 86.8%）（全国 82.2%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

- ② 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」の肯定的回答の割合を向上させる。

＜基準値＞

R6 小学校：90.5%（高知県 84.8%）（全国 83.5%）

R6 中学校：76.0%（高知県 81.2%）（全国 76.1%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

※①②は県指標を参照

（取組・事業）

取組 11 総合的な学習の時間の充実（学校教育課・教育研究所）

地域の教育資源「人・もの・こと」に関わり、探究的な学びを通して、よりよく問題を解決していく児童生徒の育成を目指す授業研究や実践の充実を図るとともに、ふるさとを誇りに思う心を育む。

施策（6）現代的諸課題や制度・仕組み等を体系的に学び、社会参画を図るうえでの基礎的基盤を育成

小・中学校のそれぞれの発達段階に応じて、社会科や家庭科等を中心とした系統的な学習を実施するとともに、他教科（科目）や外部関係機関と効果的に連携した学習活動を推進することにより、主権者教育や消費者教育等の充実を図ることで、現代的諸課題や制度・仕組み等を体系的に学び、社会参画を図るうえでの基礎的基盤を育成します。

（施策の指標）

- ① 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の肯定的な回答を全国平均以上かつ前年度以上とする。

<基準値>

R5 小学校：54.7%（高知県 52.1%）（全国 57.8%）

R5 中学校：57.7%（高知県 42.2%）（全国 38.0%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

※R6 より高知県学力定着状況調査に移行

※①は市独自指標

（取組・事業）

取組 12 主権者教育・消費者教育の充実（学校教育課）

社会科・家庭科を中心に、主体的に社会に参画するために必要な資質・能力の育成を図る。各種研修会の周知や啓発資料等の情報提供とともに、積極的な活用を働きかける。

取組 13 環境教育の推進（学校教育課）

各校における学習指導要領等に基づく環境教育の実施に加え、環境課と連携した身近な環境学習、各校の環境教育に係る取組事例の収集、ユネスコスクール*などの優良事例の普及・共有を行うことにより、児童生徒の環境意識のさらなる醸成を図る。

取組 14 情報活用能力の育成（学校教育課）

生成AI*などの新たな情報技術を、将来において学習や生活に活用できるように、そのメリット・デメリットを理解するとともに、情報の真偽を確かめるなどの情報活用能力の育成を図る。

施策（7）今後の安芸市や日本のイノベーションを担うための教育の充実

理数教育の充実を図りながら、プログラミング教育の実施を通して、デジタル技術等を活用しながら、実社会の課題を取り扱う教科等横断的な探究活動（STEAM 教育

*) を推進するなど、今後の安芸市や日本のイノベーションを担うための土台となる教育を充実させます。

(施策の指標)

- ① 「理科の勉強が好き」と回答した児童（小学校 6 年）の割合を 90%以上、生徒（中学校 3 年）の割合を 70%以上、かつ全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

<基準値>

R6 小学校：87.6%（高知県 82.1%）（全国 83.6%）

R6 中学校：64.8%（高知県 69.5%）（全国 68.3%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

- ② 「算数(数学)授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思う」と回答した児童（小学校 6 年）の割合を 100%、生徒（中学校 3 年）の割合を全国平均以上とする。（肯定的に回答した割合）

<基準値>

R6 小学校：99.0%（高知県 94.3%）（全国 94.1%）

R6 中学校：71.8%（高知県 81.7%）（全国 78.5%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

※①②は県指標を参照

(取組・事業)

取組 5 （再掲）理科教育の推進（学校教育課）

児童生徒の理科の資質・能力を育成するために、理科の中核教員を養成・育成し活用することで、授業の改善・充実を図る。また、中学生の科学への興味・関心を高めるために、科学の甲子園ジュニア高知県大会に積極的に参加する。

取組 15 ICT 活用力向上（学校教育課）

小学校における組織的・計画的なプログラミング教育を促進する研修を実施し、系統的なプログラミング教育の充実を図る。また、デジタル教材等を活用した研修を通して、ICT を活用した授業づくりを普及させる。

1－基本政策 5

自尊感情や他者への思いやりを育み、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現の両立を図るための教育の推進・指導強化

(現状と課題)

- ・ 「自分にはよいところがある」という自尊感情に関する質問についての肯定的回答の割合は、小中学校とも増加しているものの、全国平均を下回っており、特に中学校は大きく下回っています。

「将来の夢や目標を持っている」という夢や志に関する質問についての肯定的な回答は、中学校で大きく減少し、全国平均を下回っています。

「人が困っているときは、進んで助けている」という思いやりに関する質問につ

いての肯定的回答の割合は、中学校において、全国平均を下回っています。

また、公共の精神に関する質問についての肯定的回答の割合は、小中学校ともに、増加傾向にあります。

これらのことから、子どもたちの自尊感情を高め、夢や志を持てる取組の充実が求められています。

- ・ いじめの認知件数は増加しており、特に小学校では、全国平均を大きく上回っています。学校のいじめに対する理解や認識、いじめを積極的に認知しようとする意識は高くなってきています。

R6に同規模の2中学校が1校に統合され、中学生の学校環境に大きな変化があったことから、状況を注視する必要があります。

- ・ 社会の進展に伴い、人権課題が複雑化・多様化しています。これらの解決に向け、子どもたちが人権に関する理解を深め、人権感覚を身につけたり、規範意識や自尊感情を高めたりしていくことが重要であり、今後も人権教育の充実が求められています。

※ (2) 基本目標の達成状況 (第2期基本計画) ●徳の分野 (3) いじめの状況 参照

※ (2) 基本目標の達成状況 (第2期基本計画) ●徳の分野 (4) 自己肯定感等の状況 参照

(政策のポイント)

- 道徳科において「考え、議論する道徳」の充実を図るとともに、道徳科を中心にしながら教育活動全体を通じて、児童生徒の道徳性を育んでいきます。さらに、学校・家庭・地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの道徳教育」を推進することにより、児童生徒の規範意識や自尊感情などの醸成を図ります。
- いじめを生じさせない未然防止の取組や児童生徒が困りごとや不安がある時に、周りの人に相談できる力を育成するとともに、児童生徒のささいな変化に気づき、的確に対応するための体制を強化します。
- 各学校において、日常的教育活動を通じて発達支持的生徒指導*の視点を意識し、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取組を組織的に推進することにより、子どもの規範意識等の向上や自尊感情の醸成を図ります。
- 教育活動全体を通じて、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりの取組を組織的に推進し、児童生徒の人権を尊重する意識や課題解決能力を育み、未来の創り手となるために必要な資質の向上を図ります。

施策 (8) 規範意識や自尊感情などを育むための道徳教育の推進

道徳科において、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題としてとらえ向き合う「考え、議論する道徳」への質的な転換をいっそう図るとともに、学校・家庭・地域が一体となった「地域ぐるみの道徳教育」を展開しながら、規範意識や自尊感情などを育むための道徳教育を推進します。

(施策の指標)

- ① 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と回答した児童生徒 (小学校6年、中学校3年) の割合を毎年、全国平均以上かつ高知県平均以上とする。(肯定的な回答をした割合)

<基準値>

R6 小学校：96.2%（高知県 95.8%）（全国 95.9%）

R6 中学校：95.8%（高知県 95.8%）（全国 95.2%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

※①は県指標を参酌

（取組・事業）

取組 16 道徳教育実践力の向上（学校教育課）

児童生徒の道徳性を高めるために、質の高い「考え、議論する道徳」の授業を展開できるよう安芸市道徳教育推進地区協議会を中心に、「特別の教科 道徳」の授業の在り方の研修及び授業研究を行い、教員の指導力を向上させるとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の推進を図る。

また、「安芸市教育の日」等の公開参観日における授業の公開や、道徳の時間を要とした教育活動全体を通して、道徳性の育成に努める。

施策（9）自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育の推進

一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン*（令和2年改定版）」に基づき、人権教育主任のマネジメント力や教職員の人権感覚の向上を図り、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図ります。

（施策の指標）

- ① 「全ての教育活動において人権教育の視点（人権に関する理解や人権感覚の育成）を確認し、組織的に取り組んでいる」と回答し学校の割合を 100%とする。

（強肯定の回答をした割合）

<基準値>

R6 より新設指標

※県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査

※①は市独自指標

（取組・事業）

取組 17 人権教育の推進（学校教育課）

一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン*」に基づき、人権教育主任の専門力の向上を図る研修への参加や、指定校における実践例の普及を図るとともに、教職員の人権教育研修の支援を行い、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図る。

施策（10）児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させるよう指導・支援する発達支持的生徒指導*の推進

各学校において、児童生徒の人権が尊重される学級経営を組織的に行うとともに、日常の教育活動を通じて全ての児童生徒の「成長発達を支える」生徒指導の充実を図りながら、児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させるよう指導・支援する発達支持的生徒指導*を推進します。

（施策の指標）

- ① 「学校に行くのは楽しいと思う」と回答した児童生徒（小学校 6 年、中学校 3 年）の割合を毎年、全国平均以上かつ高知県平均以上とする。（肯定的な回答をした割合）
 <基準値>
 R6 小学校：80.0%（高知県 83.8%）（全国 84.8%）
 R6 中学校：77.5%（高知県 82.3%）（全国 83.8%）
 ※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

※①は県指標を参酌

（取組・事業）

取組 41 （後掲）子どもの自己実現を支える魅力ある学校づくり（高知夢いっぱいプロジェクト）（学校教育課）

発達支持的生徒指導*に組織全体で取り組む魅力ある学校づくりを推進する指定校等の効果的な実践例や成果を取り入れ、各学校における発達支持的生徒指導*の充実につなげる。

取組 18 生徒指導主事（担当者）の組織マネジメント力向上（学校教育課）

発達支持的生徒指導*、課題予防的生徒指導*、困難課題対応的生徒指導*が、未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進され、学校間連携を意識した取組がなされるよう、生徒指導主事（担当者）会等の充実を図り、各小中学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図る。

取組 19 保幼小中高連携（学校教育課・福祉事務所）

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・高校が連携して、これまでに積み上げてきた指導や支援を確実に次の学校へつなぐ体制を構築し、幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿*を育み、小 1 プроблем及び中 1 ギャップの克服等の校種間の段差のない教育活動に努めることで、地域の子ども達の社会的自立に向けた切れ目のない支援を行い、自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成する。

校種間の連携にあたっては、連携コーディネーターを中心に、入学時期や卒業時期だけでなく年間を通じて保幼小中高連携教育推進協議会や所属長会を開催し、基本的な学習習慣や生活習慣などの情報交換を行うとともに、相互交流の促進を図る。

施策（11）生徒指導上の諸課題の未然防止のための教育プログラムの実施

各学校の教育活動において、学校教育目標実現に向けた教育課程を踏まえ、児童生徒の実態に応じ、生徒指導上の諸課題の未然防止のための教育プログラムの実施を推進します。

（施策の指標）

- ① 「すべての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施している」と回答した学校の割合を 100%とする。（強肯定の回答した割合）

<基準値>

R5 小学校：100%（R4 高知県 75.9%）

R5 中学校：100%（R4 高知県 79.6%）

※参考指標：県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査

※①は県指標を参酌

（取組・事業）

取組 20 SOS の出し方に関する教育の推進（学校教育課）

SOS の出し方に関する教育プログラムの実施により、児童生徒が強いストレスや困難な事態に直面した際の対処方法を身につけさせる。

取組 23 （後掲）いじめ防止対策等の総合推進（学校教育課）

「『高知家』いじめ予防等プログラム」及び追補版を活用したいじめ防止の授業を実施することにより、児童生徒自身がいじめを自分たちの問題として主体的に考え、いじめを生じさせない風土をつくる。

取組 21 関係機関と連携した未然防止の取組の推進（学校教育課）

警察や福祉部署など関係機関と連携した未然防止教育の実施により、児童生徒が非行や犯罪に巻き込まれないよう正しい知識と行動力を身につけさせる。また、インターネットによる人権侵害を防ぐため、「情報モラル教育実践ハンドブック」（高知県教育委員会 R4.3 月策定）等を活用して情報モラルやネット問題の危険性等について理解を深め、自らトラブルを防止しようとする態度を育成する。

施策（12）いじめ・不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制の強化

学校において、児童生徒のささいな変化に気付き、的確に対応するための取組を進め、いじめ・不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制を強化します。

（施策の指標）

- ① 不登校担当者*が、児童生徒の出欠状況等早期支援につながる情報を毎日管理職に報告している学校の割合を 100%とする。

<基準値>

R5 小学校：100%（R4 高知県 95.7%）

R5 中学校：100%（R4 高知県 86.7%）

※参考指標：県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査

※①は県指標を参酌

（取組・事業）

取組 22 学校の相談支援体制の強化（スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用等）（学校教育課）

児童生徒支援のために、全市立学校にスクールカウンセラー*とスクールソーシャルワーカー*を配置し、相談支援体制の充実を図るとともに、全ての児童生徒を対象

に学校生活アンケートや Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）等を実施し、児童生徒の学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を把握し、必要な支援や相談活動に努める。

また、教育支援センター*や家庭児童相談室等の関係機関、保護者との連携を強化し、一人一人に目を向けたきめ細やかな指導を行い、児童生徒・保護者・教職員の悩みを積極的に受け止める教育支援体制を整備し、新たな不登校発生防止に努める。

取組 23 いじめ防止対策等の総合推進（学校教育課）

安芸市いじめ防止基本方針に基づき、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的・計画的に実施する。また、「安芸市いじめ問題対策連絡協議会」では、関係機関と連携を図り、いじめ問題に対する取組を総合的に推進する。

取組 42 （後掲）不登校担当者*を中心とした早期発見・早期対応の組織的な取組の検討（個別最適な支援をつなぐ校区内連携）（学校教育課・教育研究所）

小学校間の連携を強化し、支援が必要な児童生徒の状況に応じた個別最適な支援が小学校から中学校へ円滑につながるための効果的なモデルの在り方について検討する。（校内サポートルーム*の設置及び、中核となる小学校へ個別最適な支援担当者の配置を検討）

取組 43 （後掲）早期発見・早期支援のためのシステム活用（学校教育課・教育研究所）

児童生徒の変化の把握や指導内容の教員間での情報共有のため、「きもちメータ*」や「校務支援システム*」を活用する。

1ー基本政策 6

生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの充実

（現状と課題）

- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、令和 5 年度の体力合計点は小中学校の男女ともに全国平均を上回っています。
- ・ この調査において、新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、全国平均の体力合計に低下が見られますが、本市においては向上しています。
- ・ 子どもたちの不規則な生活習慣による学力や健康面への影響が指摘されています。

※（2）基本目標の達成状況（第 2 期基本計画）●体の分野 参照

（政策のポイント）

- 小中学校では、質の高い体育・保健体育授業の実現に向けて、教員の授業力向上を図るとともに、学校全体で体力・運動能力の向上に取り組む体制を整えることにより、運動好きな児童生徒の育成を図ります。
- 各学校における保健教育の充実を通して、自らの健康を管理し改善することができる能力や、生命や人格の尊重、平等の精神の下に、自己や他者を尊重する態

度、課題に対して適切な意思決定や行動選択ができる資質や能力の育成を図ります。

- 学校、保護者、行政が協働して、子どもたちを取り巻く様々な課題に対処していくために、研修会等を実施します。また、多くの保護者等の参画を得て活性化するように、PTA活動を支援します。

施策（13）体力の向上や体育授業改善の推進

「こうちの子ども体力・運動能力向上プログラム*」の実践、小学校体育における中核となる教員の育成等を支援し、体力の向上や体育・保健体育授業改善を推進します。

（施策の指標）

- ① 体育・保健体育授業や体育的活動において「こうちの子ども体力・運動能力向上プログラム*」の活用を学校経営計画に位置付け、実践している学校の割合を100%とする。

＜基準値＞

R6：100%

※参考指標：学校経営計画

※①は市独自指標

（取組・事業）

取組 24 体力づくりの推進（学校教育課）

「こうちの子ども体力・運動能力向上プログラム*」の実践、小学校体育における中核となる教員の育成や指導資料の作成、外部指導者の派遣、研修会の実施、指導主事による訪問指導等を行いながら、体力の向上や体育・保健体育授業改善を推進する。

施策（14）部活動の改革、運営の適正化

「高知県部活動ガイドライン」等に基づき、部活動に加入している市立安芸中学校の全ての生徒が、成長期に必要とされる適切な休養をとりながら部活動を行うとともに、部活動の改革、運営の適正化を図ります。

（施策の指標）

- ① 「高知県部活動ガイドライン」、「設置する学校に係る部活動の方針」に明記された休養日及び活動時間を遵守している部活動の割合を100%とする。

＜基準値＞

R6：100%

※参考指標：運動部活動の活動時間等に関する調査

※①は県指標を参酌

（取組・事業）

取組 25 部活動の運営の適正化（学校教育課）

「高知県部活動ガイドライン」、「安芸市部活動ガイドライン」に基づく部活動の適正な運営を図る。

施策（15）保健教育の充実

自他の体や命を大切にできる正しい知識を持ち、適切な行動選択ができる力を育成するため、関係機関と連携を図りながら、各学校における保健教育の充実を図ります。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）

取組 26 いのちの教育の推進（学校教育課）

性に関する現代的課題に対し、保健教育における「性に関する指導」の取組を充実させる。あわせて、本市における性に関する課題の解決を図るために、地域の関係機関や外部講師との連携体制を構築することにより、性に関する正しい知識を身につけ、「自分を、相手を、命を大切にできる子どもの育成」を目指す。

また、市内の小中学校において、子どもたちが体験的な学習を通じて、性や生命の誕生について学ぶことにより、自分と他人を大切にする気持ちを育み、命の尊さについて学ぶとともに、親にとって自分（子ども）がかかけがえのない存在であることを実感し親子の絆を強める機会として、「いのちの教室」を実施する。

施策（16）基本的な生活習慣の向上・確立

保育所等や小学校等において、規則正しい生活を習慣化することの重要性を知らせるとともに、生活点検等を行いながら、基本的な生活習慣の向上・確立を図ります。

（施策の指標）

① 「朝食を毎日食べる」と回答する児童生徒の割合を全国平均以上にする。

<基準値>

R6 小学校：77%（高知県 83%）（全国 83%）

R6 中学校：70%（高知県 78%）（全国 79%）

※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

※①は県指標を参酌

（取組・事業）

取組 27 基本的な生活習慣の向上（福祉事務所）

子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を実施する。

取組 33 （後掲）親育ち支援*（啓発） （福祉事務所）

保護者向けに良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話等を行い、保護者の子育て力の向上を図るとともに、子育てのポイントを解説した動画の紹介等、より多くの保護者に支援を届けるための環境を整える。

取組 28 食育の推進（学校教育課）

食は生きていく上で欠かすことのできない大切なものであり、食育は知・徳・体の基礎となるべきものとして位置づけられている。様々な経験を通じて「食」に関する知識や技能、食品を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進に向けて、各校の「食に関する全体計画」に「安芸市食育実践カリキュラム」を位置づけ取組を行う。

また、学校給食における地場産物の活用を進め給食を生きた教材として活用するなど、学校給食を活用した食育を推進する。さらに、学校給食センターを中核とした見学や試食会、給食交流などを行い、給食理解や食育の推進に向けて積極的に取り組む。

「食育の推進」

各学校においては、食に関する全体計画を作成し、学童期、思春期における食育の重要性を踏まえ、給食の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努める。

「ふるさと食材、地場産物の活用」

ふるさと食材や地場産物を安全・安心な食材として提供を充実させるとともに、各学校での郷土料理づくりなどの食育実践を支援し、食に関わるふるさとの食文化等の教育に努める。

「家庭との連携」

児童生徒が生涯にわたって望ましい食生活を確立していくためには、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることが必要であり、学校は食に関する取組の情報発信を行い、家庭へは食の大切さの協力を促す。

取組 65 （後掲）家庭教育支援基盤形成の取組（学校教育課・生涯学習課・福祉事務所）

家庭教育支援の取組として、学校や保育所等での出前講座を実施することにより家庭教育力の向上を図る。また、家族のふれあいと子どもたちの基本的な生活習慣の向上・定着のための「早寝早起き朝ごはん」運動を推進する。

1－基本政策 7

就学前教育・保育の質の向上

（現状と課題）

- ・ 国の保育所保育指針・幼稚園教育要領等において、保育所も幼児教育施設に明確に位置付けられたことを踏まえ、各施設共通で教育・保育の質の向上に取り組む必要があります。
- ・ 教育的な意図やねらいを持ち、子どもの育ちを促すための環境を通した教育・保育が市内全域で展開されるための支援が必要です。
- ・ 保幼小の連携・接続において、互いの教育内容を理解し合い、それぞれの指導に生かす「学びをつなぐ」取組が浸透しているとは言えない現状があります。

（政策のポイント）

- 各保育所等における質の高い教育・保育の実現に向けた組織的な取組を推進するため、各園が行う園内研修の充実を図ります。
- 県主催の研修及び課題に応じた独自研修を実施し、管理職を含む保育者のキャリアステージに応じた資質・指導力の向上を図ります。
- 保幼小の円滑な連携・接続に向け、モデル地域における「架け橋期*（5歳児～1年生）のカリキュラムづくり」の成果を参考に「学びをつなぐ」取組を実施します。

施策（17）保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育の充実

各保育所等が課題に応じた園内研修を行うことにより、保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育を充実させます。

（施策の指標）

- 設定なし

（取組・事業）

取組 29 園内研修の実施（福祉事務所）

どこの保育所でも保育所保育指針等に沿った質の高い教育・保育が受けられる環境の実現を目指して、各園が行う園内研修を実施する。

取組 30 園評価の実施（福祉事務所）

園の経営方針や教育・保育目標を全職員が共有し、教育・保育がチームとして実践されるとともに、よりよい実践に向けた PDCA サイクル*を構築できるよう「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」を活用しながら、各園で園評価を実施する。

取組 31 保育者基本研修の活用（福祉事務所）

保育者の職責に応じた専門性や実践力の向上のため、県教育センターの基本研修やキャリアアップ研修を活用する。

取組 35 （後掲）就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上（福祉事務所）

保育所等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を実施する。

施策（18）保幼小の円滑な連携・接続の推進

県モデル地域の実践を収録した DVD の活用やシンポジウムへの参加などを通じて、県モデル地域に準じた「学びをつなぐ」取組に取り組みます。

（施策の指標）

- ① 保幼小で互いの教育内容を話し合い、それぞれのカリキュラムに反映させている小学校区の割合を 100%とする。

＜基準値＞

R6 より新設指標

※参考指標：県保幼小中連携・接続の実施状況調査

※①は県指標を参酌

（取組・事業）

取組 32 保幼小連携・接続の推進（学校教育課・福祉事務所）

子どもの成長を切れ目なく支えるため、各地域で行われる保幼小の連絡会・交流活動を実施する。

取組 19 （再掲）保幼小中高連携（学校教育課・福祉事務所）

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・高校間が連携して、これまでに積み上げてきた指導や支援を確実に次の学校へつなぐ体制を構築し、幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿*を育み、小 1 プロブレム及び中 1 ギャップの克服等の校種間の段差のない教育活動に努めることで、地域の子どもの社会的自立に向けた切れ目のない支援を行い、自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成する。

校種間の連携にあたっては、連携コーディネーターを中心に、入学時期や卒業時期だけでなく年間を通じて保幼小中高連携教育推進協議会や所属長会を開催し、基本的な学習習慣や生活習慣などの情報交換を行うとともに、相互交流の促進を図る。

取組 54 （後掲）（特別支援）地域連携推進マネジャーの配置（福祉事務所）

特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう「（特別支援）地域連携推進マネジャー」を配置し保育所・保護者を支援する。

1－基本政策 8 親育ち支援*の充実

（現状と課題）

- ・ 親育ち支援*の必要性について保育者の理解は進んでおり、組織的・計画的な取組や日常的・継続的な実践が一定進んでいます。
- ・ 核家族化や少子高齢化、厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。
- ・ 乳幼児期からの基本的生活習慣の定着の大切さについて、理解は広がってきているものの、保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的生活習慣の未定着につながっているケースも見られます。

（政策のポイント）

- ・ 保育所等において、日常的・継続的な親育ち支援*が行われるよう、親育ち支援*を推進する（特別支援）地域連携推進マネジャーと、園内の親育ち支援*を推進する親育ち支援担当者を中心とした組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。
- ・ 良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修等の充実を図ります。
- ・ 乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

施策（19）保育者の親育ち支援力の向上

保育所等において、日常的・継続的な親育ち支援*が行われるよう、（特別支援）地域連携推進マネジャーと、園内の親育ち支援*を推進する親育ち支援担当者を中心とした組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

（施策の指標）

- 設定なし

（取組・事業）

取組 33 親育ち支援*（啓発） （福祉事務所）

保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。

施策（20）保護者の子育て力向上のための支援の充実

保育所等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方、望ましい生活習慣について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修の実施や、面談を通じて保護者の子育て力向上のための支援を充実させます。

(施策の指標)

○ 設定なし

(取組・事業)

取組 27 (再掲) 基本的生活習慣の向上 (福祉事務所)

子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的生活習慣の定着に向けた取組を実施する。

取組 33 (再掲) 親育ち支援* (啓発) (福祉事務所)

保護者向けに良好な親子関係や子どもへの関わり方の理解を深めるための講話等を行い、保護者の子育て力の向上を図るとともに、子育てのポイントを解説した動画の紹介等、より多くの保護者に支援を届けるための環境を整える。



ICT 機器を活用した授業



ALT による英語授業補助



中学校での講演 (キャリア教育)



学校給食

●基本方針 2

子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進

2ー基本政策 1

切れ目のない特別支援教育の推進

(現状と課題)

- ・ 特別支援教育に関する理解や認識の高まり、教育的ニーズの多様化が進む中、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶための環境の整備をはじめ、よりインクルーシブな社会*の実現に向けた取組の充実が求められています。
- ・ 障害のある幼児児童生徒を含め、多様な子どもたちが保育所等、小学校、中学校に在籍しており、障害の程度や状態等に応じて一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を実施することが求められています。
- ・ 全ての子どもが安全、安心に生活したり学習したりできるよう、多様性を尊重した保育所や学校運営のもと、集団における保育や授業の工夫、合理的配慮*の提供を行うことが重要です。
- ・ 医療的ケア児*を取り巻く環境や実態は多様化しており、個々の心身の状況や教育的なニーズ等に応じて、学校における適切な支援体制の充実が求められています。

(政策のポイント)

- 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶことができる環境整備に取り組みます。
- 特別支援学校や保健師、福祉部門と連携し、教員の専門性の向上及び組織的な指導・支援の充実を図ります。
- 保幼・小・中学校において、ユニバーサルデザイン*に基づく、発達障害のある子どもだけでなく、全ての子どもに有効な支援を推進します。
- 全ての保育者、教員の特別支援教育に関する理解を深め、専門性の向上を図るとともに、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援の実現を目指し、個別の指導計画の効果的な活用を促進します。
- 個別の教育支援計画、引き継ぎシート、つながるノート等の活用を促進し、幼児期から学校卒業後まで切れ目のない支援の引き継ぎを推進します。
- 医療的ケア児*が安全な環境で安心して教育・保育を受けられるよう専門性を高めるための取組を推進します。

施策（21）インクルーシブ教育*の推進

一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ環境を整えるとともに、交流及び共同学習の充実を図りながら、インクルーシブ教育*を推進します。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）

取組 34 インクルーシブ教育*の推進のための環境整備推進（学校教育課）

インクルーシブ教育*の推進のため、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備しつつ、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に学ぶ環境を整えるための取組を推進する。

施策（22）保幼・小・中学校における特別支援教育の推進、体制の強化

保幼・小・中学校において、ユニバーサルデザイン*に基づく保育や授業づくりの取組を促進するため、ユニバーサルチェック自己診断入力シート*活用の推奨、通級による指導*担当教員や特別支援学級担任の専門性向上のための研究協議会などを行います。また、個々の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図りながら、特別支援教育を推進するとともに、保育所、学校における支援体制を強化します。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）

取組 35 就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上（福祉事務所）

保育所等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を実施する。

取組 36 小中学校等における多様な学びの場の連続性を実現する特別支援教育の推進（学校教育課）

小中学校等における通常の学級、通級による指導*、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場において、ユニバーサルデザイン*に基づく授業づくりを踏まえ、授業における視覚支援や、ICT 機器を活用した授業等、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行われるよう、特別支援教育支援員の配置や、（特別支援）地域連携推進マネジャーのマネジメントのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援会の充実、専門機関との連携、個々の児童生徒に応じた指導計画及び支援計画の作成等、学校における体制整備の充実を推進する。

また、教員の専門性と指導力の向上に向けた積極的な研修を支援する。

取組 37 校種間の確実な引き継ぎの実施（学校教育課・福祉事務所）

障害のある幼児児童生徒など一人一人の教育的ニーズを踏まえ、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した支援を実現するため、個別の教育支援計画や支援引き継ぎシート等の作成及び活用を実施する。

「支援引き継ぎシート」については、入学前に保育所（園）・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の引き継ぎを確実に行之、育ちや学びをつなげる体制づくりを引き続き推進する。

取組 38 特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化（学校教育課）

特別支援学校のセンター的機能*（教育相談派遣事業や巡回相談員派遣事業）及び教育事務所の支援により、小中学校等の特別支援学級へのサポートを充実するとともに、研究協議会等において、特別支援学級を担当する教員の専門性向上及び指導力の強化を図る。

施策（23）医療的ケア児*に対する支援の充実

医療的ケア児*が安全な環境で安心して教育・保育を受けることができるよう、支援体制を強化することや、専門性を高めるための取組を行い、医療的ケア児*に対する支援を充実させます。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）**取組 39 医療的ケア児*に対する支援の充実（学校教育課・福祉事務所）**

医療的ケア児*の支援及び教育の充実に向け、看護職員の専門性向上のための研修の実施や、指導的立場の看護師による巡回支援の実施により、小学校等を含めた学校へのサポート体制の構築を図る。

2ー基本政策 2**重層的な支援体制の整備・強化による不登校対策の推進****（現状と課題）**

- ・ 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、本市の小中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小学校は全国平均を上回り、中学校は全国平均を若干下回りましたが、令和5年度は中学校において大幅に増加しています。
- ・ 不登校児童生徒に対する支援は高い割合で実施されている中、今後、さらに不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を充実させる必要があります。
- ・ 児童生徒一人一人のニーズに応じた多様な教育機会の確保策について、検討を進めていく必要があります。

※ (2) 基本目標の達成状況 (第2期基本計画) ●徳の分野 (1) 不登校の状況 参照

(政策のポイント)

- 学校において児童生徒が安心できる場所や、自己存在感や充実感を感じられる機会を確保するとともに、児童生徒が主体的に取り組む活動の充実を図ります。
- 学校において、不登校の兆しを見逃さないための早期の情報共有の仕組みや初動体制を強化します。
- 児童生徒一人一人の状況に応じた支援が継続して行われるよう、校内支援体制のさらなる強化を図ります。
- 不登校児童生徒の学習機会を確保するため、多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援を推進します。
- 児童生徒の社会的自立を目指し、一人一人のニーズに応じた教育機会の在り方について検討を進めます。

施策(24) 魅力ある学校づくりの推進

保幼小中連携による情報共有や協働的な取組を行うことで子どもが自己存在感を感受し、精神的な充実感を得られる「居場所づくり」と、様々な活動を通して社会性を身につける「絆づくり」の充実を図り、いじめや不登校が生じにくいような魅力ある学校づくりを推進します。

(施策の指標)

- ① 「学校に行くのは楽しいと思う」と回答した児童生徒(小学校6年、中学校3年)の割合を毎年、全国平均以上かつ高知県平均以上とする。(肯定的な回答をした割合)
＜基準値＞
R6 小学校：80.0% (高知県 83.8%) (全国 84.8%)
R6 中学校：77.5% (高知県 82.3%) (全国 83.8%)
※参考指標：全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

※①は県指標を参酌

(取組・事業)

取組 40 不登校に対する組織的な取組の推進 (学校教育課・教育研究所)

未然防止の取組や校内支援会の実施など、不登校に対する組織的な取組を学校経営計画に位置付け、学校全体でPDCA サイクル*による組織的な取組を行う。

取組 41 子どもの自己実現を支える魅力ある学校づくり (高知夢いっぱいプロジェクト) (学校教育課)

発達支持的生徒指導*に組織全体で取り組む魅力ある学校づくりを推進する指定校等の効果的な実践例や成果を取り入れ、各学校における発達支持的生徒指導*の充実につなげる。

取組 18 （再掲）生徒指導主事（担当者）の組織マネジメント力向上（学校教育課）

発達支持的生徒指導*、課題予防的生徒指導*、困難課題対応的生徒指導*が、未然防止、早期発見・早期対応等のそれぞれの場面において組織的に推進され、学校間連携を意識した取組がなされるよう、生徒指導主事（担当者）会等の充実を図り、各小中学校の生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上を図る。

取組 19 （再掲）保幼小中高連携（学校教育課・福祉事務所）

保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校・高校間が連携して、これまでに積み上げてきた指導や支援を確実に次の学校へつなぐ体制を構築し、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿*を育み、小1プロブレム及び中1ギャップの克服等の校種間の段差のない教育活動に努めることで、地域の子ども達の社会的自立に向けた切れ目のない支援を行い、自尊感情や自己有用感を育むとともに、人権感覚や社会性、規範意識を醸成する。

校種間の連携にあたっては、連携コーディネーターを中心に、入学時期や卒業時期だけでなく年間を通じて保幼小中高連携教育推進協議会や所属長会を開催し、基本的な学習習慣や生活習慣などの情報交換を行うとともに、相互交流の促進を図る。

取組 17 （再掲）人権教育の推進（学校教育課）

一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて、「高知県人権教育推進プラン*」に基づき、人権教育主任の専門力の向上を図る研修への参加や、指定校における実践例の普及を図るとともに、教職員の人権教育研修の支援を行い、教育活動全体を通じた人権教育の充実を図る。

施策（25）早期発見・早期支援の実施

「きもちメーター*」や「校務支援システム*」等を活用した学校における早期の情報共有、初動体制の強化を行うとともに、スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を効果的に活用し、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援につなげることができるよう校内支援体制のさらなる充実を図り、早期発見・早期支援の取組を推進します。

（施策の指標）

- ① 校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等を決めている学校の割合を100%とする。

<基準値>

R5 小学校：100%（R4 高知県 100%）

R5 中学校：100%（R4 高知県 99.0%）

※参考指標：県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査

- ② 不登校担当者*が、児童生徒の出欠状況等早期支援につながる情報を毎日管理職に報告している学校の割合を100%とする。

<基準値>

R5 小学校：100%（R4 高知県 95.7%）

R5 中学校：100%（R4 高知県 86.7%）

※参考指標：県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査

※①②は県指標参酌

（取組・事業）**取組 22 （再掲）学校の相談支援体制の強化（スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用等）（学校教育課）**

児童生徒支援のために、全市立学校にスクールカウンセラー*とスクールソーシャルワーカー*を配置し、相談支援体制の充実を図るとともに、全ての児童生徒を対象に学校生活アンケートや Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）等を実施し、児童生徒の学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を把握し、必要な支援や相談活動に努める。

また、教育支援センター*や家庭児童相談室等の関係機関、保護者との連携を強化し、一人一人に目を向けたきめ細やかな指導を行い、児童生徒・保護者・教職員の悩みを積極的に受け止める教育支援体制を整備し、新たな不登校発生防止に努める。

取組 42 不登校担当者*を中心とした早期発見・早期対応の組織的な取組の検討（個別最適な支援をつなぐ校区内連携）（学校教育課・教育研究所）

小学校間の連携を強化し、支援が必要な児童生徒の状況に応じた個別最適な支援が小学校から中学校へ円滑につながるための効果的なモデルの在り方について検討する。（校内サポートルーム*の設置及び、中核となる小学校へ個別最適な支援担当者の配置を検討）

取組 43 早期発見・早期支援のためのシステム活用（学校教育課・教育研究所）

児童生徒の変化の把握や指導内容の教員間での情報共有のため、「きもちメータ*」や「校務支援システム*」を活用する。

取組 44 特別な支援が必要な児童生徒への適切な支援の充実（外部専門家を活用した支援体制充実）（学校教育課）

学習面又は行動面において困難のある児童生徒の発達特性等に応じた適切な支援につながるよう、外部専門家の助言を個々の支援に生かすとともに、校内支援会において個別の指導計画等を活用し組織的な支援が実施されるよう、校内支援体制の充実を図る。

取組 23 （再掲）いじめ防止対策等の総合推進（学校教育課）

学校生活アンケート等を実施し、児童生徒が学校生活で抱えている悩みや困りごと（いじめ等）を早期に把握し、適切な支援につなげる。また、全ての児童生徒を対象に Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、児童生徒の学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状態を把握し、必要な支援や相談活動に努める。

施策（26）多様な教育機会の確保

教育支援センター*の運用と合わせて、不登校支援推進モデル地域*で実施されている取組情報を収集し、児童生徒一人一人のニーズに応じた学習機会の確保策について検討を行うことにより、多様な教育機会を確保します。

（施策の指標）

- ① 90 日以上欠席している不登校児童生徒のうち、学校内外の関係機関（医療、福祉、教育支援センター*、心の教育センター、SC*、SSW*など）で支援を受けている児童生徒の割合を前年度以上にする。

＜基準値＞

R5 小学校：83.3% （高知県 98.6%）

R5 中学校：85.7% （高知県 95.7%）

※参考指標：県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査の結果

※①は県指標を参酌

（取組・事業）

取組 45 多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援（学校教育課・教育研究所）

不登校児童生徒や特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、校内サポートルーム*の設置の検討や教育支援センター*の活用等、児童生徒が安心して過ごせる場や ICT を活用した学習支援の充実等、多様な学習の場や機会確保のための取組を推進する。

「教育支援センター*（ふれあい教室）の運営」

不登校等の児童生徒の居場所、学びを保障する場として、自然豊かな奈比賀地区に設置し、学校と家庭との連携の中で不登校の児童生徒の実態に即した適切な支援と指導を行い、学校生活への復帰や社会的自立を図るとともに、不登校児童生徒の実態把握・情報交換、学校や保護者からの不登校児童生徒に関する相談対応、支援体制の強化を行う。

具体的には、不登校についての研究と研修会の実施、該当児童生徒の支援と指導、相談活動・訪問活動、学校・家庭・関係機関との連携活動、啓発活動等を行う。また、運営委員会を開催し、活動報告や長期欠席児童生徒の状況と取組の報告などの情報交換を行う。

さらに、ふれあい教室通室生とその保護者を対象に、市内小中学校親子との交流を企画・実施し、児童生徒同士はもちろんのこと、保護者同士の交流を活発にし、不登校予防や不登校児童生徒・保護者の気持ちに対する理解を深めていく。

取組 46 不登校児童生徒の多様な教育機会確保に向けた検討（学校教育課・教育研究所）

不登校児童生徒が、学校以外の場所で、学びたいときにいつでも学べる環境を整えるため、今後の不登校施策について検討を行う。

取組 66 （後掲）放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実（生涯学習課）

放課後子ども教室*及び学童保育所（放課後児童クラブ*）の安定的な運営等を行い、放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を推進する。

2－基本政策 3

虐待や貧困、ヤングケアラー*等の家庭的な事情等による多様な背景を持つ児童生徒の早期発見、組織的な対応

(現状と課題)

- ・ 虐待や貧困、ヤングケアラー*など厳しい環境に置かれている児童生徒には、自らの状況を自覚できない、または自身の家族や家庭の状況を周囲に伝えることが難しい状況にあることが推察されます。
- ・ 児童生徒に関わる背景は複雑化、多様化している中、児童生徒一人一人の状況に応じた個別の支援が必要な状況になっています。

(政策のポイント)

- 教員を含めた周りの大人が厳しい環境に置かれている児童生徒を早期に発見する取組や、児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組を強化します。
- 厳しい環境に置かれている児童生徒一人一人の状況やニーズに対応するために、専門家や関係機関と連携した組織的な支援体制の充実を図ります。

施策（27）多様な背景を持つ児童生徒の早期発見

厳しい環境に置かれている児童生徒の状況や背景についての理解を深めるため、校内研修などを行うとともに、児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行いながら、多様な背景を持つ児童生徒を早期発見し、支援につなげます。

(施策の指標)

- ① 児童虐待に関する校内研修（ヤングケアラー支援に係る内容も含む。）を実施する学校の割合を前年度以上とする。

＜基準値＞

R6 より新設指標

※参考指標：県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査

※①は県指標を参酌

(取組・事業)

取組 47 （後掲）学校の支援力の向上（スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用）（学校教育課）

多様な背景を持つ児童生徒の状況への理解を高めるため、校内研修の実施支援や児童生徒が自らの状況を正しく理解するための取組支援を行う。

※ヤングケアラー*を早期に発見するための取組を、福祉事務所と連携

施策（28）専門家や関係機関と連携した組織的な支援体制の充実

厳しい環境に置かれている児童生徒一人一人の状況やニーズに対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門性を活用した相談支援体制の充実を行うとともに、学校、スクールソーシャルワーカー*と福祉事務所との連携体制（情報共有や行動連携）を強化し、組織的な支援体制の充実を図ります。

(施策の指標)

- ① 校内支援会において、専門家の見立てを基に支援方法等を決めている学校の割合を100%とする。

＜基準値＞

R5 小学校：100% (R4 高知県 100%)

R5 中学校：100% (R4 高知県 99.0%)

※参考指標：県人権教育・生徒指導に関する取組状況調査

※①は県指標を参酌

(取組・事業)

取組 47 学校・スクールソーシャルワーカー*と福祉部署との連携強化（スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用）（学校教育課）

学校・スクールソーシャルワーカー*（SSW*）と福祉事務所との定期的な情報共有（情報連携）や一体的な対応（行動連携）のさらなる充実を図る。

※学校・SSW* と福祉部署との連携体制の強化について、福祉事務所と連携

2ー基本政策 4**負担の軽減に向けた経済的な支援****(現状と課題)**

- ・ 全ての児童生徒が、家庭の経済状況に関わらず、安心して教育を受けることができるよう、経済的に厳しい家庭の教育負担の軽減を図ることが必要となっています。
- ・ 義務教育段階では、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品等の必要な支援を実施することで、教育費負担の軽減を図る必要があります。
- ・ 家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校等への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。
- ・ 国の制度として、令和元年10月から幼児教育・保育は無償化されましたが、その対象が一部（満3歳以上の子どもと住民税非課税世帯や多子世帯の満3歳未満の子どもなど）にとどまることから、市独自の上乗せ軽減を行っています。さらに、3～5歳児から徴収することとなった副食費についても市独自で無償としています。

(政策のポイント)

- 就学援助が必要な世帯に活用されるよう、きめ細かな周知・広報等により就学援助の活用について周知します。
- 子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、保育料等の軽減又は無料化を実施することで、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ります。

施策（29）就学援助の活用についての周知

義務教育段階において、就学援助が必要な世帯に活用されるよう、きめ細かな周知・広報等により就学援助の活用について周知します。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）**取組 48 就学援助制度活用の周知（学校教育課）**

経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品等の必要な支援を実施する制度をホームページへの掲載、学校を通じて全児童生徒の保護者へお知らせにより周知する。

施策（30）保育料等の軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国の無償化の対象とならない保育料の無料化若しくは軽減や、副食費の無料化を行うことで、子どもを産み育てやすい環境の実現を図ります。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）**取組 49 保育料等の軽減実施（福祉事務所）**

第2子以降の保育料の無料化、第1子の保育料の軽減設定、副食費の無料化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

2－基本政策 5

地域間格差を解消し、中山間地域等をはじめとする各地域において魅力ある教育を実施

（現状と課題）

- ・ 中山間地域では、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を余儀なくされている地域が増えてきています。また、複式学級*を有する小学校も多く、児童数や教員数が少ないため、多様な学びを展開することができず、充実した教育活動を行うことが困難になる場合もあります。
- ・ 小規模校化が進む中、校内の教育資源だけでは学校経営や質の高い授業を行うことが困難になっており、専門外の教科指導は教員にとっても負担となっています。

(政策のポイント)

- 中山間地域であっても、学校規模に関わらず学びの充実が図られるよう、ICT 等を活用して児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を行うことや、多様な他者と協働的に学び合う機会の提供などの取組により、学習指導の充実や放課後等の学習支援の充実を図ります。

施策（31）地域間格差を解消するための学びの支援

少人数のよさを生かし、ICT 等を活用して児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導を行うことや、多様な他者と協働的に学び合う機会の提供などの取組により、学習指導の充実を図る等、地域間格差を解消するための学びを支援します。

(施策の指標)

- 設定なし

(取組・事業)**取組 50 小規模校における学習指導の充実（学校教育課・教育研究所）**

少人数のよさを生かし、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導と、異学年が同時に学び合ったり、ICT 等を活用して多様な他者と協働的に学び合ったりする学習指導の充実を図る。

2－基本政策 6**多様な児童生徒や若者が学ぶことができる機会の保障と自立支援****(現状と課題)**

- ・ 進学や就職に支援を必要とする人等、社会的自立に困難を抱える若者がいます。
- ・ 進学・就労支援を行う若者サポートステーション*により多くの厳しい状況にある方をつなぐことができるように関係機関との連携が必要です。
- ・ 市立小中学校においては、日本語指導が必要な生徒が少ないことから、必要に応じて学習支援員を配置するなどの支援を行っています。
- ・ 各学校において、基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけることができるよう、習熟の程度に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習活動を取り入れることなど「個に応じた指導」の充実が図られてきています。通常の学級等で特異な才能のある*児童生徒や障害のある児童生徒を含むすべての児童生徒が安心して学べるよう、合理的配慮*を含む必要な支援を受けられる環境調整が必要です。

(政策のポイント)

- 若者サポートステーション*において、社会的自立に困難を抱える方に対する修学・就労に向けたきめ細やかな支援や、関係機関と連携した対象者の誘導を行います。

- 市立学校からの相談に応じて学習支援員の配置や教材の整備等、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制の拡充を図ります。
- 「外国人」をテーマにした人権教育セミナーを実施し、外国人児童生徒等を取り巻く環境や日本語指導等に関する現状について周知します。
- 校内研修等で活用できるよう、特異な才能のある*児童生徒の理解に関するオンデマンド動画を充実させるとともに、認知特性を踏まえた教材・教具の工夫や一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実を図ります。

施策（32）特異な才能のある*児童生徒に対する指導・支援

全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の一環として、ICTの活用や外部機関との連携などの取組を通して、特異な才能のある*児童生徒に対する指導・支援を行います。

（施策の指標）

- 設定なし

（取組・事業）

取組 51 児童生徒の能力・関心に合った柔軟な授業づくりの推進（学校教育課・教育研究所）

ICTを有効に活用しつつ、学習意欲を喚起するとともに、知的好奇心を高める発展的な学習を充実させ、教科等を横断して実社会と関わる探究的な学びを実現する。

取組 52 認知・発達の特性等により、学習上・学校生活上の困難を抱える児童生徒への対応（学校教育課・教育研究所）

校内研修等で活用できるよう、特異な才能のある*児童生徒の理解に関するオンデマンド動画を充実させるとともに、認知特性を踏まえた教材・教具の工夫や一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実を図る。

取組 45 （再掲）多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援（不登校支援推進）（学校教育課・教育研究所）

不登校児童生徒や特別な支援が必要と考えられる児童生徒について、校内サポートルーム*の設置の検討や教育支援センター*の活用等、児童生徒が安心して過ごせる場やICTを活用した学習支援の充実等、多様な学習の場や機会確保のための取組を推進する。

2- 基本政策 7

多様な保育サービスの充実

(現状と課題)

- ・ 核家族化や少子化等により、家庭と地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りやきめ細かな支援の充実が求められています。
- ・ 地域における子育て支援や保育サービスが充実するなど一定の成果が見られますが、様々なニーズへの対応や取組の一層の充実が必要です。
- ・ 家庭における生活の困窮や教育力の低下等を背景に、さまざまな課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

(政策のポイント)

- 子育てしやすい環境を整えるため、保育所等において、地域の実情に応じた保育サービスの提供を進めます。
- 保育所等と家庭、地域等との連携を強化し、多様な課題を抱える保護者の子育て力の向上を図る支援を充実させます。

施策 (33) 子どもや子育て家庭のニーズに応じた支援

子どもや子育て家庭のニーズに応じた多様な保育サービスを充実させるとともに、就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境整備や、特別な支援を必要とする子ども等への支援を行います。あわせて、その担い手となる保育士等の人材確保を進めます。

(施策の指標)

- 設定なし

(取組・事業)

取組 53 保育サービス促進（家庭支援推進保育士の配置）（福祉事務所）

家庭環境に配慮が必要な子どもやその保護者への支援の充実を図るため、家庭訪問や地域連携等を通じて日常生活の基本的な習慣や態度のかん養等を行う「家庭支援推進保育士」を配置する。

取組 54 （特別支援）地域連携推進マネジャーの配置（福祉事務所）

特別な支援を必要とする子どもや厳しい環境にある子どもの保育等の質を高めるため、小学校との円滑な接続や関係機関と連携した支援を行うことができるよう「（特別支援）地域連携推進マネジャー」を配置し保育所・保護者を支援する。

取組 35 （再掲）就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上（福祉事務所）

保育所等における特別な支援を必要とする子どもへの対応力の向上を図るため、保育者を対象とした研修や個別の指導計画の作成を実施する。

取組 55 地域子ども・子育て支援（福祉事務所）

子育て世代のニーズに応じた保育サービスを提供し、子育てしやすい環境を整えるため、延長保育、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業等を実施する。

取組 49 （再掲） 保育料等の軽減実施（福祉事務所）

第2子以降の保育料の無料化、第1子の保育料の軽減設定、副食費の無料化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。



教育支援センターの行事



保幼小中高連携教育に係る講演



保育所の風景



保育所の野外活動

●基本方針 3

生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進

3ー基本政策 1

共に学び支え合う生涯学習・社会教育・人権教育の推進

(現状と課題)

- ・ 情報化や国際化、高齢化社会の進展や物質的に豊かな生活環境を背景に、生涯学習に対するニーズは多様化・高度化していますが、世代間交流の減少、地域連帯意識の希薄化などの社会的問題も増加しています。そのため、市民が学習できる機会を作るとともに、公民館活動などにより地域住民の連携、地域への関心を深める必要があります。
- ・ 人権問題については、今日まで様々な取組がなされ、人権尊重の意識や理解は、これまでの人権教育や人権啓発を通して高まってきました。しかし、同和問題をはじめとする様々な人権問題において、依然として差別意識は根深く存在しており、人権を侵害する行為が跡を絶たない状況にあります。また、差別発言や差別的な内容の文書の送付、インターネットを悪用した人権侵害等、社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じており、インターネットを利用するにあたっては、情報化社会にふさわしい正しい人権感覚が問われています。一人一人が社会の一員として、地域や生活を見つめ、障がい者や子ども、男女、人種等、相互の違いを認め、理解し合い、お互いに尊重して共生できる社会づくりを目指し、家庭・学校・地域・職場等のあらゆる場において、人権思想の浸透を図っていく必要があります。

※ (2) 基本目標の達成状況 (第2期基本計画) ●人権教育の推進 参照

(政策のポイント)

- 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向け、「学び」を通じて人々の「つながり」が生まれ、共に学び支え合う相互性のある学びへと展開していく、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環が生み出されることを目指し、多様な学びの機会の提供、学びを地域に還元できる仕組みの充実、学びを共有できる場の充実、地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤の充実といったそれぞれの取組を進めます。
- 市民一人一人が生涯にわたって学び続ける環境を整備し、市民に広く学習の場を提供するとともに、学習支援を推進します。また、人権教育の推進について、人権尊重の精神を培うことを目的として、同和問題をはじめとした人権課題の早期解決に向けて、学校教育、社会教育、家庭教育をはじめ、多くの機会を通じて、人権意識の高揚に努めます。

施策 (34) 全ての市民が生涯にわたって学び、学びを生かす機会と環境の充実

地域住民の学ぶ場や社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事*の配置促進や社会教育士*の活躍機会の拡充に向けた取組を推進し、地域の学びを支

える人材の育成を図ります。また、社会教育団体の活動やネットワークづくりを支援することを通して、全ての市民が生涯にわたって学び、学びを生かす機会と環境を充実させます。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）

取組 56 生涯学習活性化の推進（生涯学習課）

市民一人一人が自発的意思に基づき必要に応じて学び、その成果を地域社会で発揮できるよう、公共・民間施設等と連携し、学びの場や学びの成果を生かせる場に関する情報提供・相談機能を強化する。

取組 57 社会教育の振興（生涯学習課）

社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育主事*（社会教育士*）の養成を推進し、地域の学びを支える人材の育成を図る。また、社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援する。

施策（35）公民館活動の充実

地域、学校、行政、関係機関、各種団体等との連携・協力を図りながら、地域住民が求める身近な学習や交流の場の拠点施設として、公民館活動を充実させるとともに、公民館を各地域における生涯学習センター的な役割をさらに強めるために、幅広い世代による利用等、特色ある活動の推進を図り、情報化等に対応した設備の充実に努めます。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）

取組 58 地域で学ぶ拠点づくり（生涯学習課）

地域の伝統、文化、自然、産業等、地域の個性を生かした学習や自然体験学習等、地域住民や親子がふれあうことのできる学習、地域社会における連帯意識を強化するため、学習会やスポーツ大会等特色ある活動を推進する。

取組 59 地域防災学習等の推進（生涯学習課）

災害時における避難所として、公民館は大きな役割を果たす。しかし、その対応は突然であり、想定外のことも少なくない。近い将来、必ず起きると言われる南海トラフ地震はもとより風水害等に備え、日頃から自主防災組織と連携・協力した防災学習を推進する。

施策（36）人権教育の推進

同和問題をはじめとする女性・子ども・高齢者・障がい者・H I V感染者等・外国人・犯罪被害者等・インターネットによる人権侵害・災害と人権などの重要な人権課題の解決に向けて、引き続き人権教育や人権啓発等を推進します。

（施策の指標）

- ① 人権学習への参加者数 500 人以上に増加させる。

＜基準値＞

R5 450 人

※参考指標：生涯学習課調べ

- ② 各種審議会等の女性登用率を均衡化する

＜基準値＞

R5 31%

※参考指標：企画調整課調べ

（取組・事業）

取組 60 人権教育・啓発活動等の推進（生涯学習課）

市民館や公民館等を活用しながら、家庭・地域・企業その他一般社会における人権教育・啓発の取組を推進する。また、関係機関等と連携し、一人一人の人権が真に尊重される社会の実現に努める。

取組 61 男女共同参画社会の実現（企画調整課）

男女共同参画社会の実現に向けて、以下の取り組みを行う。

「男女の人権啓発の推進」

生涯学習の場や企業・団体の研修等のあらゆる機会において、男女平等を実現するための教育・啓発を推進する。

「自己啓発や社会参加のための研修や学習」

社会参加を促進するため、能力開発の学習会や資格向上研修等を推進する。

「団体や指導者の育成」

女性のグループ活動を支援し、その活動のなかで指導者を育成するとともに、女性が積極的に社会参画できる環境整備に努める。

3－基本政策 2

市民図書館を核とした市民の読書環境・情報環境の充実

（現状と課題）

- ・ 市民図書館は、地域の情報拠点として、市民の学び、暮らしや仕事の中で生じる様々な課題の解決に役立つ新鮮で多様な資料・情報を充実させていくことが求められています。

- ・ 市民が住む地域に関わらず読書を楽しみ、必要な情報を得ることができるよう、市内全域の読書・情報環境のさらなる充実が必要です。
- ・ 読書が好きな子どもの割合は、直近の R3 調査で、保育園児 98% (H29 調査 96%)、小学生 76% (H29 調査 81%)、中学生 80% (H29 調査 69%) で、読書の好きな子どもの割合は、前回調査と比較して、保育園児は 2 ポイント高くなり、ほぼ全員が「絵本が好き」、小学生は 5 ポイント低下、中学生は 11 ポイント高くなっています。全体からみて安芸市の子どもたちは読書に興味を持ち、親しんでいると言えます。

※ (2) 基本目標の達成状況 (第 2 期基本計画) ●図書館等の活用を通じた生涯学習の推進 参照

(政策のポイント)

- 市民の「情報面」でのセーフティネットとしての役割を担う図書館として、社会情勢や市民のニーズの変化にも対応しながら、日々の暮らしや仕事に役立つ資料・情報を積極的に収集・提供するとともに、情報リテラシー*の向上を支援します。
- 子どもたちが幼い頃から本に親しみ、読書が習慣となるよう、「安芸市子ども読書活動推進計画」(令和 4 年 3 月策定)に基づく取組を進めます。
- 図書館資料及び整備の充実と、司書教諭及び学校司書の配置やその資質・能力の充実を図ることにより、読書に興味・関心を持ち、充実した読書活動が行える児童生徒を育成します。
- 学校図書館の「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての 3 つの機能を充実させ、言語能力及び情報活用能力の育成を図るとともに、児童生徒の読書活動を推進します。

施策 (37) 市民図書館を核とした市民の読書環境・情報環境の充実

市民の多様なニーズに応えるため、資料・情報の収集やサービスの提供により、市民図書館を核とした市民の読書環境・情報環境の充実を図ります。また、子どもたちが読書に興味や関心を持てるような読書環境の充実を図るために、県教育委員会が作成した推薦図書リスト「絵本 おはなし・宝箱」の配布や、読書の魅力を発信する読書ボランティアの養成などに取り組みます。

(施策の指標)

- ① 図書貸出冊数を年間 43,000 冊以上とする。
＜基準値＞
R5 42,218 冊
※参考指標：生涯学習課調べ

※①は市独自指標

(取組・事業)

取組 62 図書館活動（図書館）

利用者の多様なニーズに応じるため、紙及び電子媒体の双方を提供するハイブリッド型図書館として非来館型サービスの充実を図る。また、地域課題解決の支援に向け、資料の収集・提供サービスの充実等により利活用を促進する。

取組 63 読書活動推進（図書館）

子どもたちが読書に興味や関心を持てるような読書環境の充実を図るために、乳幼児期から本に触れる機会の提供や、地域のボランティアによる読み聞かせ活動の充実に取り組む。

取組 64 学校司書の配置、学校図書館の整備充実（学校教育課）

読書に興味・関心を持ち、充実した読書活動が行える児童生徒を育成するため、図書館資料及び整備の充実と、拠点校への学校司書の配置やその資質・能力の充実を図る。

3- 基本政策 3**家庭教育支援の充実**

(現状と課題)

- ・ 核家族化や少子高齢化、厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安・悩みを抱えている保護者がいます。
- ・ 親育ち支援*の必要性について保育者の理解は進んでいますが、組織的・計画的な取組や日常的・継続的な実践までには至っていない状況にあります。
- ・ 幼児期や児童期の基本的生活習慣の大切さについて、理解は広がってきているものの、保護者の生活習慣の乱れが子どもの基本的生活習慣の定着に影響を及ぼしているケースが見られます。

(政策のポイント)

- 保護者等を対象とした子育て講座をはじめとする家庭教育支援の取組の充実・強化を図ります。
- 保育所等において、日常的・継続的な親育ち支援*が行われるよう、福祉事務所と、園内の親育ち支援*を推進する親育ち支援担当者を中心とした組織的な取組を促進し、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。
- 良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めることができるよう、保護者を対象とした研修等の充実を図ります。
- 乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

施策（38）家庭教育支援の充実

家庭教育は子どもが初めて出会う教育であり、全ての教育の原点とも言えます。そこで、家庭・学校・地域社会が連携し、地域ぐるみの教育力の回復を図るとともに、「親と子」のふれあい活動の充実に努めていきます。

(施策の指標)

○ 設定なし

(取組・事業)

取組 65 家庭教育支援基盤形成の取組（学校教育課・生涯学習課・福祉事務所）

家庭教育支援の取組として、学校や地域での出前講座を実施することにより家庭教育力の向上を図る。また、家族のふれあいと子どもたちの基本的な生活習慣の向上・定着のための「早寝早起き朝ごはん」運動を推進する。

取組 33 （再掲）親育ち支援*（啓発）（福祉事務所）

保育者が、保護者への関わり方や子育てに関する情報提供の仕方などについて理解を深め、組織的・計画的に支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させる。

3－基本政策 4

放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実

(現状と課題)

- ・ 全ての小学校区で放課後子ども教室*または学童保育所（放課後児童クラブ*）を開設し、放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所の確保を推進していますが、人材不足等により定期的な開催や受入れができていない校区があります。人材確保に努め子どもたちの居場所を充実していく必要があります。
- ・ 放課後子ども教室*や学童保育所（放課後児童クラブ*）によって活動内容が異なるため、充実した活動事例の共有とともに、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う放課後児童支援員等の専門知識・技能の向上などが引き続き求められます。

(政策のポイント)

○ 放課後等の子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。

施策（39）放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実

放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図ります。あわせて、放課後児童支援員等の人材育成及び人材確保を進めます。

(施策の指標)

- ① 学童保育所（放課後児童クラブ*）の待機児童数（小学1年生～3年生）を0人とする。

<基準値>

R5 4人(4/1時点)

※参考指標：生涯学習課調べ

※①は市独自指標

(取組・事業)

取組 66 放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実(生涯学習課)

放課後子ども教室*及び学童保育所(放課後児童クラブ*)の安定的な運営等を行い、放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を推進する。

3-基本政策 5

市民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進

(現状と課題)

- ・本市は、先人から受け継いだ歴史的・文化的資源をもとに、「歴史と文化の香るまち」として、特色あるまちづくりに取り組んでいます。
- ・童謡の作曲家弘田龍太郎の生誕地であることから、童謡にちなんだ心豊かな地域づくりを進めています。
- ・川谷横雲・尚亭兄弟や、手島右卿・高松慕眞・南不乗3兄弟等、多くの書の大家を輩出していることから、昭和57年に全国初の公立書道美術館を開設し、全国書展、全国書展高校生大会、高知連合選抜書展等の開催を通して、書道文化の普及・振興に取り組んでいます。
- ・文化芸術の各分野においては、種々の市民サークルが組織され、趣味や生きがい対策として活発な活動が行われています。
- ・美術展覧会等の開催や音楽祭等の開催や支援によって、市民が文化芸術に触れる機会の創出などに取り組んできました。
- ・過疎化や少子高齢化等の影響により、文化芸術の担い手が減少するなど、地域の文化芸術を支える基盤の弱まりが懸念されています。

※(2)基本目標の達成状況(第2期基本計画) ●文化芸術の振興 参照

(政策のポイント)

- 美術展覧会や様々な文化芸術イベントの開催や支援を通じて、市民が文化芸術に触れることができる機会の充実を図ります。
- 幼少期から文化芸術への関心を高める教育普及活動を推進します。

施策（40）書道美術館・歴史民俗資料館への来館機会の充実

魅力的な企画展や常設展、イベントの開催等を通じて、来館者数の増加を図ります。さらに、出前講座等を充実させ、教育普及活動を推進します。

（施策の指標）

- ① 書道美術館の入館者数を 3,000 人に増加させる
＜基準値＞
R5 書道美術館入館者数：2,725 人
※生涯学習課調べ
- ② 歴史民俗資料館の入館者数を 4,000 人に増加させる
＜基準値＞
R5 歴史民俗資料館入館者数：2,911 人
※生涯学習課調べ

※①②は市独自指標

（取組・事業）

取組 67 書道美術館・歴史民俗資料館への来館機会の充実（生涯学習課）

書道美術館・歴史民俗資料館の特色を生かした魅力的な企画展や常設展、ワークショップを開催し、リピーターとなる入館者を獲得するとともに、新規入館者を獲得するための効果的な広報を行う。

取組 68 書道美術館・歴史民俗資料館における教育普及活動の推進（生涯学習課）

書道美術館・歴史民俗資料館の特性を生かして、書道、郷土の歴史など様々な文化芸術に関する教育普及を目的とした出前講座等を実施する。

取組 69 書道文化の振興（生涯学習課）

先人が築いた「安芸の書道文化」を全国発信するため、全国書展等の更なる充実に努める。また、書道文化の普及促進のため、後継者育成等の指導体制の充実に努める。

取組 70 童謡の里づくりの推進（学校教育課・生涯学習課）

安芸らしさあふれる地域文化創造のため、童謡に関する事業の展開及び交流等を推進する。取組の一つとして、市立小中学校で童謡が流れる昼休み放送等を継続する。

施策（41）文化芸術に親しむ機会の充実

市民が文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、安芸市美術展覧会や市民音楽祭を開催する等、文化芸術を鑑賞する機会や、文化団体等が日頃の成果を発表する機会の充実を図ります。

(施策の指標)

- ① 安芸市美術展覧会出品数（一般の部）を 240 品に増加させる
 <基準値>
 R5 安芸市美術展覧会出品数（一般の部）：190 品
 ※生涯学習課調べ

※①は市独自指標

(取組・事業)**取組 71 文化芸術に親しむ機会の提供と文化芸術活動への支援（生涯学習課）**

安芸市美術展覧会の開催や市民音楽祭への支援等を通して、絵画や音楽などの文化芸術に親しむ機会の提供や、各地域における文化団体等の発表の場の充実を図る。文化団体等の取組を支援し、市民の文化芸術活動の活性化を図る。

3－基本政策 6**文化財の保存・活用****(現状と課題)**

- ・ 郷土の歴史、民俗等に関する資料を収集し、保存、展示して市民の利用に供し、学術及び地方文化の発展に寄与するため、安芸市立歴史民俗資料館を設置しています。
- ・ 平成 24 年 7 月には、土居廓中地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され文化財の保存と活用が重要となっています。
- ・ 過疎化や少子・高齢化など社会状況の変化を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっており、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組む必要性が生じています。

(政策のポイント)

- 本市の豊かな自然、歴史に育まれた固有の文化や、地域の人々によって引き継がれてきた貴重な文化財等の価値の維持と向上に努め、後世に伝えるとともに、その活用を図ることにより、地域に賑わいを生み出し、市民の郷土への誇りと愛着を育みます。

施策（42）文化財の保存と活用の推進

市内各地に伝わる有形・無形の文化財を将来にわたり貴重な文化資源として引き継いでいくため、市の文化財保存活用大綱に基づき、「文化財保存活用地域計画」の策定や、文化財の所有者及び管理団体が行う保存・修理等を支援するとともに、文化財を活用した地域振興等の取組を推進します。

（施策の指標）

- ① 登録有形文化財件数を 66 件に増加させる
＜基準値＞
R5 登録有形文化財件数：60 件
※生涯学習課調べ
- ② 無形文化財の担い手数を 71 人に増加させる
＜基準値＞
R5 無形文化財の担い手数：69 人
※生涯学習課調べ

※①②は市独自指標

（取組・事業）**取組 72 文化財の保存・整備（生涯学習課）**

歴史民俗資料館を拠点施設として、地域に伝わる文化財を適切に保存・継承し、住民の文化財に対する理解を深める取組として文化財を活用した学習及び啓発活動を行うとともに、南海トラフ地震等の災害に備える対策を推進する。また、土居廓中伝統的建造物群保存地区保存計画に基づくまちづくりに努める。

取組 73 伝統的な祭り・民俗芸能の振興（生涯学習課）

衰退の危機にある地域の伝統的な祭りや民俗芸能の保存・伝承を図るため、保存団体等が行う用具整備等への助成をはじめ、発表機会の提供や担い手確保等の支援を行う。

取組 74 文化財の保存管理と整備（生涯学習課）

市民の貴重な財産である文化財を確実に次世代へ継承するため、南海トラフ地震対策を含めた適切な保存管理に努めるとともに、本市の中核的観光資源として活用を図る。

取組 75 埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用（生涯学習課）

公共事業や開発等に伴う埋蔵文化財の保護のため発掘調査や記録保存を行うとともに、市民がより親しみ理解できるよう、歴史民俗資料館において企画展や講座等を実施する。

施策（43）市史調査の推進

市内外に所在する歴史資料等を調査し、収集資料については、市民共有の財産として電子データにより保存し後世に伝え残すとともに、成果については、学校や地域での歴史教育における積極的な活用を図ります。

（施策の指標）

- 設定なし

(取組・事業)

取組 76 歴史資料の調査と記録収集（生涯学習課）

市内外に所在する安芸市に関する歴史資料を調査し、収集資料を電子データにより保存する。

取組 77 地域の歴史研究を担う人材の育成（生涯学習課）

地域の歴史を後世に伝えるため、文化財の保存・活用に携わる人材の育成を図る。また、県立施設等と連携し、資料調査等を体験する機会を設ける。

取組 78 調査成果の広報と学校等での活用（生涯学習課）

歴史資料調査により判明したことを、市民に分かりやすく広報する。あわせて、そのデータを市内の公立小中高生に提供するなど、教育現場での活用を図る。

3- 基本政策 7

スポーツの振興

(現状と課題)

- ・ 本市では、安芸タートルマラソン全国大会や各種スポーツ大会、スポーツ教室等を積極的に開催するとともに、地域でも学校開放事業と合わせて公民館活動等にスポーツ活動が取り入れられています。
- ・ 幅広い世代の人々が、各自の興味や関心、競技レベルに合わせて、様々なスポーツにふれる機会を提供することを目的として、平成 22 年 3 月に総合型地域スポーツクラブ「来楽部あっきいな」が設立され、スポーツ人口の拡大及び普及が図られています。
- ・ 平成 31 年 1 月に開設した安芸市体育館トレーニング室は、多くの世代の利用があり、利用者の健康増進に寄与しています。
- ・ しかしながら、各種スポーツ大会や教室等への参加人数は横ばい、あるいは、減少傾向にあるとともに、高齢化や固定化が著しい状況であり、生涯の各期に応じたスポーツ・レクリエーションの機会の拡充及び指導体制の充実等をより一層図る必要があります。
- ・ 運動やスポーツが好きな子どもは多いが、スポーツクラブ等に所属し、定期的に運動をしている子どもは全児童の半数以下となっています。
- ・ 子どもがスポーツをできる施設、環境が少ないうえ、子どもの減少に伴い、既存スポーツクラブの存続が困難になってきています。
- ・ より良い環境でスポーツに取り組むために、市外のスポーツクラブ等へ通ったり、スポーツ環境の整った学校へ進学する児童生徒が存在します。
- ・ 学校開放施設の利用団体登録を見ると、指導者になり得る大人は潜在的に存在しています。
- ・ 障害者がスポーツ活動をする場がなく、またそのニーズを把握できていません。
- ・ 春夏の長期休暇時期には、関西圏の学校を中心にスポーツ合宿（野球）の受入れを行っています。

(政策のポイント)

- 年齢、性別、障害の有無に関わらず、誰もがスポーツによる「楽しさ」や「感動」を得られ、生涯にわたってスポーツができる環境づくりを推進します。
- 多様なスポーツ活動を通じて、青少年の健全育成や共生社会の実現、地域間・世代間の交流など幅広い分野に効果をつなげ、市民や地域を元気にする取組を推進します。

※ (2) 基本目標の達成状況 (第2期基本計画) ●スポーツの振興 参照

施策 (44) スポーツ人口の拡大

市民の誰もが身近な地域で安全・安心にスポーツに親しむことができる機会の拡充を図り、運動やスポーツが好きな子どもを増やすとともに、「みる」、「する」、「ささえる」といった多様なスタイルで日常的にスポーツに参加する人口の増加を目指します。

(施策の指標)

- ① スポーツ施設延べ利用者数を 85,000 人に増加させる
＜基準値＞
R5 : 63,213 人
※生涯学習課調べ
- ② 総合型地域スポーツクラブ会員数を 187 人に増加させる
＜基準値＞
R5 : 171 人
※生涯学習課調べ

※①②は市独自指標

(取組・事業)**取組 79 子どものスポーツ環境の整備 (生涯学習課)**

身近な地域で色々なスポーツが体験・継続できる場を提供することで、自分の好きなスポーツや自分の特性に合ったスポーツを発見すると同時に、低学年時から体を動かすことで将来にわたってスポーツに興味を持てるスポーツ環境づくりを安芸市スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ「来楽部あっきいな」と協力して推進する。

施策 (45) スポーツを通じた活力あるまちづくり

地域間のもとより、市内外とのスポーツ交流を進めることにより、スポーツ交流人口の拡大を図り、地域や経済の活性化と教育振興につなげます。

(施策の指標)

○ 設定なし

(取組・事業)

取組 80 スポーツキャンプのまちづくりの推進（生涯学習課）

プロスポーツ又はアマチュアスポーツの合宿（キャンプ）誘致により、スポーツ施設整備と地域の活性化を図ると同時に、「観る」、「触れる」ことで子どものスポーツ参加の拡大や競技力の向上に資する機会を提供する。



学童保育の様子



安芸市立歴史民俗資料館



安芸市立書道美術館



こどもサッカー教室

●基本方針 4

教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備

4ー基本政策 1

教育公務員としての自覚と遵法意識の徹底及び教職員としての資質・能力の向上

(現状と課題)

- ・ 近年、ハラスメントを含め、教職員の不祥事が続発しており、公教育に対する信頼を著しく損ね、児童生徒のために熱心に取り組む数多くの教職員の活動にまで影響を及ぼしかねない現状にあります。
- ・ 不祥事の防止に向けた対策の徹底と発生時の適切な対応が課題となっています。
- ・ 経験の浅い若年教員の比率が高い状況が続く中、将来にわたり教育水準を高めていくためにも、若年教員の資質・能力の向上は必要不可欠です。
- ・ 学校の役割が拡大する中で、本市の教育課題はもとより、学校を取り巻くあらゆる課題に対応できる多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成する必要があります。
- ・ 社会や学びの環境が大きく変化していく中、教職員の ICT 活用指導力*の向上は不可欠であり、教職員は変化を前向きに受け止め、生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的に学び続けることが重要です。

(政策のポイント)

- 教職員による不祥事を、断固として発生させてはならないという強い覚悟と意思のもと、「抜本的な防止策」と「発生時の適切・迅速な対応体制の確立」を一体的に推し進めていきます。
- 市教育委員会と学校全体が一丸となって取り組むとともに、県教育委員会と連携し対応していきます。
- 臨時的任用教員等から採用 7 年目までを対象に段階的に研修を実施するとともに、中堅期以降の教員研修や中核教員を育成する研修を充実させ、学校の OJT 機能の活性化に繋げ、若年教員をはじめとする教員の資質・能力の向上を図ります。
- 教員育成指標等を踏まえ、キャリアステージに応じた研修や様々な教育課題に対応した研修を通じて多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成を推進します。
- 研修内容や実施方法を工夫しながら、PDCA サイクル*を機能させ、教職員の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び*」を実現する研修・研究を実施し、教職員の ICT 活用指導力*の向上を図り、自律的に学び続ける教職員を育成します。

施策（46）教職員の不祥事防止策の強化と、発生した場合の対応体制の強化

市教育委員会が県教育委員会や学校等と連携し、事案の迅速な把握や対応体制の確立、不祥事根絶のための啓発を充実することで、教職員一人一人の意識のさらなる醸成を図り、「教職員の不祥事防止策の強化」及び「発生した場合の対応体制の強化」を推進します。

（施策の指標）

- ① 懲戒処分件数を 0 件とする。

＜基準値＞

R5：0 件

※学校教育課調べ

※①は県指標を参酌

（取組・事業）**取組 81 教職員の不祥事の防止策及び発生時の適切・迅速な対応体制の確立（学校教育課）**

教職員の不祥事事案について、「防止策」と「発生時の適切・迅速な対応体制の確立」を、学校や県教育委員会等の関係機関と連携して、一体的に推進する。また、管理職研修等において、「不祥事防止」に係る内容を充実させ、教職員に対して啓発を図る。

施策（47）教員育成指標等を踏まえた各段階における教職員の教科指導・生徒指導・学校運営等の対応力向上に向けた体系的な研修の実施

研修内容や実施方法を工夫することや、PDCA サイクル*を機能させることによって、教員育成指標等を踏まえた各段階における教職員の教科指導・生徒指導・学校運営等の対応力の向上に向けて、体系的な研修を実施します。

（施策の指標）

- 設定なし

（取組・事業）**取組 82 新規配属職員への支援（研修）（学校教育課・教育研究所）**

本市に新たに配属された教員を対象に、県教育委員会主催の研修とは別に、本市に関することを中心とした研修の場を設ける。

取組 83 教員の ICT 活用指導力*の向上（学校教育課）

ICT を活用した学習指導の充実を図るため、ICT 支援員による校内研修等の取組を推進する。

取組 84 教員の実践的指導力の向上（学校教育課・教育研究所）

教育研究所による研究の推進、安芸市連携教育研究会等の活動など教職員の研修を通じて、新たな専門的知識・技能の習得を図り、学習指導力や心理的な対応力の向上を目指す。

また、子どもたちの意識や行動の変化を把握し、一人一人の個性を尊重した実践ができるよう指導力の向上を図るとともに、授業を公開し、相互に研究を深め、ICT機器等を活用するなど、教育効果が一層向上するよう日々研鑽し、指導の工夫と改善に努める。

「外部講師による校内研修の充実」

算数・数学科スーパーバイザー（大学教授）を小中学校の重点校に派遣し、授業研究を通じて授業改善を図る。さらに研修の充実を進めるため、学校の校内研修に他校からも参加し、ベクトルを合わせた指導方法の工夫・改善及び教員の指導力向上に努める。

4－基本政策 2**「学校における働き方改革」、「チーム学校の推進・強化」の一体的推進****（現状と課題）**

- ・ 喫緊の教育課題を解決させ、本市の教育のさらなる充実を図るためには、県教育委員会と連携しながら各種施策を一体的に推進する必要があります。
- ・ 働き方改革の推進により、教員の時間外勤務は減少傾向にあるものの、依然として多忙な状態にあります。
- ・ 若年者や県外出身者が増加する中で、若年教員の時間外在校等時間*が多い実態があるとともに、病気休暇や早期退職も増加傾向にあります。

（政策のポイント）

- 本来業務である授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等の子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう、教員の肉体的、精神的な負担を軽減しながら、学校におけるワークライフバランス*を確保した働き方改革を推進します。
- 特に若年層に対して負担軽減やサポート体制の整備、相談体制の充実、教職員の横のつながりを作ることなどにより、精神疾患による病気休職等を予防する対策を講じる必要があります。
- 全ての小中学校で、学力調査で明らかとなった課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するために、教職員が参画して「学校経営計画」を策定し、組織的、計画的に学力向上を図る取組を強化します。
- 小学校教科担任制及び中学校における教科のタテ持ち等による組織的な授業改善を一層推進し、小中学校の円滑な接続を図るとともに、教育の質を高める「チーム学校」の取組の強化を図ります。

- カリキュラム・マネジメント*に係る管理職対象の学校訪問を通して、各校の課題の洗い出しと評価指標や数値目標の見直し等につなげる支援を強化していきます。

施策（48）学校におけるワークライフバランス*を確保した働き方改革の推進

学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革の推進、業務の効率化・削減、専門スタッフ・外部人材の活用などを行うとともに、若年教職員へのサポート体制を充実させながら、学校におけるワークライフバランス*を確保した働き方改革を推進します。

（施策の指標）

- ① すべての教職員において時間外在校等時間*月 45 時間超の月を年間 3 月以内に抑える。
＜基準値＞
新指標
※参考指標：学校教育課調べ
- ② すべての教職員において時間外在校等時間*を月 80 時間以内に抑える。
＜基準値＞
新指標
※参考指標：学校教育課調べ

※①②は県指標を参酌

（取組・事業）

取組 85 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革（学校教育課）

学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識向上を図るため、研修を行うとともに各学校や自治体等の好事例の周知を行う。各学校における勤務時間管理の徹底を図り、定時退校日の設定等の取組をさらに促進する。また、保護者や地域等に対する理解増進のための啓発を行う。

取組 86 業務の効率化・削減（学校教育課）

教育委員会事務局の調査等の精選、研修の精選、ICT の活用や教材等のデジタル化及び共有化により、教員の負担軽減を図る。また、地域や保護者の理解を得ながら、業務の明確化や適正化を図る。

取組 87 若年教職員へのサポート体制の充実（学校教育課）

若年教員に対し、担任業務等のサポート体制を充実させることで業務の負担軽減を図る。また、メンタルヘルスに関する相談体制を充実させ、優先的に支援することで心理的な負担軽減を図る。

取組 103 （後掲）校務支援システム*等を活用した業務効率化（学校教育課）

校務支援システム等の活用を促進することにより、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引継ぎなど各学校における学習指導や生徒指導を充実しつつ、業務効率化を図る。

取組 104 （後掲）校務効率化ツール等の導入促進（学校教育課）

市立学校のニーズを把握して、デジタルドリルや採点支援ツールなどの新たな ICT ツールの導入を図り、業務効率化を促進する。また、導入好事例を情報共有する。

取組 88 教員業務支援員配置（学校教育課）

教員の専門性を必要としない業務に従事する「教員業務支援員」を配置するとともに、効果的な活用を推進し、教員の負担軽減を図り、児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できる体制を整備する。

取組 47 （再掲）学校の支援力の向上（スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用）（学校教育課）

児童生徒支援のために、全学校を対象にスクールカウンセラー*とスクールソーシャルワーカー*を配置し、相談支援体制の充実を図る。

取組 109 （後掲）部活動改革の取組推進（学校教育課・生涯学習課）

少子化の中でも、子どもたちがスポーツ、文化芸術等に継続して親しむことができる持続可能な環境の整備に向けて、市・県・関係者が連携・協力し、市立安芸中学校における段階的な部活動の地域連携・地域展開に取り組む。

また、顧問に代わり専門的な指導ができる指導者を配置し、教職員の負担軽減を図るとともに、生徒にとって望ましい活動環境を構築する。

取組 89 学校事務体制の強化（学校教育課）

学校事務に関する企画・調整を一元的に行うために、共同学校事務室*の機能強化を図り、「学校事務の適正化・効率化」、「教職員の資質向上」、「校務運営への参画による教育活動の充実」などを推進することで、より一層の業務改善を図り、教員の負担軽減につなげる。

施策（49）校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画し、かつ、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制の強化

目標達成に向けた指示・命令・相談・報告がすべての教職員に確実に届くよう、それぞれの立場の役割が明確化され、意思疎通を図るライン機能の強化によって、校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画できるようにします。あわせて、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・経営体制の強化を図ることができるようにします。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）**取組 90 学力向上のための学校経営力向上支援（学校教育課）**

全ての小中学校で、学力調査で明らかとなった課題を解決し、児童生徒の生きる力を育成するために、教職員が参画して「学校経営計画」を策定し、組織的、計画的に学力向上を図る取組を強化する。

取組 91 組織力向上推進（学校教育課）

小学校教科担任制及び中学校における教科のタテ持ち等による組織的な授業改善を一層推進し、小中学校の円滑な接続を図るとともに、教育の質を高める「チーム学校」の取組の強化を図る。

取組 105 （後掲）コミュニティ・スクール*の充実（学校教育課）

学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、持続可能な学校運営協議会を目指して、コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*の一体的推進を図る。

施策（50）教職員のメンタルヘルス対策

メンタルヘルスに関する相談体制の充実や、働き方改革と連動した業務の負担軽減等によって、教職員のメンタルヘルス対策を強化します。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）**取組 92 教職員のメンタルヘルス対策（学校教育課）**

教職員のストレスチェックの実施、相談窓口の活用、働き方改革と連動した若年教員の負担軽減やサポート体制の整備、相談体制の充実、教職員の横のつながりを作ることなどにより、精神疾患による病気休職等を予防する。また、職場復帰サポートシステムを活用し、復帰をサポートする。

4－基本政策 3

児童生徒・教職員にとって、安全・安心で、円滑な教育活動等が展開できる環境整備や機運醸成

（現状と課題）

- ・ 南海トラフ地震の発生による大きな被害が懸念され、また、風水害や土砂災害の気象災害も激甚化しており、対策が必要となっています。また、全国的に熱中症

対策や避難所機能の向上のため、学校の体育館への空調設備の整備が求められています。

- ・ 老朽化した学校施設等が年々増加している半面、施設の新築には多額の費用が発生するため、現在の施設を安全に、より長く使用するための対策が必要になっています。
- ・ 全国的に不審者が学校に侵入し、子どもを傷つける事案が発生しています。本市においても、外壁が低く侵入しやすい環境の学校なども見られます。
- ・ 全国的に、登下校中に子どもの尊い命が奪われる交通事故や不審者事案が発生しています。本市においても子どもが巻き込まれる交通事故や不審者に遭遇する事案が発生しています。
- ・ 本市では、小学校8校中6校、保育所8園中4園が南海トラフ地震による津波浸水想定区域内に位置しており、防災教育の充実が常に必要です。
- ・ 令和8年度に予定されている1人1台タブレット端末の更新を計画的に実施し、切れ目なく利用できるよう整備する必要があります。
- ・ 教員の指導の充実や働き方改革を促進するため、必要なシステム導入や機能開発を実施する必要があります。

(政策のポイント)

- 災害が来ても施設への被害を最小限に止め、児童生徒等の安全を確保するため、小学校・保育所等の高台移転とともに、学校施設等の防災機能強化を推進します。
- 学校施設等の老朽化対策の実施や、省エネルギー化・バリアフリー化にも対応することで、児童生徒にとって安全・安心な教育環境の整備を進めます。
- 児童生徒自身が危険を予測し、回避する能力を身につけさせる防犯教育や不審者侵入訓練を実施するとともに、来校者や校門及び校舎入り口等の安全管理の徹底によって、学校等の防犯対策を推進します。
- 地域や保護者、関係機関と連携・協働した通学路等の見守り活動の充実を図るとともに、自転車ヘルメットの着用推進の取組を通じて登下校時の安全対策や、放課後等の子どもたちの安全・安心して過ごせる居場所づくりを進めます。
- 児童生徒が災害によっていかなる状況化でも自分の命を守り抜くとともに、主体的に行動できる力を身につけることができるよう「高知県安全教育プログラム*」に基づく防災教育をより一層推進します。
- 学校における1人1台タブレット端末の更新を滞りなく進めます。
- 既存の校務支援システム*や学習支援プラットフォーム等の活用を促進するとともに、ニーズにあわせた校務効率化ツール等の導入を進めます。

施策（51）教育施設等の耐震化、防災対策の促進

教育施設等の耐震化や、発災時には地域の避難所となる市立学校の防災機能を強化・充実することによって、防災対策の促進を図ります。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）**取組 93 学校の防災対策の促進（学校教育課）**

学校及び地域の避難施設として必要とされる防災機能の維持・改善及び強化を計画的に進める。

取組 94 小学校の高台移転・統合（学校教育課）

南海トラフ地震で発生する津波等の災害から児童の安全を確保及び、少子化による児童数の減少に対応し教育の質の確保のため小学校の高台移転・統合について、保護者及び地域住民を対象とした説明会を開催し、意見を取り入れながら取組を進める。

取組 95 保育所の高台移転・統合（福祉事務所）

南海トラフ地震で発生する津波等の災害から乳幼児の安全を確保及び、少子化による乳幼児数の減少に対応し保育の質の確保のため保育所の高台移転・統合を検討する。

施策（52）学校施設等の長寿命化改修や、省エネルギー化、バリアフリー化等の実施

小学校の移転・統合の進捗状況を勘案しながら、長寿命化改修や計画的な改修・修繕の実施による学校施設等の老朽化対策や、省エネルギー化、バリアフリー化等を実施します。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）**取組 96 学校施設の維持・改善及び長寿命化対策等（学校教育課）**

老朽化が進行する小学校施設（遊具を含む）を長く使い続けながら、安全・安心で快適な教育環境を保持するため、施設機能の維持・改善とともに、バリアフリー化や予防保全的な改修と高効率機器への更新を施設の安全性や移転・統合の進捗状況を勘案しながら優先度の高いものから計画的に実施する。

一方、建築経過年数の浅い学校給食センター、市立安芸中学校については、計画的に予防保全を実施しながら施設の長寿命化に取り組む。

施策（53）学校等の防犯対策

児童生徒自身が危険を予測し、回避する能力を身につけさせる防犯教育や不審者侵入訓練を実施するとともに、来校者や校門及び校舎入り口等の安全管理の徹底に

よって、学校等の防犯対策を強化します。また、放課後等における子どもたちが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）

取組 97 不審者侵入対策を含めた安全教育・安全管理体制の充実（学校教育課・生涯学習課）

学校内外での不審者による事件等、子どもたちの安全を脅かす事件・事故等が依然として発生している中、各学校において、実践的な安全教育・安全管理等を推進する。また、地域、育成センター、スクールガードリーダーとの連携を図り、防犯体制を強化する。

取組 66 （再掲）放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実（生涯学習課）

放課後子ども教室*及び学童保育所（放課後児童クラブ*）の安定的な運営等を行い、放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を推進する。

施策（54）登下校の安全対策の促進

地域や保護者、関係機関と連携・協働した通学路等の見守り活動の充実を図るとともに、自転車ヘルメットの着用推進の取組を通じて登下校時の安全対策を促進します。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）

取組 98 地域ぐるみの学校安全体制整備の推進（学校教育課）

子どもたちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子どもの安全を確保するため、学校、家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図り、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備する。

また、継続的に通学路の安全を確保するため、関係機関と安芸市通学路交通安全プログラムに基づく合同点検を定期的実施し、通学路の安全性の向上を図る。

取組 99 自転車ヘルメット着用の推進（学校教育課）

学校現場における自転車の安全な利用に向けた啓発活動を行うとともに、ヘルメットの購入費用の一部を補助することでヘルメットの着用を促進し、自転車の安全利用に関する意識の向上を図る。

取組 100 保育所等の安全対策の強化（福祉事務所）

就学前施設に通う子どもたちの安全を確保するため、保育所等の職員等を対象とした研修会などに取り組む。

施策（55）防災教育の推進

児童生徒が災害時のいかなる状況下でも自分の命を守り抜くとともに、主体的に行動できる力を身につけることができるよう「高知県安全教育プログラム*」に基づく防災教育をより一層推進します。また、放課後等の安全・安心な居場所づくりを進めるため、運営補助や人材育成研修等によって、放課後子ども教室*や学童保育所（放課後児童クラブ*）における防災対策を推進します。

（施策の指標）

- ① 安全教育全体計画において設定した学年別重点目標【災害安全】（児童生徒が自らの命を守るために必要な資質・能力の育成）を「十分達成できた」と回答した学校を 50%以上とする。

＜基準値＞

R5 安芸市立小中学校 40%（高知県 27.4%）

※参考指標：県学校安全の取組状況に関するアンケート（3月公表）

※①は県指標参酌

（取組・事業）

取組 101 防災教育の推進（学校教育課）

南海トラフ地震に備えるため、児童生徒の安全に関する資質・能力の育成及び教職員の危機管理意識の維持向上を図る。また、「危機管理マニュアル」「学校防災マニュアル」等を活用した研修や防災・避難訓練等の取組を推進するとともに、保護者、地域と連携を密にした学校安全体制づくりを行い、防災・防犯教育を推進する。

取組 66 （再掲）放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実（生涯学習課）

放課後子ども教室*及び学童保育所（放課後児童クラブ*）の安定的な運営等を行い、放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を推進する。

施策（56）ICT・デジタル環境の整備、校務 DX*の推進

1人1台タブレット端末の計画的な更新や各種システムの活用促進・導入により、学校の ICT・デジタル環境の整備や校務 DX*の推進を図ります。

（施策の指標）

- 設定なし

(取組・事業)**取組 102 学校の ICT 環境整備（学校教育課）**

市立学校における 1 人 1 台タブレット端末の更新を滞りなく進めるために、各学校の端末更新に付随する作業の支援を行う。また、学校現場での円滑な端末利用のため、ネットワークの稼働状況を日々管理する。さらに、端末を活用した ICT 教育を推進するため、ICT 支援員を配置・運用する。

取組 103 校務支援システム*等を活用した業務効率化（学校教育課）

校務支援システム等の活用を促進することにより、児童生徒情報の確実な共有と円滑な引継ぎなど、各学校における学習指導や生徒指導を充実しつつ、業務効率化を図る。

取組 104 校務効率化ツール等の導入促進（学校教育課）

市立学校のニーズを把握し、必要に応じてデジタルドリル等の新たな ICT ツールの導入を図り、業務効率化を促進する。

取組 3 （再掲）学習支援プラットフォームの活用促進（学校教育課）

学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」*の活用を促進し、スタディログダッシュボード*や「きもちメーター*」等を活用することで、児童生徒一人一人の強みを伸ばしてつまずきをサポートする教員の指導の充実を図り、児童生徒の主体的・自主的な学習につなげる。

4－基本政策 4

学校と様々な関係者とで連携・協働して、取組促進や課題解決を図る仕組みの展開・強化

(現状と課題)

- ・ これからの社会を担う子どもたちを育てていくには、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で学校や子どもたちの成長を支えることが重要です。
- ・ コミュニティ・スクール*（学校運営協議会）と地域学校協働活動*の一体的な推進について、学校によっては組織的な取組となっていない状況があります。
- ・ 学校運営協議会において、学校経営計画の進捗管理や、課題解決に向けた外部人材の活用、障害のある児童生徒の生涯にわたる学習や生活の課題を協議する必要があります。
- ・ 子どもたちの不規則な生活習慣による学力や健康面への影響が指摘されています。
- ・ 市立中学校は、令和 6 年度の 2 中学校統合による規模効果により、生徒が希望する部活動を一定行える状況となりましたが、少子化の影響により将来的には、団体競技を組めないなど生徒が希望する部活動を行うことが難しくなることが想定されます。
- ・ 多くの中学校教職員が部活動に関わっていますが、部活動の指導に負担を感じたり、担当部活動の専門的な指導ができない教職員がいます。

(政策のポイント)

- 学校と地域の連携・協働による教育活動の充実や、「地域とともにある学校づくり」を推進することによって、コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*の一体的な推進を図ります。
- 学校・家庭・地域の連携を進めるに当たり必要となる、保護者及び地域から信頼される学校を目指して、学校からの積極的な情報発信や地域への施設開放を実施します。
- 小中学校等における地域学校協働活動*については、民生委員・児童委員の参画などにより、厳しい環境にある子どもたちを地域全体で見守る取組を推進します。
- 学校、保護者、行政が協働して、子どもたちを取り巻く様々な課題に対処していくために、研修会等を実施します。また、多くの保護者等の参画を得て活性化するように、PTA活動を支援します。
- 生徒の活動機会を確保するため、地域の実情に応じて部活動の地域連携・地域展開の取組を推進します。
- 専門的な指導ができない教員に代わり、部活動指導員を配置することで教員の負担を軽減します。

施策 (57) コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*の一体的推進

コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*の一体的な推進を図るため、導入後も活発な議論が継続する学校運営協議会や、教職員・保護者・地域住民等が連携・協働するコミュニティ・スクール*の運営を促進します。

また、学校・家庭・地域が連携・協働して、地域全体で学校や子どもたちの成長を支える地域学校協働活動*を推進するため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置等を引き続き支援するとともに、全ての市立小中学校において、民生委員・児童委員の参画による厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部*」を展開します。

(施策の指標)

- 設定なし

(取組・事業)**取組 105 コミュニティ・スクール*の充実（学校教育課）**

学校と地域の連携・協働による教育活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、持続可能な学校運営協議会を目指して、コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*の一体的な推進を図る。

取組 106 地域学校協働活動*の推進（学校教育課）

学校・家庭・地域が連携・協働して、地域全体で学校や子どもたちの成長を支える地域学校協働活動*をコミュニティ・スクール*と一体的に推進するため、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）の配置等を引き続き支援するとともに、

全ての市立小中学校において、民生委員・児童委員の参画による厳しい環境にある子どもたちの見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部*」として活動する。

取組 107 開かれた学校づくりの推進（学校教育課）

教育は、学校だけで行われるものではなく、学校・家庭・地域の連携が不可欠であり、学校には保護者や地域に開かれた学校であることが求められる。

学校と地域との結びつきを大切にし、保護者や地域に向けた情報発信や地域への施設開放を実施し、開かれた学校づくりを推進する。

「学校の情報発信」

保護者や地域住民に対して、学校の教育目標、経営方針、教育課程、教育活動や評価の結果をホームページや「学校だより」等により、積極的に情報発信するよう努める。

「学校評価の活用」

学校は、学校の教育活動について必須項目に加え、各学校独自の選択項目を作成し自己評価する。さらに、保護者や地域、コミュニティ・スクール*において学校評価を実施し、その結果に基づいて学校運営の改善を図り、今後の教育活動の向上に努める。

「公開授業の実施」

毎年 6 月に「安芸市教育の日」を設け、全ての学校を対象に地域への公開授業を終日実施する。実施に際しては、広報紙の折込チラシ等により各学校の取組の紹介、道徳の時間の公開等を実施し、家庭・地域と連携した道徳教育の推進と、地域の教育に対する関心を高める。

施策（58）PTA 活動の振興

子どもたちを取り巻く様々な課題に対応していくために、学校・保護者・行政が協働して PTA 活動を支援します。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）

取組 108 PTA 活動の振興（学校教育課・生涯学習課）

PTA 活動は、家庭と学校をつなぐ重要な活動であり、子どもたちの健全育成に向け、地域の実態や課題などに即した特色のある活動に取り組み、その充実を図る。そのため、PTA 活動において、家庭と学校とが子どもたちの幸福と健全な成長を図るため、相互協力・相互研修の場を展開し、保護者と教職員が一丸となって子どもに対する視野を広げ、理解を深めることによって課題の解消に向けた取組を進める。

「家庭と学校との連携の強化」

PTA 総会や学級懇談会などを通じて学校運営や教育方針への共通理解を図る。また、PTA と学校が、保護者の意見や要望に十分耳を傾け、学校運営に反映させるとともに、両者の連携の強化と連帯感の醸成を図る。

「広報活動の推進」

PTA 行事や学校行事の様子を広く知らせるものとして広報紙を充実させ、PTA 活動に対する共通理解と意識啓発を行う。

「特色ある PTA 活動の展開」

保護者が安心して子育てを行うためには、保護者同士のつながりや学び合いが大切であることから、保護者が PTA 活動に一層参加しやすい環境づくりに努めるとともに、家庭教育に関することや地域の教育環境改善のための取組など、PTA の各部会が中心となって、特色のある活動の展開を促進する。

施策（59）部活動の地域連携・地域展開に向けた取組の推進

安芸市における部活動の地域連携・地域展開について具体的な課題への対応を協議するとともに、関係機関と連携を図りながら、部活動の地域連携・地域展開に向けた段階的な取組の検討や実施を進めます。

また、顧問に代わり専門的な指導ができる部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減を図るとともに、生徒にとって望ましい活動環境を構築します。

（施策の指標）

○ 設定なし

（取組・事業）

取組 109 部活動改革の取組推進（学校教育課・生涯学習課）

少子化の中でも、子どもたちがスポーツ、文化芸術等に継続して親しむことができる持続可能な環境の整備に向けて、市・県・関係者が連携・協力し、市立安芸中学校における段階的な部活動の地域連携・地域展開に取り組む。

また、顧問に代わり専門的な指導ができる指導者を配置し、教職員の負担軽減を図るとともに、生徒にとって望ましい活動環境を構築する。



若年教員対象の独自研修



登校時の交通指導



小学校での防災教育



部活動（女子バスケットボール部）

安芸市教育振興基本計画策定委員会設置要綱 資料 1

○安芸市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

平成25年11月29日

(設置)

第1条 安芸市において、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「安芸市教育振興基本計画」という。）を策定するため、安芸市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 安芸市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、10名以内の委員で構成し、教育長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、安芸市教育振興基本計画決定の日までとする。
- 3 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置く。
- 4 委員長は、委員の互選により定める。
- 5 副委員長は、委員長が指名する。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見や説明、その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。

安芸市教育振興基本計画策定委員会委員名簿 資料 2

安芸市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	氏 名	所属・役職等	備 考
1	鈴木 昭彦	安芸市社会教育委員 代表	副委員長
2	安岡 雄三	安芸市体育会長	
3	安養寺 仁	安芸市教育研究所長	
4	門田 大史	安芸市小中学校 P T A 連絡協議会長 (土居小学校 P T A 会長)	
5	松浦 澄夫	安芸市立安芸中学校長	
6	松澤 亨	下山小学校長 (校長会会長)	委員長
7	山崎 聖子	安芸第一小学校長	
8	千光士 真由子	伊尾木小学校教頭 (教頭会 代表)	
9	長野 信之	福祉事務所長	
10	山崎 三佳	赤野保育所長 (保育所長 代表)	

《事務局》

藤田 剛志	教育委員会教育長
大坪 浩久	教育委員会教育次長兼学校教育課長
藤田 隆史	教育委員会生涯学習課長
樋口 雅文	教育委員会学校教育課長補佐兼学校給食センター所長
篠原 博之	教育委員会学校教育課指導主事

用語注釈一覧 資料 3

用語	説明
(数字)	
5G	「高速・大容量」「低遅延」「多数接続」の特長を持つ新しい通信技術 (第5世代移動通信システム)
(A-Z)	
DX(デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術を活用してサービスや業務、組織などを変革すること
GIGA スクール構想	1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境の実現を目指し、令和元年12月に文部科学省が発表した教育改革案。GIGAは「GlobalandInnovationGatewayforAll」の略。
PDCA サイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返して行うことで、継続的な業務の改善を促す方法
SC(スクールカウンセラー)	臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家で、児童生徒や保護者、教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う人材
SSW(スクールソーシャルワーカー)	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有しており、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく人材
STEAM 教育	Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Mathematics(数学)に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲でA(LiberalArts)を定義し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な学習のこと
VUCA(ブーカ)	現代が将来の予測が困難な時代であることを、その特徴であるVolatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字を取って表したもの
(あ行)	
医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする児童生徒
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ教育
インクルーシブな社会	障害の有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、多様性を認め、全ての人が共生していく社会
英語運用能力	英語の語彙や文法の知識だけでなく、実際のコミュニケーションや日常生活において、情報や考えなどを的確に理解したり、適切に表現したり伝え合ったりする資質・能力

親育ち支援	子育てに不安や悩みを抱えている保護者の「親としての育ち」を、保育所・幼稚園等を通じて支援するもの
(か行)	
カーボンニュートラル(脱炭素社会)	カーボンニュートラルとは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、森林などによる「吸収量」を差し引いた実質的な温室効果ガスの排出量がゼロとなっている状態。脱炭素社会とは、カーボンニュートラルが実現している社会
学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」	高知県が独自に開発し、全公立学校に提供しているプラットフォーム。学習に役立つオンライン教材・動画教材やきもちメーターなどを提供
架け橋期	義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間
課題予防的生徒指導	いじめ防止や薬物乱用防止など、未然防止の観点により、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施し、兆しが見えたりリスクがあったりする子どもを初期段階で発見し早期対応する、予防的な生徒指導
カリキュラム・マネジメント	学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるため、地域や学校の実態等に即し、学校の特色を生かした適切な教育課程を編成、実施するとともに、評価、改善していくこと
きもちメーター	児童生徒が登校後に1人1台タブレット端末を使い今日の気持ち等を送信すると、教員の確認画面で回答を把握することができる。きもちメーターの回答と実際の様子を重ね、心の変化を早期発見したり、対象となる児童生徒への指導・支援の方法を考えたりする高知県独自のツール
キャリア・パスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと
教育支援センター	不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、学校以外の場所等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したもの
教員(教職員)のICT活用指導力	教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力、授業にICTを活用して指導する能力、児童生徒のICT活用を指導する能力、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力
共同学校事務室	複数の学校間で学校事務を共同で処理し、その成果によって教育及び学校運営の向上に寄与することを目的とした組織
クラウド技術	情報システムを構成するサーバやストレージ、またこれらを用いて提供されるアプリケーションやこれらを提供するプラットフォームなどについて、根幹となる仮想化技術等を利用して構築し共有する技術
高知県安全教育プログラム	南海トラフ地震をはじめとして、大雨や台風等による気象災害、交通事故や犯罪等の危険から自ら命を守りきることができるよう、児童生徒等が発達段階に応じた安全に関する資質・能力を身につけるために、作成された安全教育の指針
高知県教員育成指標	高知県の現職教職員等が、自身の成長段階や職位に応じた目指すべき姿を確認し、資質・能力の向上を図るための目安となるもの

高知県人権教育推進プラン	平成 15 年 3 月策定、令和 2 年 3 月改定版策定(高知県教教育委員会)。「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づき、人権教育を基盤とした高知県の教育施策の方向性や取組を示したもの
高知県版地域学校協働本部	地域学校協働本部のうち、「①充実した地域学校協働活動の実施、②学校と地域との定期的な協議の場の確保、③民生委員・児童委員の参画により見守り体制の強化」の 3 要件を満たす本部を「県版」としている。
こうちの子ども体力・運動能力向上プログラム	小・中学校 9 年間を見通した体力・運動能力の向上を目指した教材
校内サポートルーム	学校内で、不登校等児童生徒に対する指導・支援(カウンセリング、教科指導、体験活動など)を行う教室
校務支援システム	教職員の成績管理・出欠管理・保健管理等の事務的業務を負担軽減・効率化し、同時に児童生徒情報の確実な共有と引き継ぎなど教育の質の向上を図るためのシステム
合理的配慮	障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの
コミュニティ・スクール	「学校運営協議会」を設置している学校のことで、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み
困難課題対応的生徒指導	特別な指導・援助を必要とする特定の子どもを対象に校内の教職員だけでなく、他機関等とも連携・協働しながら対応する、対応的な生徒指導
(さ行)	
時間外在校等時間	在校時間に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間を加えた「在校等時間」から、所定の勤務時間を除いた時間数
自己評価票	「高知県教員育成指標」に沿って具体的な「自己の達成規準」を作成し、実践後、自己の教育実践を振り返って評価したもの
社会教育士	社会教育主事講習規程により規定された、学びを通じて、人づくり、つながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たす専門人材の称号
社会教育主事	社会教育法第 9 条の 2 により規定された、都道府県及び市町村の教育委員会事務局へ置かれる社会教育に関する専門的職員
授業改善サイクル	各学校が、組織的に資質・能力を育成する授業づくりを行い、授業改善の効果の検証等に高知県学力定着状況調査等を活用して、授業改善の PDCA を回していくこと
主体的・対話的で深い学び	主体的に学習に取り組むことができるよう、学習の見通しを立て、自己の学びの変容を自覚したり、対話によって自分の考えを広げたりしながら、学びを深めていく授業改善の視点
情報リテラシー	必要な情報の探し方や得た情報を客観的に判断し、自己の目的に適合するように活用する能力

スクールカウンセラー(SC)	臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家で、児童生徒や保護者、教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなどを行う人材
スクールソーシャルワーカー(SSW)	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有しており、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく人材
ステディログ・デジタル・ダッシュボード	県版学力調査やデジタル・リテラシー学習結果などの学びの記録を、児童生徒や教員が把握しやすいように整理して、1人1台端末で閲覧できるようにしたもの。学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の機能の一つ
生成 AI	AI(人工知能)を活用してテキスト、画像、音楽、音声、動画などの新しいコンテンツを作成すること
(た行)	
地域学校協働活動	地域の高齢者、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動
超スマート社会(Society5.0)	狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会
通級による指導	通常の学級で各教科等の授業を受けながら、一部、障害による困難を改善・克服するため、一人一人の状況に応じた指導を通級指導教室で行う指導形態のこと
特異な才能のある	学問分野や芸術、スポーツなどの特定の分野において、普通より優れた能力、創造性、特定の課題に長時間集中して取り組めるなどの高い才能を有していること
特別支援学校の中心的機能	小・中学校等の要請に応じて、子どもたちの教育に対する必要な助言又は援助を行う等、学校教育法に規定されている特別支援学校の役割
(は行)	
発達支持的生徒指導	全ての児童生徒を対象とし、教職員が日常的に行う声かけや励まし、賞賛、対話など、授業や行事を通して児童生徒の成長や発達を支える働きかけ
複式学級	国の定める学級編制基準に照らして、児童または生徒数が少ないために一つの学年の児童または生徒だけでは学級の編制ができない場合に、同一学級に2個学年で編制する学級のこと
不登校支援推進モデル地域	校内サートルームを設置した学校と所管の教育支援センターとが連携し、タブレット端末を活用した効果的な自主学習など、不登校児童生徒の自立支援に向けた実践研究を行う地域
不登校担当者	不登校対策の中心的な役割を担うために全ての小・中学校に校務分掌上位置付けた職務
放課後子ども教室	全ての児童を対象として、地域住民等の参画を得て、放課後等に小学校の余裕教室等を活用して学習や体験・交流活動などを行う事業

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	児童福祉法の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
（や行）	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども
ユニバーサルチェック自己診断入力シート	『すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりが textbook』（高知県教育委員会）に示す 5 つのポイントについて、ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの工夫として考えられる支援の自己評価等に活用するためのシート
ユニバーサルデザイン	できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすること
ユネスコスクール	平和な社会の構築を目指すユネスコの理念の実現や、持続可能な社会の創り手づくりである ESD(持続可能な開発のための教育)の推進拠点として活動している学校のこと
幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿	幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿として、①健康な心と体、②自立心、③協同性、④道徳性・規範意識の芽生え、⑤社会生活との関わり、⑥思考力の芽生え、⑦自然との関わり・生命尊重、⑧数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚、⑨言葉による伝え合い、⑩豊かな感性と表現が示されている
（わ行）	
ワークライフバランス	仕事と私生活の調和を意味する言葉。仕事だけに重きをおくのではなく、育児や介護、さらには趣味や学習といった「プライベートの時間」を充実させることで、両方のバランスを取るライフスタイル
若者サポートステーション	国事業と県事業が協働して社会的自立に困難を抱える若者等への修学・就労支援を実施する機関

安芸市教育振興基本計画 取組・事業一覧 資料 4

●基本方針 1	全ての子どもたちが、急速に変化する予想困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進	24
1ー基本政策 1	個別最適・協働的な学びの一体的な充実に向けた、授業づくりの推進	24
施策 (1)	授業改善サイクル*の確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化	25
取組 1	「令和の授業を創る」推進プロジェクト (学校教育課)	26
取組 2	デジタル技術を活用した個別最適・協働的な学びの充実 (学校教育課)	26
取組 3	学習支援プラットフォームの活用促進 (学校教育課)	26
取組 4	中学校の授業改善サイクル*の強化・充実 (学校教育課)	26
取組 5	理科教育の推進 (学校教育課)	26
取組 6	英語教育の強化 (学校教育課・教育研究所)	26
取組 7	放課後等における学習支援 (学校教育課)	26
1ー基本政策 2	社会とつながるキャリア教育・職業教育の推進.....	27
施策 (2)	体系的なキャリア教育・職業教育の推進.....	27
取組 8	小中学校におけるキャリア教育の推進と「キャリア・パスポート*」の活用推進 (学校教育課)	28
1ー基本政策 3	安芸市や高知県、我が国の伝統・歴史・文化等を学ぶとともに、グローバル社会で活躍する人材を育成	28
施策 (3)	地域や日本の伝統・歴史・文化等の教育の促進.....	29
取組 9	ふるさとを支える教育の推進 (学校教育課・教育研究所)	29
取組 8	(再掲) 小中学校におけるキャリア教育の推進と「キャリア・パスポート*」の活用推進 (学校教育課)	30
取組 10	市内文化施設等の活用促進 (学校教育課)	30
施策 (4)	グローバル教育 (外国語) の推進・強化.....	31
取組 6	(再掲) 英語教育の強化 (学校教育課・教育研究所)	31
1ー基本政策 4	主体的に社会参画を行い、社会的な課題解決等に取り組んでいく人材を育成	31
施策 (5)	児童生徒が自ら課題を探究し、多様な人と協働しながら、課題を解決・提案する主体性等の育成	32
取組 11	総合的な学習の時間の充実 (学校教育課・教育研究所)	33
施策 (6)	現代的諸課題や制度・仕組み等を体系的に学び、社会参画を図るうえでの基礎的基盤を育成	33
取組 12	主権者教育・消費者教育の充実 (学校教育課)	33
取組 13	環境教育の推進 (学校教育課)	33
取組 14	情報活用能力の育成 (学校教育課)	33
施策 (7)	今後の安芸市や日本のイノベーションを担うための教育の充実..	33
取組 5	(再掲) 理科教育の推進 (学校教育課)	34
取組 15	ICT 活用力向上 (学校教育課)	34
1ー基本政策 5	自尊感情や他者への思いやりを育み、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現の両立を図るための教育の推進・指導強化	34
施策 (8)	規範意識や自尊感情などを育むための道德教育の推進.....	35

取組 16	道徳教育実践力の向上（学校教育課）	36
施策（9）	自分の大切さとともに他の人の大切さを認める人権教育の推進	36
取組 17	人権教育の推進（学校教育課）	36
施策（10）	児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させるよう指導・支援する発達支持的生徒指導*の推進	36
取組 41	（後掲）子どもの自己実現を支える魅力ある学校づくり（高知夢いっぱいプロジェクト）（学校教育課）	37
取組 18	生徒指導主事（担当者）の組織マネジメント力向上（学校教育課）	37
取組 19	保幼小中高連携（学校教育課・福祉事務所）	37
施策（11）	生徒指導上の諸課題の未然防止のための教育プログラムの実施	37
取組 20	SOS の出し方に関する教育の推進（学校教育課）	38
取組 23	（後掲）いじめ防止対策等の総合推進（学校教育課）	38
取組 21	関係機関と連携した未然防止の取組の推進（学校教育課）	38
施策（12）	いじめ・不登校等の早期発見対応及び課題改善に向けた組織的な指導・支援体制の強化	38
取組 22	学校の相談支援体制の強化（スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用等）（学校教育課）	38
取組 23	いじめ防止対策等の総合推進（学校教育課）	39
取組 42	（後掲）不登校担当者*を中心とした早期発見・早期対応の組織的な取組の検討（個別最適な支援をつなぐ校区内連携）（学校教育課・教育研究所）	39
取組 43	（後掲）早期発見・早期支援のためのシステム活用（学校教育課・教育研究所）	39
1－基本政策 6	生涯にわたる心身の健康の保持増進と豊かなスポーツライフの充実	39
施策（13）	体力の向上や体育授業改善の推進	40
取組 24	体力づくりの推進（学校教育課）	40
施策（14）	部活動の改革、運営の適正化	40
取組 25	部活動の運営の適正化（学校教育課）	41
施策（15）	保健教育の充実	41
取組 26	いのちの教育の推進（学校教育課）	41
施策（16）	基本的な生活習慣の向上・確立	41
取組 27	基本的な生活習慣の向上（福祉事務所）	41
取組 33	（後掲）親育ち支援*（啓発）（福祉事務所）	42
取組 28	食育の推進（学校教育課）	42
取組 65	（後掲）家庭教育支援基盤形成の取組（学校教育課・生涯学習課・福祉事務所）	42
1－基本政策 7	就学前教育・保育の質の向上	43
施策（17）	保育所保育指針・幼稚園教育要領等を踏まえた就学前教育・保育の充実	43
取組 29	園内研修の実施（福祉事務所）	43
取組 30	園評価の実施（福祉事務所）	43
取組 31	保育者基本研修の活用（福祉事務所）	43
取組 35	（後掲）就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上（福祉事務所）	44
施策（18）	保幼小の円滑な連携・接続の推進	44

取組 32	保幼小連携・接続の推進（学校教育課・福祉事務所）	44
取組 19	（再掲）保幼小中高連携（学校教育課・福祉事務所）	44
取組 54	（後掲）（特別支援）地域連携推進マネジャーの配置（福祉事務所）	44
1－基本政策 8	親育ち支援*の充実	45
施策（19）	保育者の親育ち支援力の向上	45
取組 33	親育ち支援*（啓発）（福祉事務所）	45
施策（20）	保護者の子育て力向上のための支援の充実	45
取組 27	（再掲）基本的生活習慣の向上（福祉事務所）	46
取組 33	（再掲）親育ち支援*（啓発）（福祉事務所）	46
●基本方針 2	子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進	47
2－基本政策 1	切れ目のない特別支援教育の推進	47
施策（21）	インクルーシブ教育*の推進	48
取組 34	インクルーシブ教育*の推進のための環境整備推進（学校教育課）	48
施策（22）	保幼・小・中学校における特別支援教育の推進、体制の強化	48
取組 35	就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上（福祉事務所）	48
取組 36	小中学校等における多様な学びの場の連続性を実現する特別支援教育の推進（学校教育課）	48
取組 37	校種間の確実な引き継ぎの実施（学校教育課・福祉事務所）	49
取組 38	特別支援学級における教育の質の向上に向けた取組強化（学校教育課）	49
施策（23）	医療的ケア児*に対する支援の充実	49
取組 39	医療的ケア児*に対する支援の充実（学校教育課・福祉事務所）	49
2－基本政策 2	重層的な支援体制の整備・強化による不登校対策の推進	49
施策（24）	魅力ある学校づくりの推進	50
取組 40	不登校に対する組織的な取組の推進（学校教育課・教育研究所）	50
取組 41	子どもの自己実現を支える魅力ある学校づくり（高知夢いっぱいプロジェクト）（学校教育課）	50
取組 18	（再掲）生徒指導主事（担当者）の組織マネジメント力向上（学校教育課）	51
取組 19	（再掲）保幼小中高連携（学校教育課・福祉事務所）	51
取組 17	（再掲）人権教育の推進（学校教育課）	51
施策（25）	早期発見・早期支援の実施	51
取組 22	（再掲）学校の相談支援体制の強化（スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用等）（学校教育課）	52
取組 42	不登校担当者*を中心とした早期発見・早期対応の組織的な取組の検討（個別最適な支援をつなぐ校区内連携）（学校教育課・教育研究所）	52
取組 43	早期発見・早期支援のためのシステム活用（学校教育課・教育研究所）	52
取組 44	特別な支援が必要な児童生徒への適切な支援の充実（外部専門家を活用した支援体制充実）（学校教育課）	52
取組 23	（再掲）いじめ防止対策等の総合推進（学校教育課）	52
施策（26）	多様な教育機会の確保	52

取組 45	多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援（学校教育課・教育研究所）	53
取組 46	不登校児童生徒の多様な教育機会確保に向けた検討（学校教育課・教育研究所）	53
取組 66	（後掲）放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実（生涯学習課）	53
2－基本政策 3	虐待や貧困、ヤングケアラー*等の家庭的な事情等による多様な背景を持つ児童生徒の早期発見、組織的な対応	54
施策（27）	多様な背景を持つ児童生徒の早期発見	54
取組 47	（後掲）学校の支援力の向上（スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用）（学校教育課）	54
施策（28）	専門家や関係機関と連携した組織的な支援体制の充実	54
取組 47	学校・スクールソーシャルワーカー*と福祉部署との連携強化（スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用）（学校教育課）	55
2－基本政策 4	負担の軽減に向けた経済的な支援	55
施策（29）	就学援助の活用についての周知	56
取組 48	就学援助制度活用の周知（学校教育課）	56
施策（30）	保育料等の軽減	56
取組 49	保育料等の軽減実施（福祉事務所）	56
2－基本政策 5	地域間格差を解消し、中山間地域等をはじめとする各地域において魅力ある教育を実施	56
施策（31）	地域間格差を解消するための学びの支援	57
取組 50	小規模校における学習指導の充実（学校教育課・教育研究所）	57
2－基本政策 6	多様な児童生徒や若者が学ぶことができる機会の保障と自立支援	57
施策（32）	特異な才能のある*児童生徒に対する指導・支援	58
取組 51	児童生徒の能力・関心に合った柔軟な授業づくりの推進（学校教育課・教育研究所）	58
取組 52	認知・発達の特性等により、学習上・学校生活上の困難を抱える児童生徒への対応（学校教育課・教育研究所）	58
取組 45	（再掲）多様な学習の場の充実や機会の確保に向けた支援（不登校支援推進）（学校教育課・教育研究所）	58
2－基本政策 7	多様な保育サービスの充実	59
施策（33）	子どもや子育て家庭のニーズに応じた支援	59
取組 53	保育サービス促進（家庭支援推進保育士の配置）（福祉事務所）	59
取組 54	（特別支援）地域連携推進マネジャーの配置（福祉事務所）	59
取組 35	（再掲）就学前教育・保育における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上（福祉事務所）	59
取組 55	地域子ども・子育て支援（福祉事務所）	60
取組 49	（再掲）保育料等の軽減実施（福祉事務所）	60
●基本方針 3	生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進	61
3－基本政策 1	共に学び支え合う生涯学習・社会教育・人権教育の推進	61
施策（34）	全ての市民が生涯にわたって学び、学びを生かす機会と環境の充実	61
取組 56	生涯学習活性化の推進（生涯学習課）	62
取組 57	社会教育の振興（生涯学習課）	62

施策 (35)	公民館活動の充実.....	62
取組 58	地域で学ぶ拠点づくり (生涯学習課)	62
取組 59	地域防災学習等の推進 (生涯学習課)	62
施策 (36)	人権教育の推進.....	63
取組 60	人権教育・啓発活動等の推進 (生涯学習課)	63
取組 61	男女共同参画社会の実現 (企画調整課)	63
3ー基本政策 2	市民図書館を核とした市民の読書環境・情報環境の充実.....	63
施策 (37)	市民図書館を核とした市民の読書環境・情報環境の充実.....	64
取組 62	図書館活動 (図書館)	65
取組 63	読書活動推進 (図書館)	65
取組 64	学校司書の配置、学校図書館の整備充実 (学校教育課)	65
3ー基本政策 3	家庭教育支援の充実.....	65
施策 (38)	家庭教育支援の充実.....	65
取組 65	家庭教育支援基盤形成の取組 (学校教育課・生涯学習課・福祉 事務所)	66
取組 33	(再掲) 親育ち支援* (啓発) (福祉事務所)	66
3ー基本政策 4	放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学 びの場の充実	66
施策 (39)	放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学 びの場の充実	66
取組 66	放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学 びの場の充実 (生涯学習課)	67
3ー基本政策 5	市民一人一人が文化芸術に親しむ環境づくりの推進.....	67
施策 (40)	書道美術館・歴史民俗資料館への来館機会の充実.....	68
取組 67	書道美術館・歴史民俗資料館への来館機会の充実 (生涯学習課)	68
取組 68	書道美術館・歴史民俗資料館における教育普及活動の推進 (生 涯学習課)	68
取組 69	書道文化の振興 (生涯学習課)	68
取組 70	童謡の里づくりの推進 (学校教育課・生涯学習課)	68
施策 (41)	文化芸術に親しむ機会の充実.....	68
取組 71	文化芸術に親しむ機会の提供と文化芸術活動への支援 (生涯学 習課)	69
3ー基本政策 6	文化財の保存・活用.....	69
施策 (42)	文化財の保存と活用の推進.....	69
取組 72	文化財の保存・整備 (生涯学習課)	70
取組 73	伝統的な祭り・民俗芸能の振興 (生涯学習課)	70
取組 74	文化財の保存管理と整備 (生涯学習課)	70
取組 75	埋蔵文化財の発掘調査と保存・活用 (生涯学習課)	70
施策 (43)	市史調査の推進.....	70
取組 76	歴史資料の調査と記録収集 (生涯学習課)	71
取組 77	地域の歴史研究を担う人材の育成 (生涯学習課)	71
取組 78	調査成果の広報と学校等での活用 (生涯学習課)	71
3ー基本政策 7	スポーツの振興.....	71
施策 (44)	スポーツ人口の拡大.....	72
取組 79	子どものスポーツ環境の整備 (生涯学習課)	72
施策 (45)	スポーツを通じた活力あるまちづくり.....	72
取組 80	スポーツキャンプのまちづくりの推進 (生涯学習課)	73

●基本方針 4 教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進する ために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備	74
4ー基本政策 1 教育公務員としての自覚と遵法意識の徹底及び教職員としての 資質・能力の向上	74
施策 (46) 教職員の不祥事防止策の強化と、発生した場合の対応体制の強 化	75
取組 81 教職員の不祥事の防止策及び発生時の適切・迅速な対応体制の 確立（学校教育課）	75
施策 (47) 教員育成指標等を踏まえた各段階における教職員の教科指導・ 生徒指導・学校運営等の対応力向上に向けた体系的な研修の実 施	75
取組 82 新規配属職員への支援（研修）（学校教育課・教育研究所） ...	75
取組 83 教員の ICT 活用指導力*の向上（学校教育課）	75
取組 84 教員の実践的指導力の向上（学校教育課・教育研究所）	76
4ー基本政策 2 「学校における働き方改革」、「チーム学校の推進・強化」の 一体的推進	76
施策 (48) 学校におけるワークライフバランス*を確保した働き方改革の 推進	77
取組 85 学校組織のマネジメント力の向上と教職員の意識改革（学校教 育課）	77
取組 86 業務の効率化・削減（学校教育課）	77
取組 87 若年教職員へのサポート体制の充実（学校教育課）	77
取組 103 （後掲）校務支援システム*等を活用した業務効率化（学校教 育課）	78
取組 104 （後掲）校務効率化ツール等の導入促進（学校教育課）	78
取組 88 教員業務支援員配置（学校教育課）	78
取組 47 （再掲）学校の支援力の向上（スクールカウンセラー*・スクー ルソーシャルワーカー*の活用）（学校教育課）	78
取組 109 （後掲）部活動改革の取組推進（学校教育課・生涯学習課） ..	78
取組 89 学校事務体制の強化（学校教育課）	78
施策 (49) 校長の主導のもと、全ての教職員が「自分事」として参画し、 かつ、学校内外のリソースを効率的に活用した学校組織体制・ 経営体制の強化	78
取組 90 学力向上のための学校経営力向上支援（学校教育課）	79
取組 91 組織力向上推進（学校教育課）	79
取組 105 （後掲）コミュニティ・スクール*の充実（学校教育課）	79
施策 (50) 教職員のメンタルヘルス対策	79
取組 92 教職員のメンタルヘルス対策（学校教育課）	79
4ー基本政策 3 児童生徒・教職員にとって、安全・安心で、円滑な教育活動等 が展開できる環境整備や機運醸成	79
施策 (51) 教育施設等の耐震化、防災対策の促進	80
取組 93 学校の防災対策の促進（学校教育課）	81
取組 94 小学校の高台移転・統合（学校教育課）	81
取組 95 保育所の高台移転・統合（福祉事務所）	81
施策 (52) 学校施設等の長寿命化改修や、省エネルギー化、バリアフリー 化等の実施	81
取組 96 学校施設の維持・改善及び長寿命化対策等（学校教育課）	81

施策（53）	学校等の防犯対策.....	81
取組 97	不審者侵入対策を含めた安全教育・安全管理体制の充実（学校教育課・生涯学習課）.....	82
取組 66	（再掲）放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実（生涯学習課）.....	82
施策（54）	登下校の安全対策の促進.....	82
取組 98	地域ぐるみの学校安全体制整備の推進（学校教育課）.....	82
取組 99	自転車ヘルメット着用の推進（学校教育課）.....	82
取組 100	保育所等の安全対策の強化（福祉事務所）.....	83
施策（55）	防災教育の推進.....	83
取組 101	防災教育の推進（学校教育課）.....	83
取組 66	（再掲）放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実（生涯学習課）.....	83
施策（56）	ICT・デジタル環境の整備、校務 DX*の推進.....	83
取組 102	学校の ICT 環境整備（学校教育課）.....	84
取組 103	校務支援システム*等を活用した業務効率化（学校教育課）...	84
取組 104	校務効率化ツール等の導入促進（学校教育課）.....	84
取組 3	（再掲）学習支援プラットフォームの活用促進（学校教育課）..	84
4－基本政策 4	学校と様々な関係者とで連携・協働して、取組促進や課題解決を図る仕組みの展開・強化.....	84
施策（57）	コミュニティ・スクール*と地域学校協働活動*の一体的推進...	85
取組 105	コミュニティ・スクール*の充実（学校教育課）.....	85
取組 106	地域学校協働活動*の推進（学校教育課）.....	85
取組 107	開かれた学校づくりの推進（学校教育課）.....	86
施策（58）	PTA 活動の振興.....	86
取組 108	PTA 活動の振興（学校教育課・生涯学習課）.....	86
施策（59）	部活動の地域連携・地域展開に向けた取組の推進.....	87
取組 109	部活動改革の取組推進（学校教育課・生涯学習課）.....	87

第3期 安芸市教育振興基本計画

令和7年3月

発行 安芸市教育委員会